

# 高森町こども計画

『将来の子どもたちに誇れる町づくり  
全国に誇れる『高森町』へ』



令和7年3月

熊本県 高森町



## ごあいさつ

近年、急速な出生率の低下による少子化の進行とともに、こどもを取り巻く社会環境も大きく変化してきました。国では、その変化に迅速に対応するために、平成27年には「子ども・子育て関連3法」を施行するなど、こどもの利益が最大限に保障されるように、今日まで子ども・子育て支援施策を積極的に推進してきました。



しかし、この10年を振り返ると、こどもを取り巻く問題はますます顕在化、複雑化してきています。このような中、令和5年4月にはこども家庭庁が創設され、こどもの意見が最大限に尊重され、こどもたちが心身ともに健やかに成長できる社会、いわゆる「こどもまんなか社会」を目指すためこども基本法が施行されるなど、こども政策は新たな時代の展開を迎えています。

これまで本町のこども政策では、将来を担うこどもや若者、保護者が安心して子育てができるまちづくりを実現するために、地域における子育て支援や教育・保育環境の整備を目的とした子ども・子育て支援事業、そして保護者に対する生活・就労支援、教育の支援、生活の支援、経済的支援などの貧困対策を総合的に取り組んで参りましたが、今後はこども大綱に基づき一体的に策定・推進することとなります。

このような中、本町では、令和2年3月に策定した「第2期 たかもり 新 風まるプラン（第2期 高森町子ども・子育て支援事業計画・高森町 第2期次世代育成支援（後期）行動計画）」の推進から5年が経過することから、更なるこども・若者施策を盛り込み、令和7年度から11年度までを計画期間とした「高森町こども計画」を策定しました。

本計画では、基本理念に「将来の子どもたちに誇れる町づくり 全国に誇れる『高森町』へ」を掲げ、町や地域全体で施策を推進するとともに、子育て支援やこども・若者の環境整備の充実に取り組んで参りたいと考えておりますので、今後とも町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、計画の策定にあたりましてニーズ調査にご協力をいただきました町民の皆様ならびに、貴重なご意見、ご提言をいただきました高森町子ども・子育て会議委員の皆様には厚く御礼申し上げます。

令和7年3月

高森町長 草村 大成

# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景.....	1
2 計画策定の趣旨.....	2
3 計画の位置づけ.....	2
4 こども基本法・こども大綱の概要.....	5
5 地域子ども・子育て支援事業.....	7
6 計画の期間.....	8

## 第2章 高森町の子ども・若者をめぐる現状と課題

1 統計からみる本町の現状.....	9
2 子どもの生活実態調査等からみる本町の現状.....	21
3 本町の子ども・若者をめぐる課題.....	51

## 第3章「第2期たかもり 新 風まるプラン」の評価方法の検討と実施

1 事業評価判定の考え方.....	55
2 内部最終評価理由一覧.....	58

## 第4章 第3期 事業量推計

1 対象事業.....	65
2 令和6年度の本町の児童人口推計.....	66
3 教育・保育提供区域の設定.....	67
4 幼児期の学校教育・保育の量の見込み.....	67
5 特定教育・保育の量の見込みと確保方策.....	68
(1) 1号、2号認定.....	68
(2) 3号認定.....	68
6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	69
(1) 時間外保育事業.....	69
(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）.....	70
(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）.....	71
(4) 地域子育て支援拠点事業.....	71
(5) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）.....	72
(6) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外.....	73
(7) 病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）.....	74
(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学後）.....	75
(9) 利用者支援事業.....	76

(10) 子育て世帯訪問支援事業（新） ◆令和4年度児童福祉法改正 .....	76
(11) 児童育成支援拠点事業（新） ◆令和4年度児童福祉法改正 .....	77
(12) 親子関係形成支援事業（新） ◆令和4年度児童福祉法改正 .....	77
(13) 妊婦等包括的相談支援事業（新） ◆令和6年度児童福祉法改正 .....	78
(14) 乳児等通園支援事業 ※こども誰でも通園制度（新） ◆令和6年度児童福祉法改正 ...	79
(15) 産後ケア事業（新） ◆令和6年度児童福祉法改正 .....	80
(16) 妊産婦健康診査事業 .....	80
(17) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） .....	81
(18) 養育支援訪問事業 .....	81
(19) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 .....	82
(20) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 .....	82
(21) 様々な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について .....	82

## 第5章 計画の基本的な考え方

1 基本理念 .....	83
2 基本方針 .....	84
3 基本目標 .....	85
3 計画の体系 .....	86

## 第6章 施策の展開

基本目標1 ライフステージを通じて切れ目なく一人ひとりを 大切にする支援 .....	87
基本目標2 子どもの健やかな育ちへの支援 .....	88
基本目標3 子育て・子育てを支えるまちづくり .....	90
基本目標4 子ども・若者の成長と自立への支援 .....	91

## 第7章 計画の推進

1 計画の推進体制 .....	93
2 計画の進捗管理 .....	94

## 資料編

1 高森町子ども・子育て会議条例 .....	95
2 高森町子ども・子育て会議委員名簿 .....	96



# 第1章 計画の策定にあたって



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景

日本の子どもたちを取り巻く環境や国・社会は大きく変化しています。平成27年に「子ども・子育て支援新制度」が施行されて10年が経ちますが、家族・家庭が抱える複合的な課題、地域社会の結びつきの希薄化、子育て世帯の孤立、ひきこもりに関する問題は未だ解決すべき課題として残っています。また、スマートフォンやSNSの普及によるネットトラブルや情報過多といった新たな問題、自殺やいじめなどの生命・安全の危機などの問題も顕在化しています。

現在、こうした課題に対処するため、持続可能な開発目標（SDGs）の推進や、多様性と包摂性のある社会の形成、デジタルトランスフォーメーション（DX）など、多岐にわたる取り組みが行われています。

また、子どもの貧困対策においては、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律（現在のこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律）」が施行され、同法8条の規定に基づき、同年8月には子どもの貧困対策に必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策を総合的に推進する「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

さらに、子ども・若者を取り巻く環境の悪化や、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者育成支援施策の総合的推進を図ることを目的に、平成22年4月に制定された「子ども・若者育成支援推進法」のもと、平成28年2月には「子ども・若者育成支援推進大綱」、令和3年4月には、新たに「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。

加えて近年の重要な展開としては、令和5年4月に施行されたこども基本法が挙げられます。こども基本法は、「子ども・子育て支援法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「子ども・若者育成支援推進法」等を包含する基本法として、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として、ひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらずその権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会（こどもまんなか社会）の実現を目指すものです。

また、令和5年4月には、子どもと子どものある家庭に対する総合的な支援、子どもの権利利益の擁護に関する事務等を行う機関として「こども家庭庁」が発足し、同年12月、こども基本法の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されています。

## 2 計画策定の趣旨

本町においては、令和2年3月に「第2期 たかもり 新 風まるプラン（第2期 高森町子ども・子育て支援事業計画・高森町 第2期次世代育成支援（後期）行動計画）」を策定し、子どもの健やかな成長と子育て世帯を支援するとともに、今後の幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を計画的に確保するとともに、子どもの健やかな成長と子育てを社会全体で支援する環境の整備を目的に切れ目ない施策の一層の充実を図ってきました。

本計画は、前計画「第2期 たかもり 新 風まるプラン」の次期計画として、本町の最上位計画である「高森町総合計画」、熊本県の「こどもまんなか熊本・実現計画」、国の「こども大綱」を勘案するとともに、こども基本法、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、子ども・子育て支援法等に基づいた、子ども施策に係る計画を一体的に策定するものです。

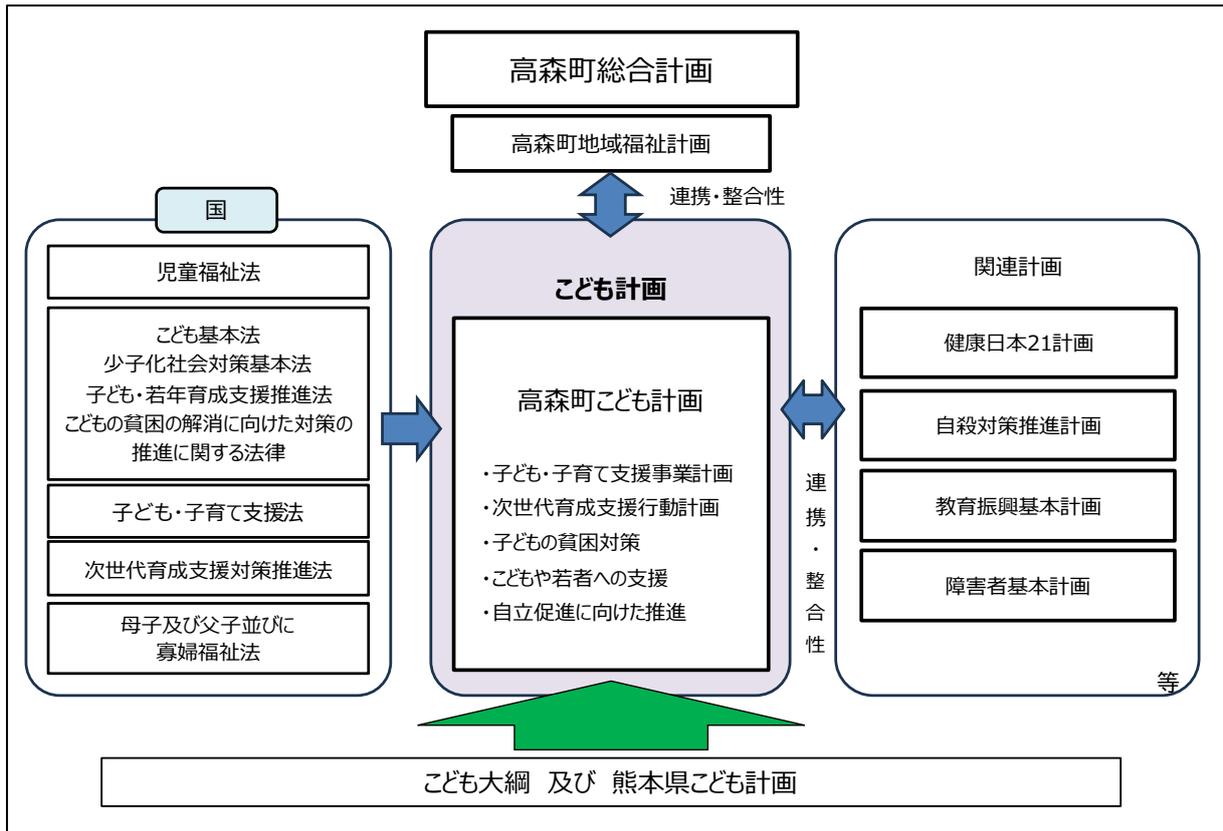
## 3 計画の位置づけ

本計画は、本町の子ども・子育て支援に関する総合的な計画で、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」の性格を併せ持ちます。

そして、計画の一部は、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策推進計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」を包含するものです。

また、町政の最上位計画である「高森町総合計画」をベースとし、策定に当たっては、国・熊本県が策定した関連の計画や、町の各種計画等との整合・連携を図っています。

なお、本計画は、乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）、学童期（小学生年代）及び思春期（中学生年代からおおむね18歳まで）だけでなく、青年期（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満まで）、施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者を対象とします。



## (1) こども基本法

こども基本法（令和4年法律第77号。以下「法」という。）は、令和5年4月1日から施行されました。

市町村こども計画（第10条関係）は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、こども計画を作成するよう努力義務が課せられています。

- ア. 市町村こども・若者計画
- イ. 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定するその他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画
- ウ. 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画
- エ. 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画

以上の「地方公共団体がこども施策に関する事項を定める計画」を一体として策定することにより、区域内の子ども施策において、統一的に住民にとって一層わかりやすいものとするのが期待されています。

## (2) 子ども・子育て支援法

この法律は、平成27年度から施行されました。

市町村は、子どもを生み、育てやすくするために、子ども・子育て支援の実施主体としての役割を担うとともに、国や県と連携し地域の実情に即し、住民のニーズに応じた給付等を提供するもので、「市町村子ども・子育て支援事業計画」は「第61条第1項」に基づくものです。

【第61条第1項】

- 児童福祉法及び子ども・子育て支援法……教育と保育を受ける権利
- 子ども・子育て支援法………確実な個人給付と利用保障、教育・保育の整備等

## (3) 次世代育成支援対策推進法

この法律は平成16年度に施行され、平成26年度までの時限立法として制定されましたが、現時点で令和16年度まで延長されています。

基本理念として「次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。」とされ、この理念は、子ども・子育て支援法に引き継がれています。

## (4) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

「こどもの貧困対策推進計画」は、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律「第10条第2項」に基づくものです。

第3条に基本理念として、こどもの貧困対策に向けた解消は、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援、経済的支援等の施策を、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのない社会を実現することを旨として、こども及びその家族の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない等と定められています。

## (5) 子ども・若者育成支援推進法

この法律は、有害情報の氾濫等、子ども・若者をめぐる環境の悪化していることや、ニート、ひきこもり、不登校、発達障害等の子ども・若者の抱える問題が深刻化していることに加え、従来の個別分野における縦割りの対応では限界があることを背景に、下記を整備推進する目的があります。

また、令和6年6月の法改正では、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されました。

- 子供・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組みを整備する（基本法的性格）
  - ・国の本部組織や大綱、地域における計画やワンストップ相談窓口等の枠組みを整備する
  - ・学校教育法、児童福祉法、雇用対策法等関係分野の法律と相まって子供・若者育成支援施策を推進する
- 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者を支援するためのネットワークを整備する

## （6）母子及び父子並びに寡婦福祉法

母子父子寡婦福祉法とは、ひとり親家庭の児童が健全に育つことと母子家庭や父子家庭、寡婦の健康で文化的な生活を保障することを目的とした法律です。この法律では、母子家庭等の福祉を図るため母子父子寡婦福祉資金の貸付、居宅等における日常生活支援、住宅・就労等に関する福祉上の措置などが定められています。

また、ひとり親家庭を支援するため、福祉事務所に母子・父子自立支援員が配置されており、身近な相談員としてひとり親家庭を支援しています。

## 4 こども基本法・こども大綱の概要

### （1）こども基本法について

こども基本法はこども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。

こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

- |   |   |
|---|---|
| <p>1 すべてのこどもは大切にされ、<br/>基本的な人権が守られ、差別されないこと。</p>                          | <p>4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、<br/>意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって<br/>最もよいことが優先して考えられること。</p> |
| <p>2 すべてのこどもは、大事に育てられ、<br/>生活が守られ、愛され、保護される<br/>権利が守られ、平等に教育を受けられること。</p> | <p>5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが<br/>十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、<br/>家庭と同様の環境が確保されること。</p> |
| <p>3 年齢や発達の程度により、<br/>自分に直接関係することに意見を言えたり、<br/>社会のさまざまな活動に参加できること。</p>    | <p>6 家庭や子育てに夢を持ち、<br/>喜びを感じられる社会を<br/>つくること。</p>                                  |



## (2) こども家庭庁について

こども家庭庁は、「こどもまんなか」をスローガンに、こども基本法の施行とともに令和5年4月に発足しました。こども家庭庁は、こどもまんなか社会を実現するために、こどもの視点に立って意見を聴き、こどもにとって一番の利益を考え、こどもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、こどもの権利を守るこども政策の司令塔として、20歳代までのこどもの育ちを保障するため、社会全体への普及啓発とともに、政府全体の取り組みを主導しています。

## (3) こども大綱について

こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、令和5年12月22日、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

### (こども施策に関する基本的な方針)

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

## (4) こども未来戦略について

「こども未来戦略」は、若い世代の方の将来展望を描けない状況や子育てをされている方の生活や子育ての悩みを受け止めて、令和5年12月に策定されました。

「こども未来戦略」は、次の3つの戦略を基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指しています。

### (「こども未来戦略」基本理念)

- ① 若者・子育て世代の所得を増やす
- ② 社会全体の構造や意識を変える
- ③ すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく

### (「こども未来戦略」に盛り込まれた主な施策)

- ① 子育て世帯の家計を応援  
出産育児一時金、児童手当拡充、児童扶養手当拡充、住宅支援、医療費等負担軽減、大学等の授業料等減免支援拡大、授業料後払い制度など
- ② すべてのこどもと子育てを応援  
伴走型相談支援、産後ケア、こども誰でも通園制度、障害児等の地域での支援強化、放課後児童クラブ拡充、こども・若者の安全・安心な居場所づくり、ひとり親等のこどもへの学習支援など
- ③ 共働き・共育てを応援  
男性育休取得推進、時短給付、看護休暇、自営業・フリーランスの育児期間の年金保険料免除など

## 5 地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業などの13の事業が「地域子ども・子育て支援事業」として法定化され、各市町村が地域の実情に応じて推進していくこととなりました。

また、令和4年の児童福祉法改正（令和6年4月施行）により、地域子ども・子育て支援事業として「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」が新たに創設されました。

さらに、令和6年の児童福祉法改正では、「妊婦等包括相談支援事業」、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」、「産後ケア事業」が新たに創設され、令和7年4月から施行されます。

**(主な事業)**

- 利用者支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 妊婦に対して健康診査を実施する事業
- 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)
- 養育支援訪問事業・子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業
- 子育て短期支援事業
- 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
- 一時預かり事業
- 時間外保育事業(延長保育事業)
- 病児保育事業
- 放課後児童健全育成事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

**(新規)**

- 子育て世帯訪問支援事業
- 児童育成支援拠点事業
- 親子関係形成支援事業
- 妊婦等包括相談支援事業
- 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)
- 産後ケア事業

## 6 計画の期間

本計画の期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。

令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
第2期 たかもり新風まるプラン (令和2～令和6年度)									
					高森町こども計画 (令和7～11年度) ※第3期子ども・子育て支援事業計画内包				

## 第2章 高森町の子ども・若者をめぐる 現状と課題



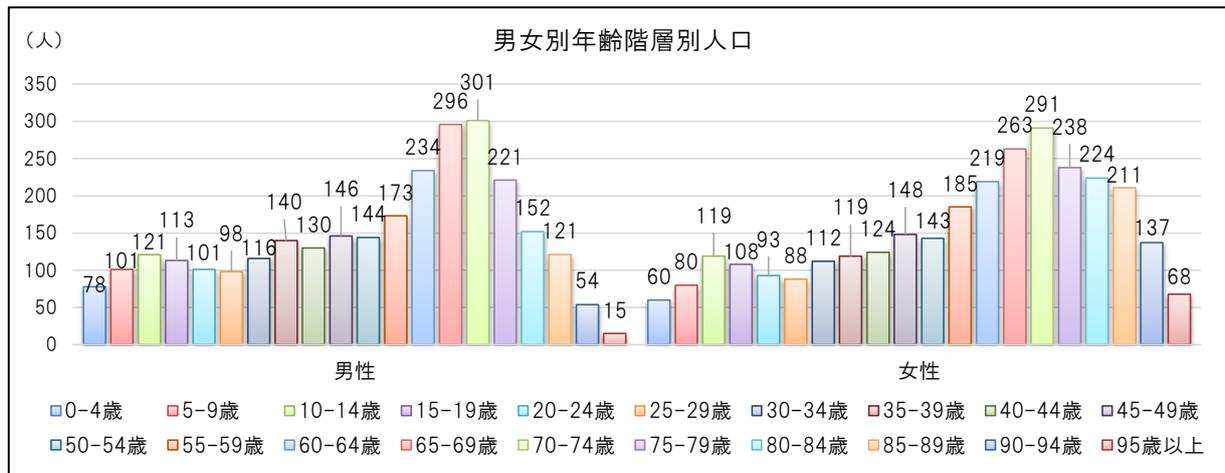
## 第2章 高森町の子ども・若者をめぐる現状と課題

### 1 統計からみる本町の現状

#### (1) 人口の状況

##### ① 令和6年度 男女別・年齢階層別人口

本町の令和6年4月2日現在の男女別・年齢階層別人口構成は、以下のとおりです。  
男女とも70～74歳階層が最も多く、25～30歳の人口が少ない構成となっています。

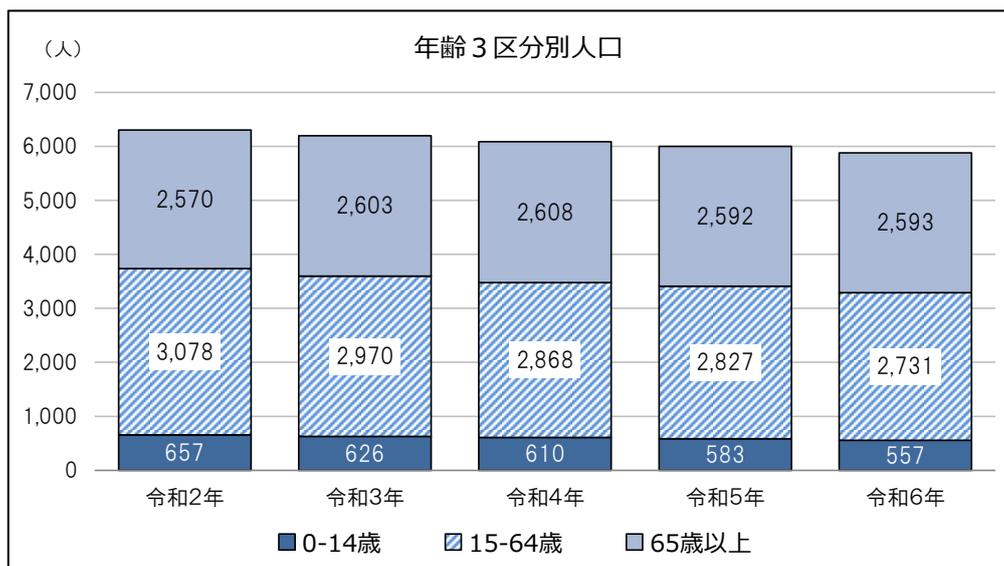


資料：住民基本台帳（令和6年4月2日現在）

##### ② 総人口と年齢3区分別人口

令和6年3月末現在の本町の総人口は5,881人です。

総人口は、年々減少しており、年齢3区分別にみても減少傾向で推移しています。

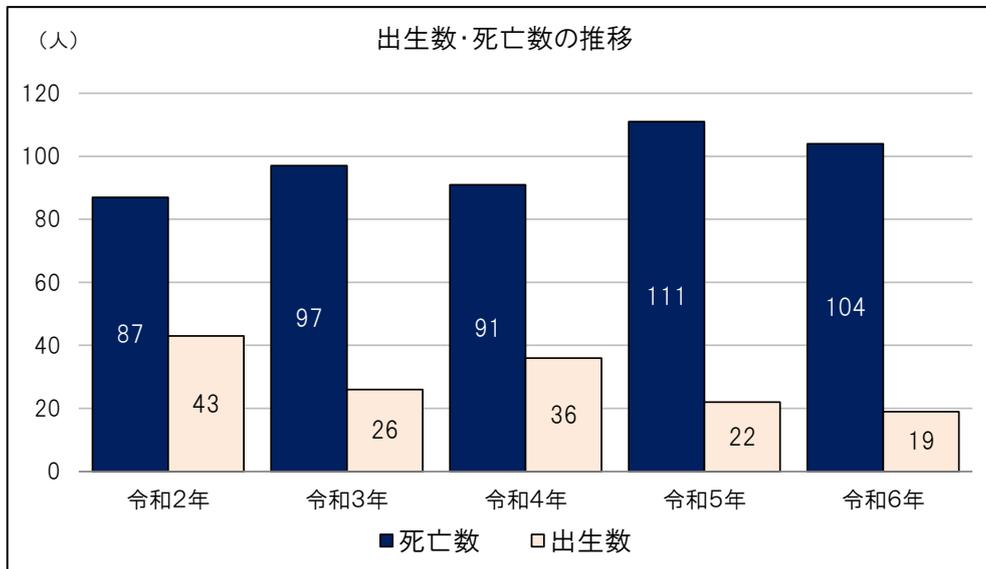


資料：住民基本台帳（各年3月末）

③ 出生数と死亡数の推移

本町の出生数は、増減を繰り返す傾向はありますが、令和2年と令和6年を比較すると大幅に減少しています。

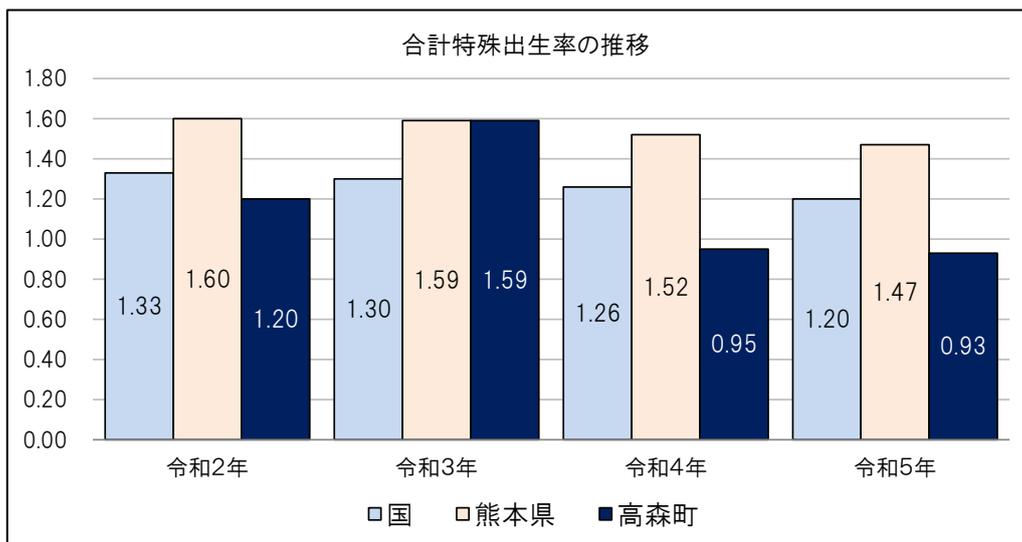
死亡数は、増加する傾向で推移しています。



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

④ 合計特殊出生率

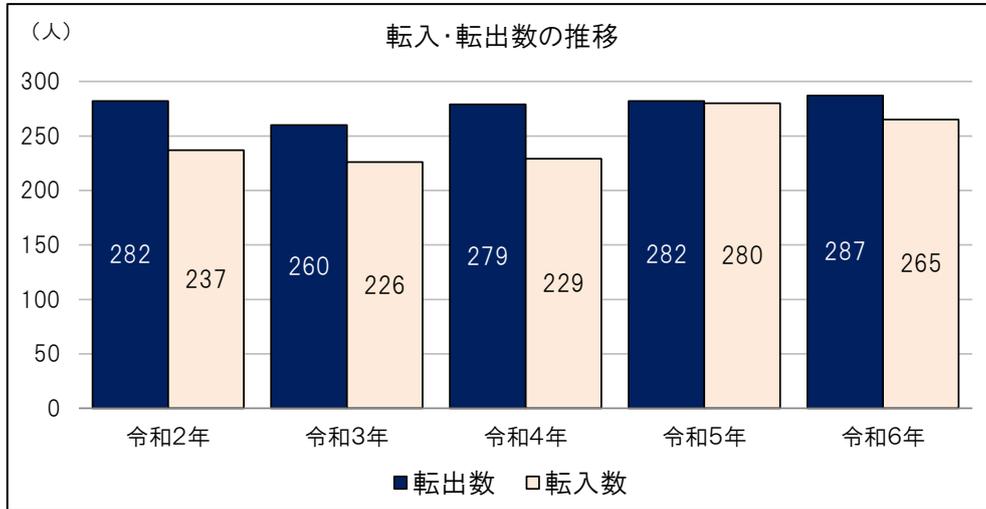
本町の令和5年の合計特殊出生率は0.93となっており、国や熊本県より低くなっています。



資料：住民基本台帳

⑤ 転出・転入者数の推移

転出・転入者数の推移をみると、転入数は令和5年以降増加傾向にあり、転出数も増加傾向で推移しています。

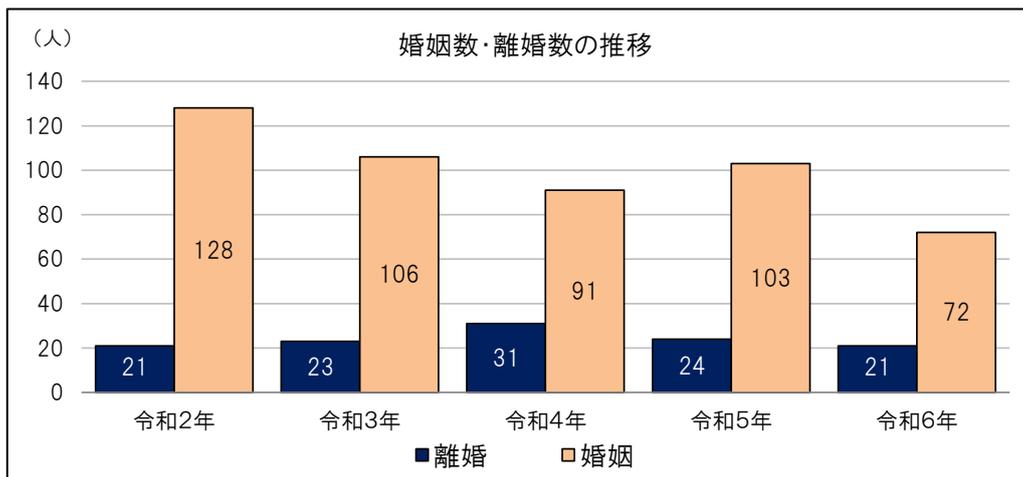


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

⑥ 婚姻数・離婚数の推移

婚姻数・離婚数の推移をみると、婚姻数は減少傾向で推移していましたが、令和5年に増加し、令和6年再度減少に転じ推移しています。

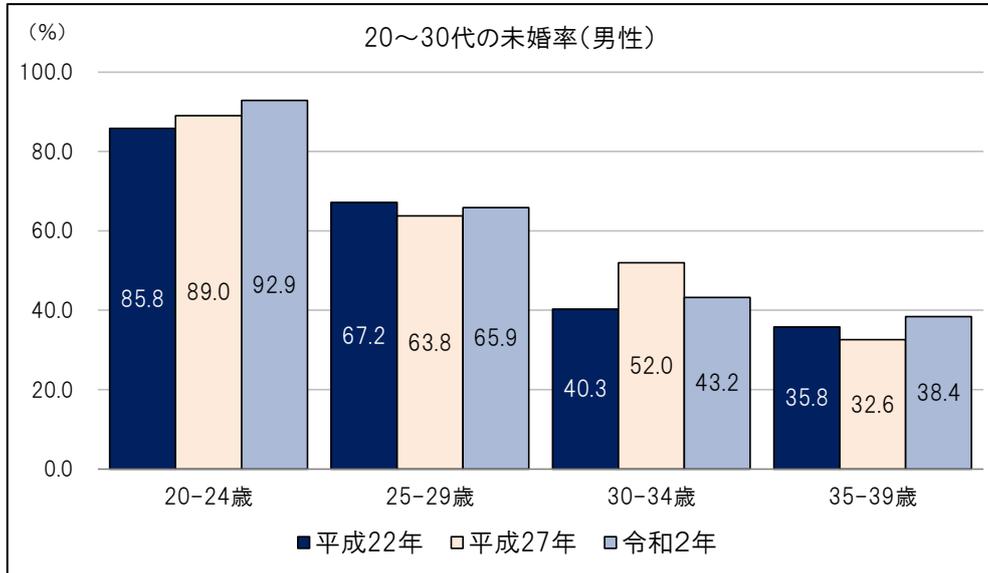
離婚数も同様に、婚姻数程の大きな変動はないものの、似た傾向で推移しています。



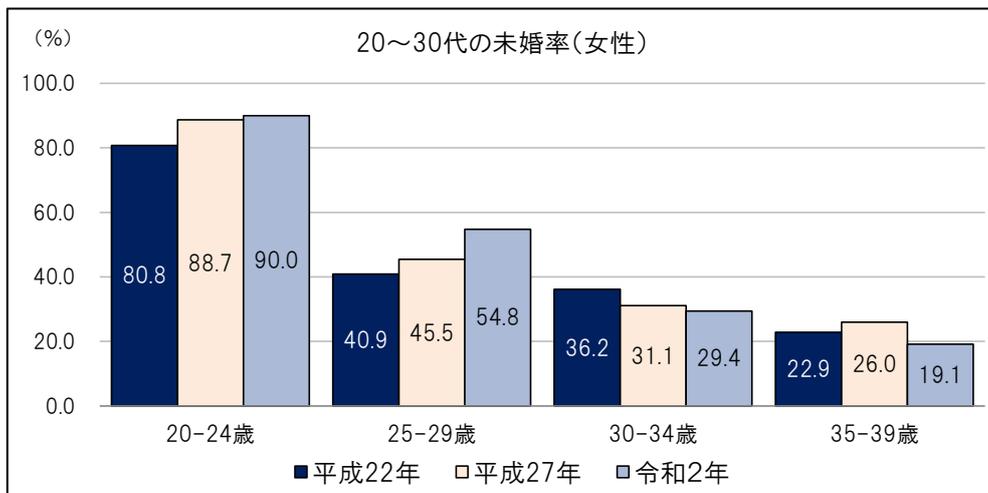
資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

⑦ 20代から30代の未婚率の推移

20代から30代の未婚率の推移を全体的にみると、男性女性ともに未婚率は増加傾向となっていますが、「30～34歳」のみ減少傾向で推移しています。



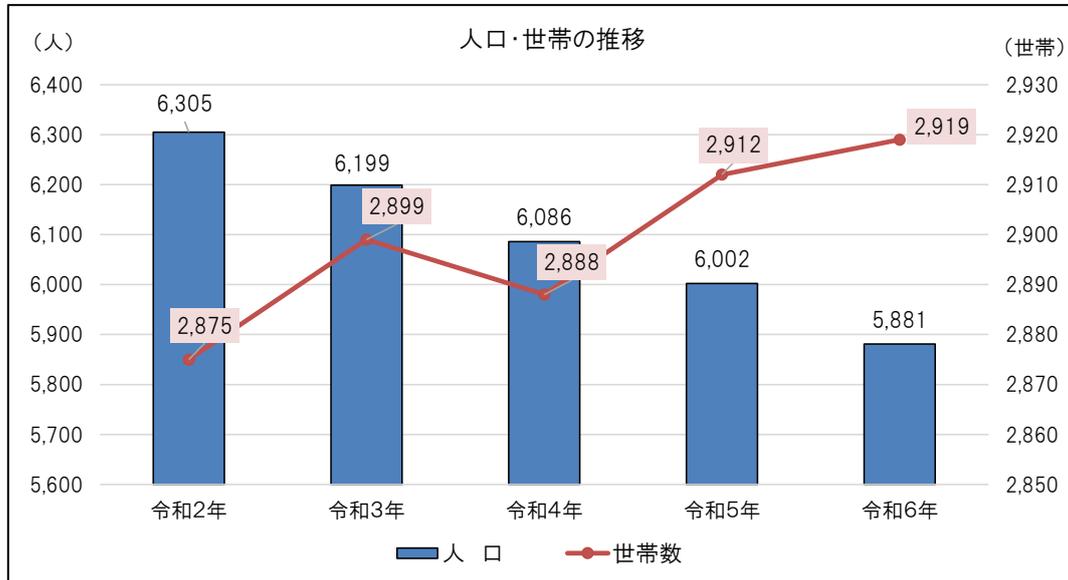
資料：国勢調査（各年10月1日現在）



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

## (2) 世帯の状況

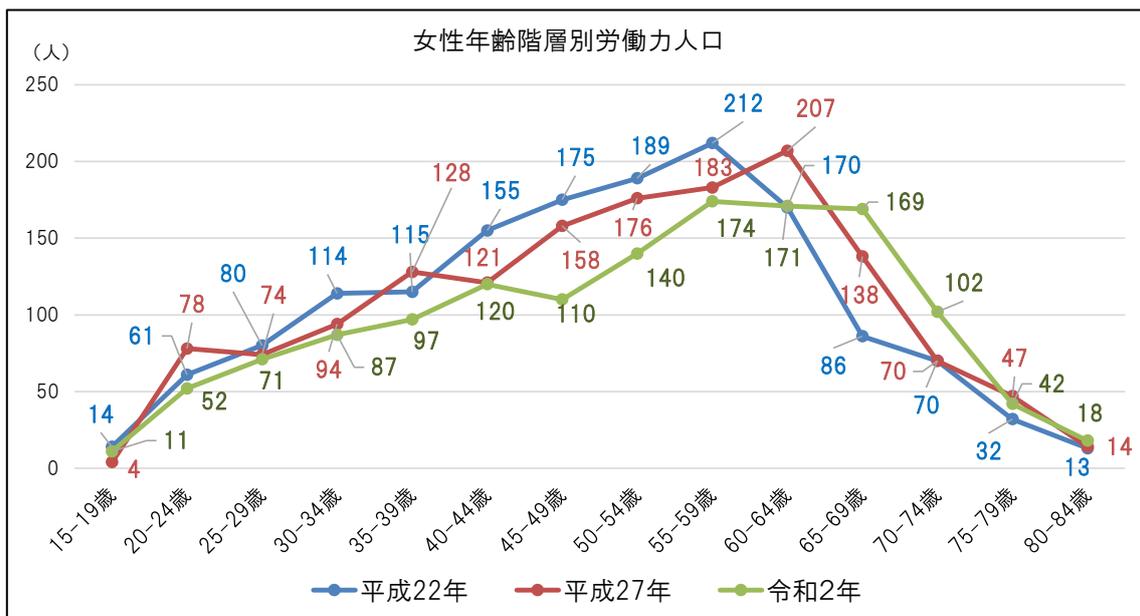
総人口は、年々減少傾向となっていますが、世帯数の推移をみると、令和4年に減少に転じましたが、翌年には再び増加傾向に転じ推移しています。



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

## (3) 女性の就労状況

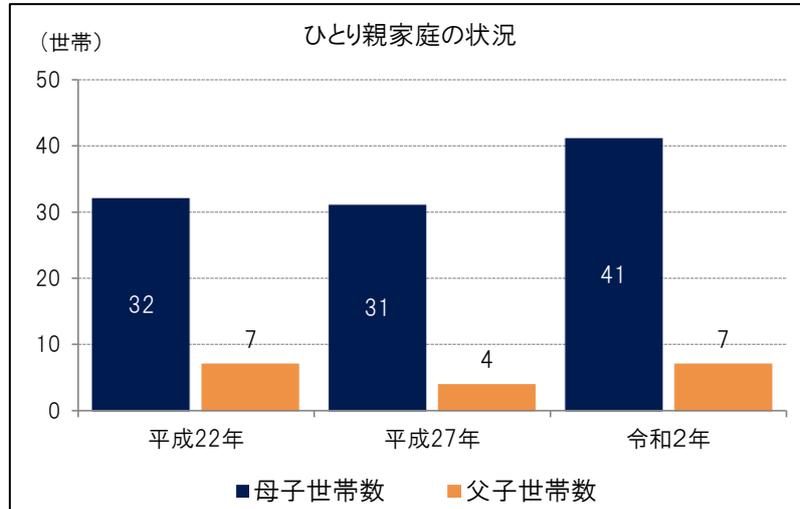
平成27年度と令和2年度の傾向をみると、すべての年齢階層ほぼ同じ傾向で推移しています。



資料：国勢調査

### (4) ひとり親家庭の状況

ひとり親家庭の状況を見ると、父子家庭はほぼ横ばいですが、母子家庭は令和2年に大幅に増加しています。



資料：国勢調査

### (5) 保育所・幼稚園・認定子ども園の入所状況

#### ① 施設数及び定員・入所（園）児童数の推移

公立・私立の認可保育所入所（園）児童数及び施設数、認可保育施設数は以下のとおりです。

【施設数および定員・入所（園）児童数の推移】

区分			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0～5歳児人口(人)			241	230	205	193	178	166
認可保育所	公立	施設数	2	2	2	2	2	2
		定員	50	50	50	40	40	40
		入所児童数	42	39	37	30	29	23
	民間	施設数	2	2	2	2	2	2
		定員	170	170	150	150	150	130
		入所児童数	149	139	139	130	125	109
認可外保育施設	事業所内	施設数	1	1	1	1	1	1
	その他	施設数	0	0	0	0	0	0
幼稚園	公立	施設数	0	0	0	0	0	0
		定員	0	0	0	0	0	0
		園児数	0	0	0	0	0	0
	私立	施設数	1	1	1	1	1	1
		園児数	12	8	4	3	3	5

資料：住民福祉課

※入所児童数は年間延人数÷12、令和6年度の入所児童数及び幼稚園の園児数は4月1日現在

※幼稚園型認定こども園の教育（1号）部分と保育（2・3号）部分を含む

③ 認可保育所の（年齢別）入所状況の推移

認可保育所の年齢別入所状況は以下のとおりです。

【認可保育所の（年齢別）入所状況の推移】

(人) (%)

年齢	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	児童総数	30	37	24	37	21	19
	入所児童数	13	12	15	22	9	4
	入所率	41.9	31.5	62.2	60.1	44.0	21.1
1歳児	児童総数	43	32	37	24	35	27
	入所児童数	31	27	27	21	31	18
	入所率	71.9	84.4	74.1	86.1	89.8	66.7
2歳児	児童総数	31	38	31	32	21	35
	入所児童数	27	32	26	27	20	34
	入所率	86.3	85.1	83.3	85.4	95.2	97.1
3歳児	児童総数	49	33	35	30	33	23
	入所児童数	41	30	35	25	31	20
	入所率	83.3	90.4	100.5	82.5	94.7	87.0
4歳児	児童総数	43	48	31	38	30	33
	入所児童数	35	41	35	36	25	30
	入所率	80.2	85.4	113.4	93.9	84.4	90.9
5歳児	児童総数	45	42	47	32	38	29
	入所児童数	45	36	43	29	36	26
	入所率	99.6	84.7	91.7	91.1	95.6	89.7
合計	児童総数	241	230	205	193	178	166
	入所児童数	192	178	181	160	152	132
	入所率	79.7	77.4	88.3	82.8	85.4	79.5

資料：住民福祉課

※児童総数は各年4月1日

※入所児童数は年間延人数÷12

※令和6年度入所児童数は4月1日現在

※幼稚園型認定こども園の保育（2・3号）部分を含む

④ 地区別保育等の実施状況

特別保育等の実施状況は以下のとおりです。

【特別保育等の実施状況の推移】

(人)

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延長保育	実施箇所数	1	1	2	2	2	2
	利用児童数	104	48	20	47	49	39
0歳児保育	実施箇所数	4	4	4	4	4	4
	延べ利用児童数	130	140	179	267	111	85
一時保育	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	延べ利用児童数	946	603	720	501	379	376
心身障がい児保育	実施箇所数	1	1	1	1	2	2
	実施月数	12	12	24	24	24	24

資料：住民福祉課（各年3月末現在）  
 ※他市町村からの受託児童は除く  
 ※教育認定（1号認定）の延長保育は一時保育に含む

⑤ 認可外保育施設の入所児童数の状況

認可外保育施設の入所児童数は以下のとおりです。

【認可外保育施設の入所児童数の推移】

(人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業所内	5	5	5	1	0
その他	0	0	0	0	0
合計	5	5	5	1	0

資料：住民福祉課（各年3月末現在）

⑥ 幼稚園の就園状況

幼稚園の就園状況は以下のとおりです。

【幼稚園の就園状況】

(人)

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
3歳児	児童総数	49	33	35	30	33	23	
	私立園	園児数	6	2	1	3	1	2
		就園率	12.2	6.0	2.9	10.0	3.0	8.7
4歳児	児童総数	43	48	31	38	30	33	
	私立園	園児数	4	3	0	0	2	1
		就園率	9.3	6.3	0.0	0.0	6.7	3.0
5歳児	児童総数	45	42	47	32	38	29	
	私立園	園児数	2	3	3	0	0	2
		就園率	4.4	7.1	6.4	0.0	0.0	6.9

資料：住民福祉課（各年度4月1日現在）

(6) 各種支援の状況

本町において実施している各種支援の状況は以下のとおりです。

【障がい児保育の状況】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施箇所数	1	1	1	1	2	2
実施月数	12	12	24	24	24	24

資料：住民福祉課（各年3月末現在）

【児童発達支援の状況】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数(人/月)	1	1	1	5	4	6
利用日数(延べ人数/月)	3	3	5	35	20	30

資料：住民福祉課（各年4月1日現在）

【放課後等デイサービスの状況】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数(人/月)	5	10	12	15	22	21
利用日数(延べ人数/月)	160	80	84	90	110	120

資料：住民福祉課（各年4月1日現在）

【障がい児相談支援の状況】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数(人/月)	1	2	5	6	6	6

資料：住民福祉課（各年4月1日現在）

## （7）放課後児童クラブの利用状況

各地区の放課後児童クラブの利用状況は、以下のとおりです。

【放課後児童クラブ利用状況の推移】

(箇所/人)

地区	区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①・②	設置数	1	1	1	1	1
	児童数	44	45	45	41	40

資料：住民福祉課

## （8）地域活動の状況

町内における高森町総合型スポーツクラブの活動状況は、以下のとおりです。

【地域活動の状況】

(団体/人)

区 分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
高森町総合型 スポーツクラブ	団体数	1	1	1	1	1
	会員数	418	486	525	419	365

資料：教育委員会

## （9）母子保健の状況

### ① 相談事業実施の状況

相談支援の実施状況は、以下のとおりです。

【相談支援実施状況】

区分		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
母子健康手帳交付数(人)		40	41	26	24	22
パパママ教室	実施回数	0	0	0	0	0
	参加人数(延)	0	0	0	0	0

資料：住民福祉課

② 乳幼児健康診査実施の状況

乳幼児健康診査の実施状況は、以下のとおりです。

【乳幼児健康診査実施状況】

区分		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
1歳6か月児 健康診査	受診 状況	対象者(人)	36	32	37	23	32
		受診者(人)	34	32	36	21	32
		受診率(%)	94.4	100.0	97.3	91.3	100.0
むし歯保有率(%)		5.7	3.3	0.0	0.0	0.0	
3歳児 健康診査	受診 状況	対象者(人)	42	38	35	37	26
		受診者(人)	41	38	35	37	26
		受診率(%)	97.6	100.0	100.0	100.0	100.0
むし歯保有率(%)		48.8	26.3	11.4	10.8	7.7	

資料：住民福祉課

(10) 支援が必要な方の状況

① 就学援助認定者

町内の小・中学校へ就学させるにあたり、経済的な理由でお困りの保護者の方に対して、学用品費や給食費などの費用の一部を援助しています。

【就学援助認定者の状況】

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
基準日		令和2年3月31日	令和3年3月31日	令和4年3月31日	令和5年3月31日	令和6年3月31日	
小学校	人数(人)	37	30	36	50	39	
	認定率(%)	90.5%	86.4%	89.1%	93.0%	87.3%	
	支給 総額 (円)	特支就学奨励費・要保護修学旅行費	0	0	0	0	0
		準要保護児童生徒 給食費 就学援助費(給食費・医療費以外)	2,374,560	1,802,164	1,839,400	3,642,211	2,700,252
		準要保護児童生徒 医療費	0	0	0	0	0
合計		2,374,560	1,802,164	1,839,400	3,642,211	2,700,252	
中学校	人数(人)	15	15	15	18	23	
	認定率(%)	91.7%	92.8%	92.4%	93.8%	94.1%	
	支給 総額 (円)	特支就学奨励費・要保護修学旅行費	0	0	0	0	0
		準要保護児童生徒 給食費 就学援助費(給食費・医療費以外)	1,371,940	1,446,600	1,671,300	2,048,538	2,357,500
		準要保護児童生徒 医療費	0	0	0	0	0
合計		1,371,940	1,446,600	1,671,300	2,048,538	2,357,500	
全体	人数(人)	52	45	51	68	62	
	認定率(%)	91.1%	89.6%	90.7%	93.4%	90.7%	
	支給 総額 (円)	特支就学奨励費・要保護修学旅行費	0	0	0	0	0
		準要保護児童生徒 給食費 就学援助費(給食費・医療費以外)	3,746,500	3,248,764	3,510,700	5,690,749	5,057,752
		準要保護児童生徒 医療費	0	0	0	0	0
合計		3,746,500	3,248,764	3,510,700	5,690,749	5,057,752	

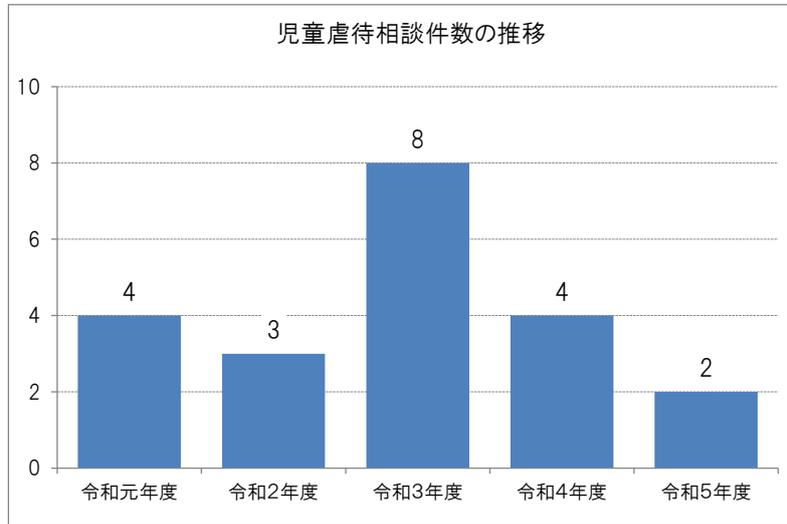
資料：教育委員会

② 児童虐待相談の状況

i. 児童虐待相談件数の推移

児童虐待相談件数については、令和3年度急増しましたが、再び減少に転じ推移しています。

【児童虐待相談件数の推移】



資料：住民福祉課（各年度4月1日現在）

## 2 子どもの生活実態調査等からみる本町の現状

本調査は、こども基本法に基づくこども計画を策定するため、令和6年度に第2期高森町子ども・子育て支援事業計画の見直しを行い、町内在住の15歳から39歳までの方や小中学生の方に子育て感や将来への希望などご意見やお考えを尋ねし、子ども・若者施策推進の資料として検討し、取りまとめることを目的として行いました。

### (1) 調査概要

#### ① 調査時期

令和6年1月に調査を実施しました。

#### ② 調査対象者及び調査方法

##### (調査対象者)

- i. 子ども・若者の意識と生活に関するアンケート調査  
高森町在住の15歳から39歳までの方 1,000人
- ii. 小学生調査  
町内の小学6年生・義務教育学校6年生 46人
- iii. 中学生調査  
町内の中学3年生・義務教育学校9年生 50人

##### (調査方法)

プライバシー保護のために無記名方式により実施しました。

調査方法は①は、郵送方式により、郵送配布・郵送回収、②③は学校での配布回収としました。

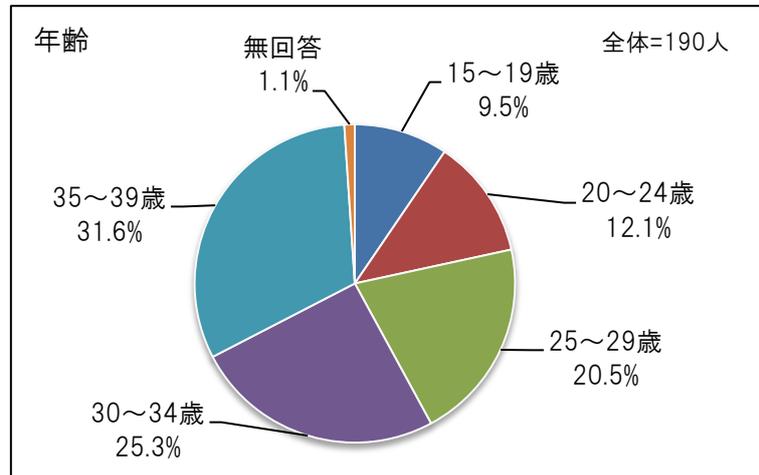
調査の種類	配布数	回収数	回収率
① 子ども・若者調査	1,000人	190人	19.0%
② 小学生調査	46人	46人	100.0%
③ 中学生調査	50人	38人	76.0%

※以下のグラフの有効回答数について：年齢・性別の無回答は有効回答数から除外しているため、全体数と一致しないものがあります。

## (2) 子ども・若者調査結果概要

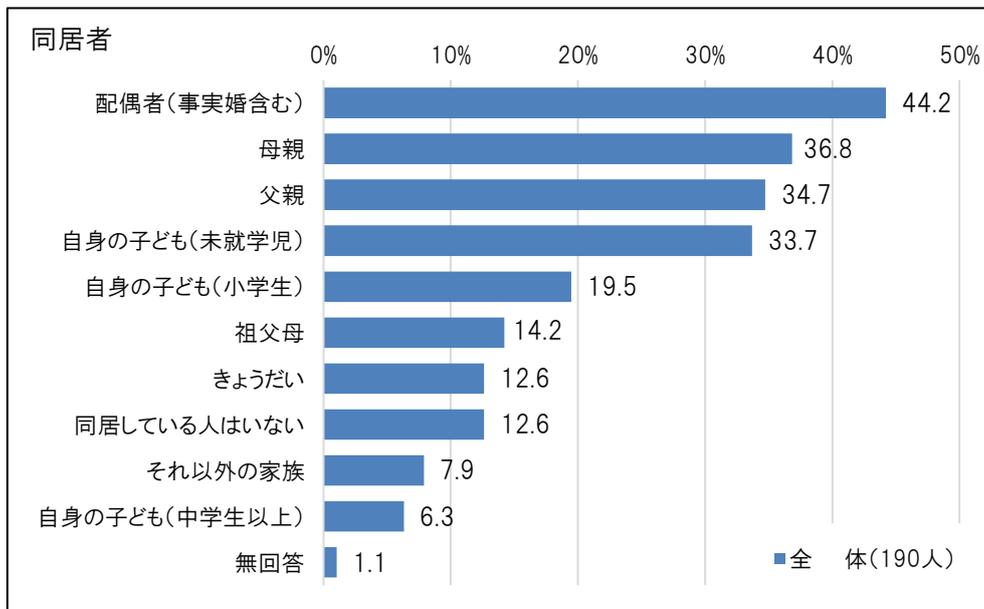
### ① 回答者年齢について

回答者の年齢の割合の内訳は、以下のとおりです。



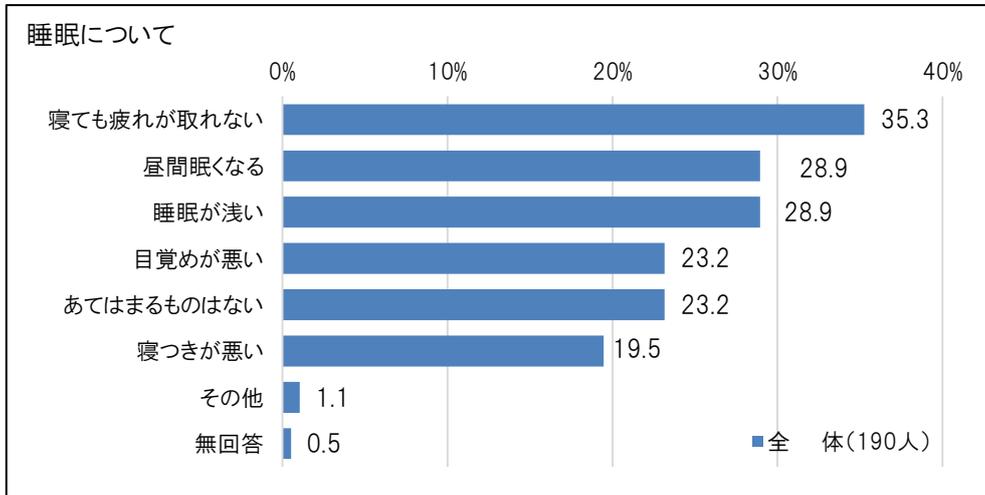
### ② 同居している方について

同居している人は、配偶者（事実婚含む）が最も多く、次いで母親、父親、自身の子どもと続きます。



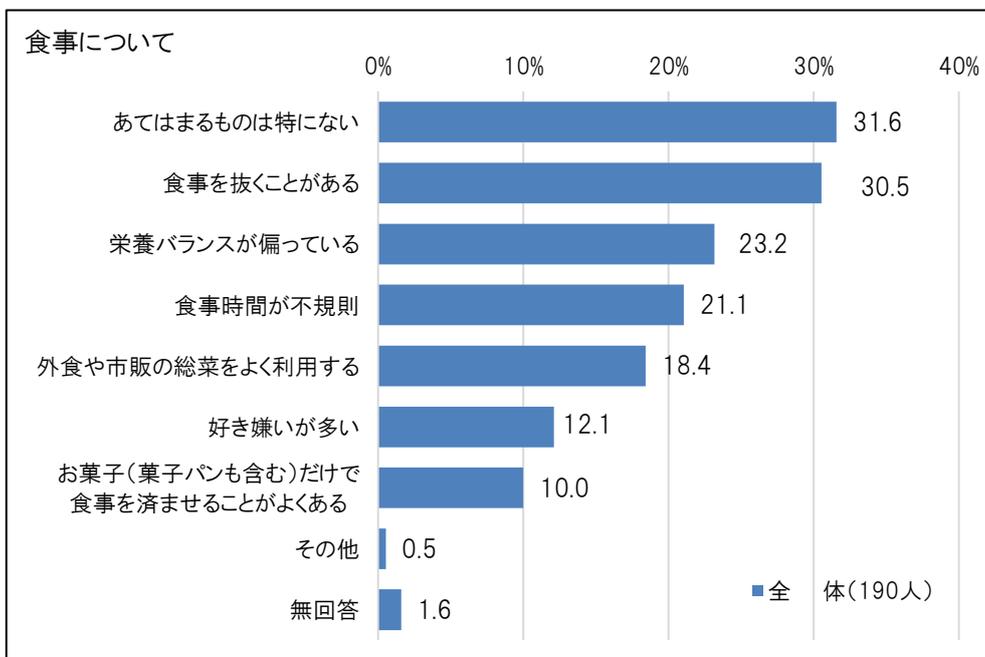
③ 生活習慣（睡眠）について

全体で、「寝ても疲れが取れない」の割合が35.3%と最も高く、次いで「昼間眠くなる」と「睡眠が浅い」が28.9%、「目覚めが悪い」23.2%と他は以下のとおりとなっています。



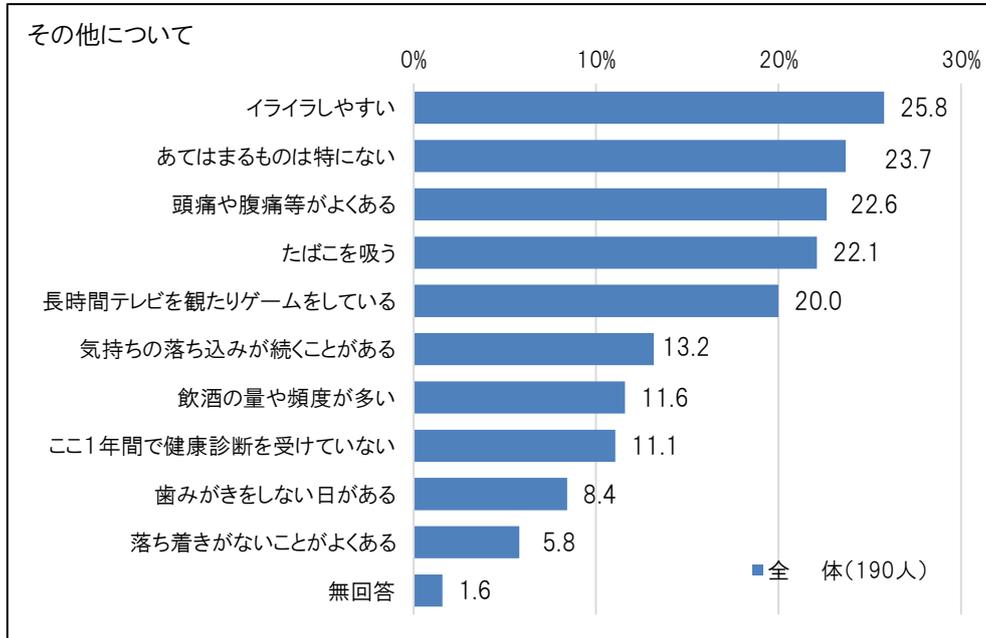
④ 生活習慣（食事）について

全体で、「あてはまるものは特にない」の割合が31.6%と最も高く、次いで「食事を抜くことがある」30.5%、「栄養バランスが偏っている」23.2%、「食事時間が不規則」21.1%と他は以下のとおりとなっています。



⑤ 生活習慣（その他）について

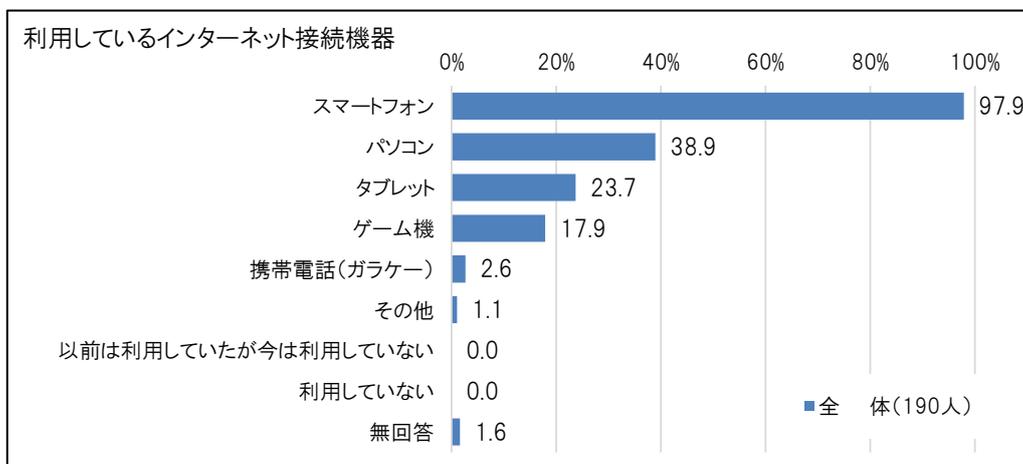
全体で、「イライラしやすい」の割合が25.8%と最も高く、次いで「あてはまるものは特にない」23.7%、「頭痛や腹痛等がよくある」22.6%と他は以下のとおりとなっています。

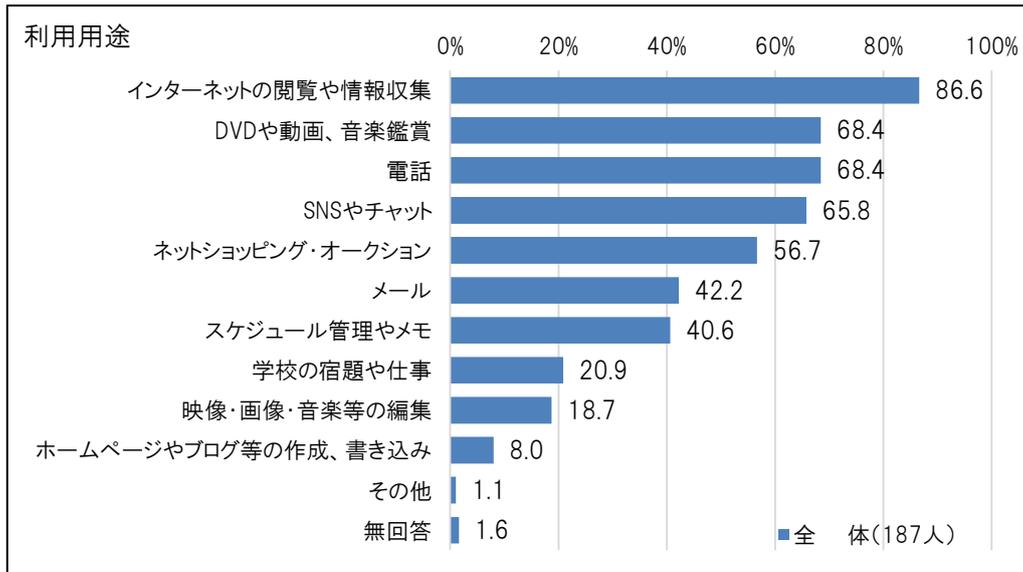


⑥ 利用しているインターネット接続環境について

利用しているインターネット環境についてたずねたところ、全体で、「スマートフォン」の割合が97.9%と最も高く、次いで「パソコン」38.9%、「タブレット」23.7%と他は以下のとおりとなっています。

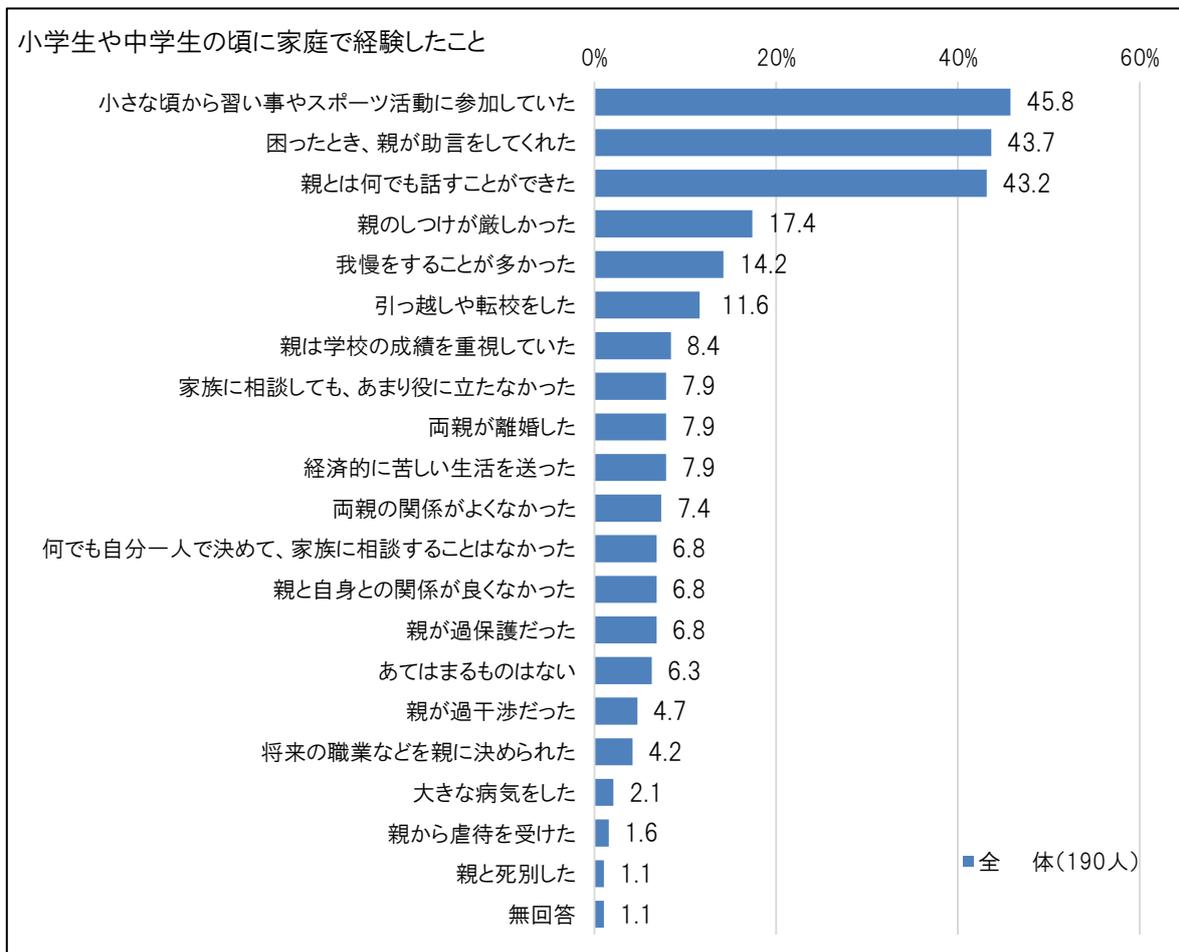
また、「パソコン」「タブレット」「スマートフォン」「携帯電話（ガラケー）」を利用している人に、何に活用しているかたずねたところ、「インターネットの閲覧や情報収集」の割合が86.6%と最も高く、次いで「DVDや動画、音楽鑑賞」と「電話」が68.4%、「SNSやチャット」65.8%が上位回答となっています。





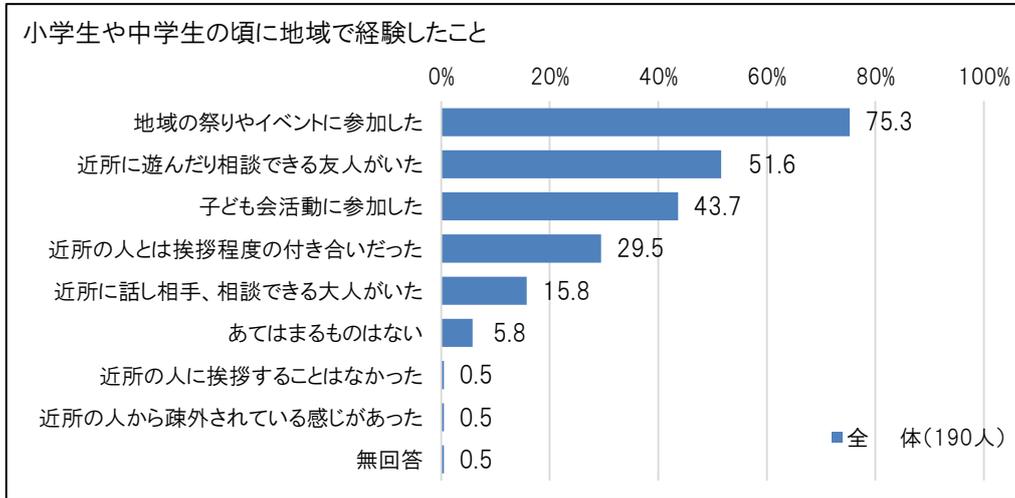
⑦ 小学生や中学生の頃に家庭で経験したことについて

小学生、中学生の頃に家庭で経験したことについてたずねたところ、全体で、「小さな頃から習い事やスポーツ活動に参加していた」の割合が 45.8%と最も高く、次いで「困ったとき、親が助言をしてくれた」43.7%、「親とは何でも話すことができた」43.2%と他は以下のとおりとなっています。



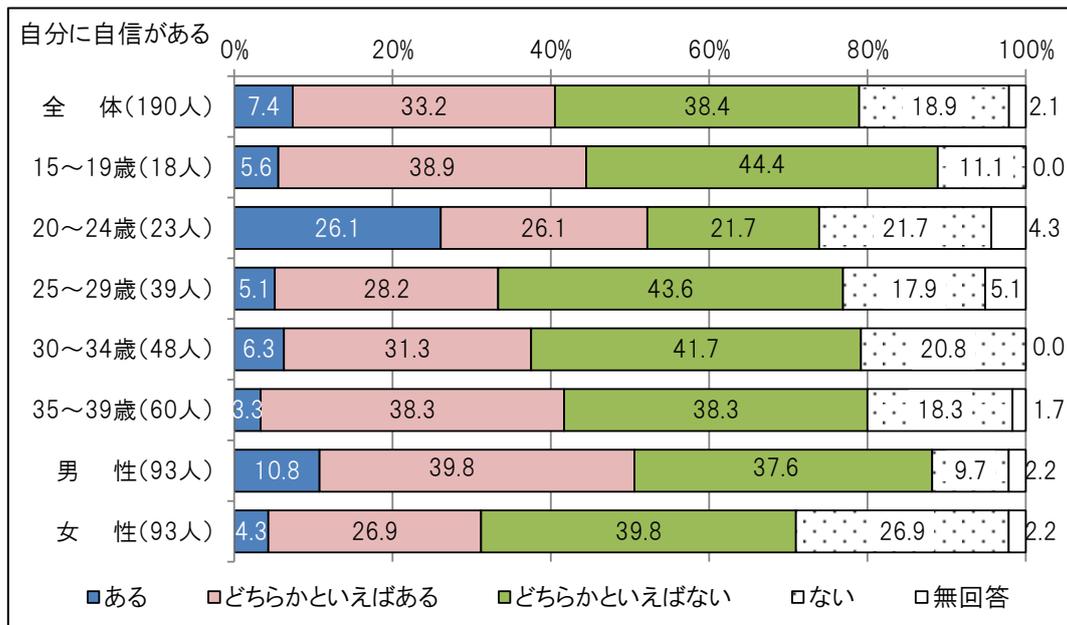
⑧ 小学生や中学生の頃に地域で経験したことについて

小学生、中学生の頃に地域で経験したことについてたずねたところ、全体で、「地域の祭りやイベントに参加した」の割合が75.3%と最も高く、次いで「近所に遊んだり相談できる友人がいた」51.6%、「子ども会活動に参加した」43.7%と他は以下のとおりとなっています。



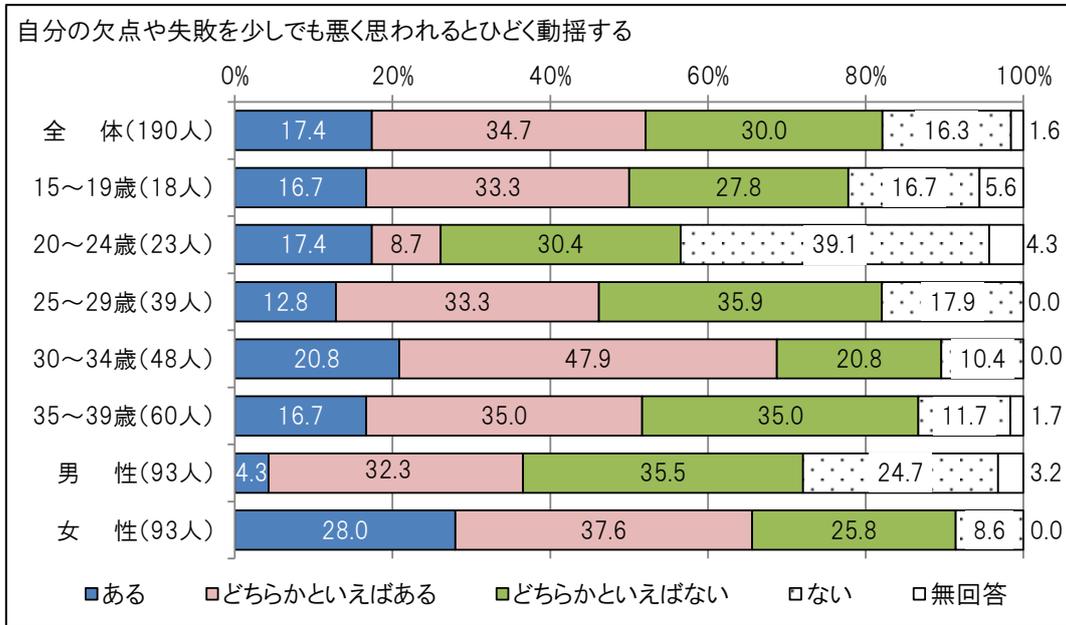
⑨ 自分自身（自分に自信があるか）について

全体で、「どちらかといえばない」の割合が38.4%と最も高く、次いで「どちらかといえばある」33.2%、「ない」18.9%、「ある」7.4%となっています。年代別では20～24歳で、男女別では男性で「ある」が高くなっています。



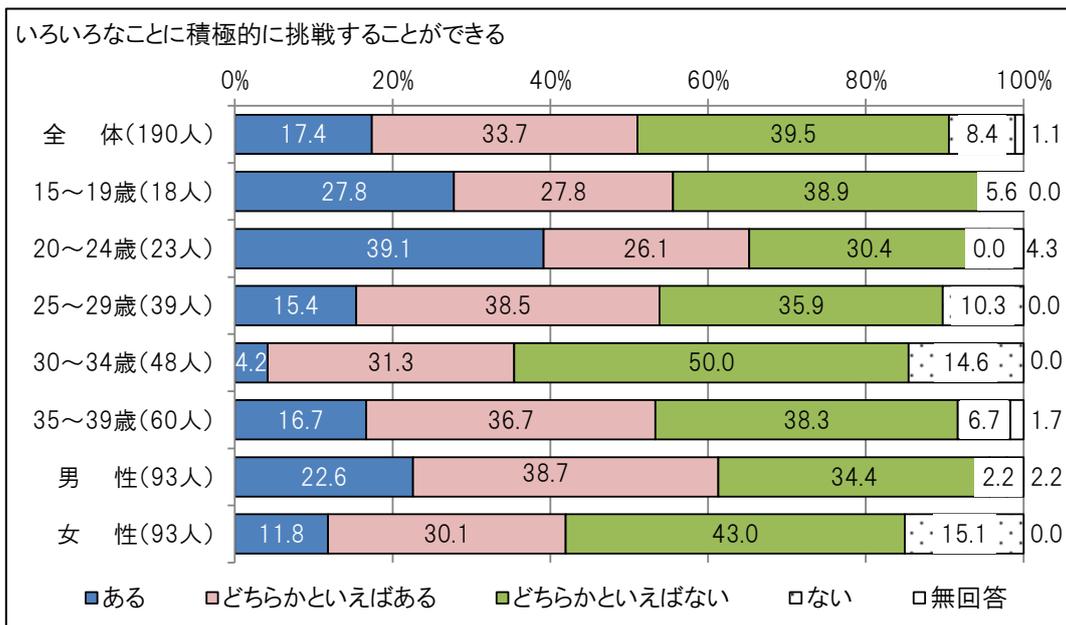
⑩ 自分自身（欠点や失敗）について

自分の欠点や失敗を少しでも悪く思われるとひどく動揺するかたずねたところ、全体で、「どちらかといえばある」の割合が 34.7%と最も高く、次いで「どちらかといえばない」30.0%、「ある」17.4%、「ない」16.3%となっています。年代別では 30～34 歳で、男女別では女性で「ある」が高くなっています。



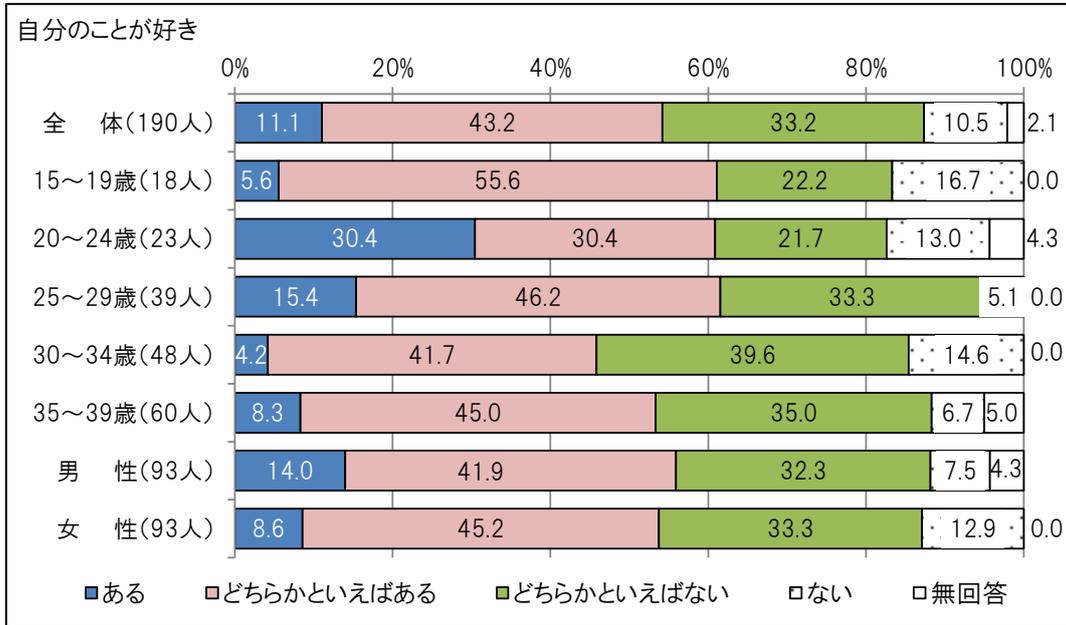
⑪ 自分自身（積極性）について

いろいろなことに積極的に挑戦することができるかたずねたところ、全体で、「どちらかといえばない」の割合が 39.5%と最も高く、次いで「どちらかといえばある」33.7%、「ある」17.4%、「ない」8.4%となっています。年代別では 20～24 歳で、男女別では男性で「ある」が高くなっています。



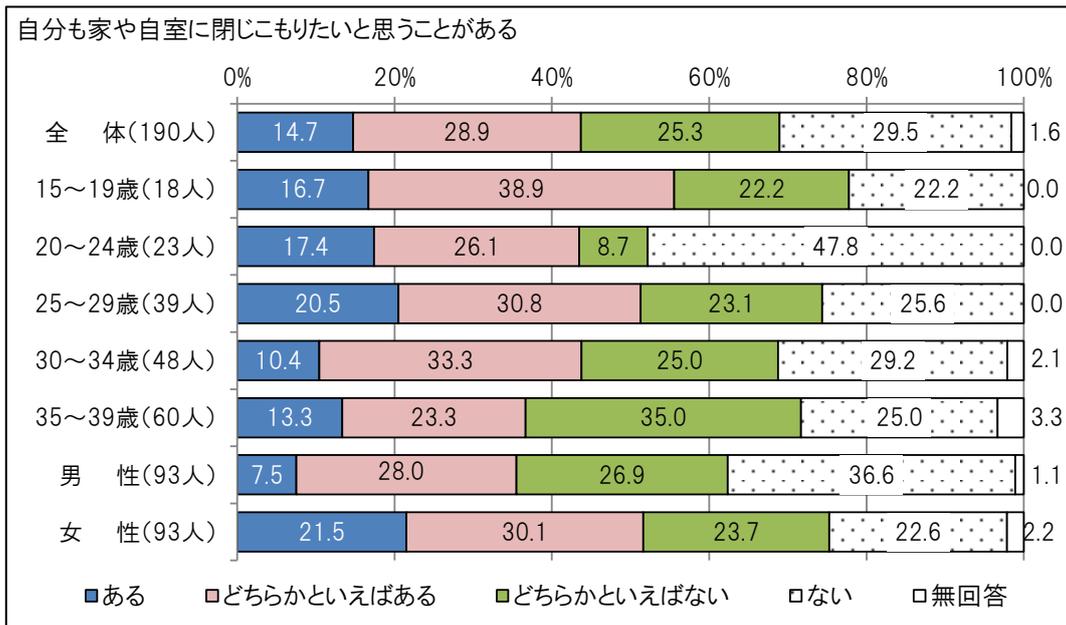
⑫ 自分自身（自分が好きか）について

自分のことが好きかたずねたところ、全体で、「どちらかといえばある」の割合が 43.2%と最も高く、次いで「どちらかといえばない」33.2%、「ある」11.1%、「ない」10.5%となっています。年代別では20～24歳で、男女別では男性で「ある」が高くなっています。



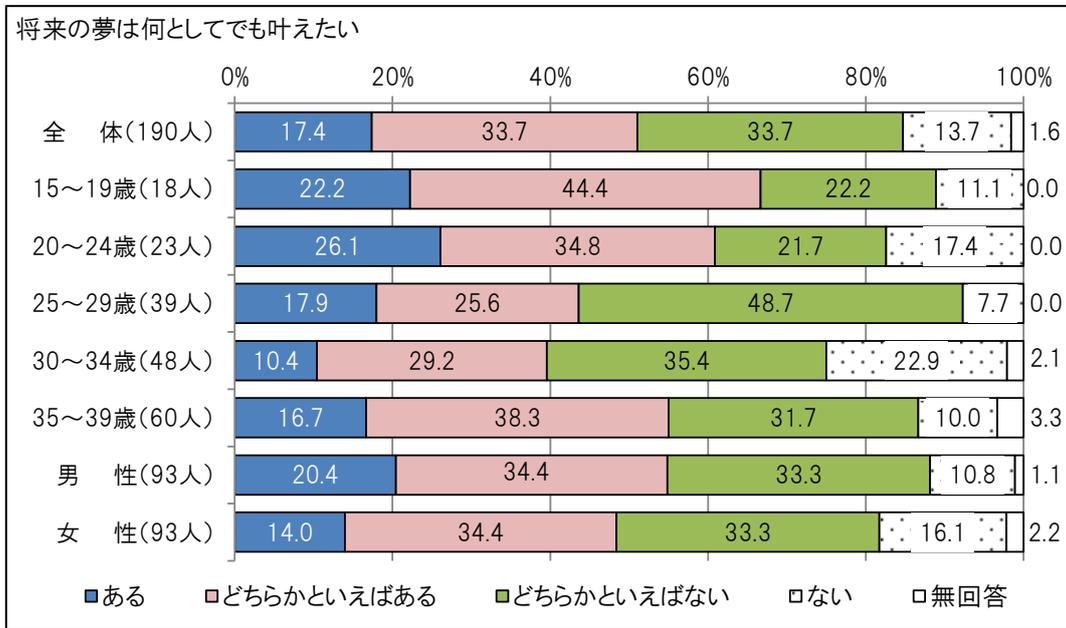
⑬ 自分自身（引きこもり指向）について

自分も家や自室に閉じこもりたいと思うことがあるかたずねたところ、全体で、「ない」の割合が 29.5%と最も高く、次いで「どちらかといえばある」28.9%、「どちらかといえばない」25.3%、「ある」14.7%となっています。年代別では25～29歳で、男女別では女性で「ある」が高くなっています。



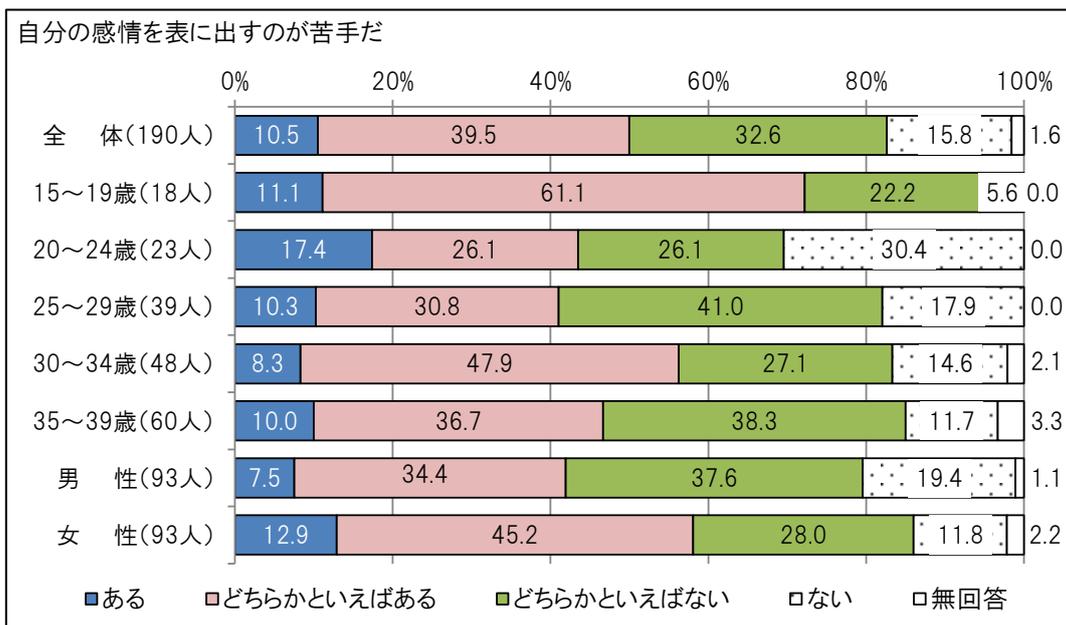
⑭ 将来の夢について

将来の夢は、何としてでも叶えたいかたずねたところ、全体で、「どちらかといえばある」と「どちらかといえばない」の割合が33.7%と最も高く、次いで「ある」17.4%、「ない」13.7%となっています。年代別では20～24歳で、男女別では男性で「ある」が高くなっています。



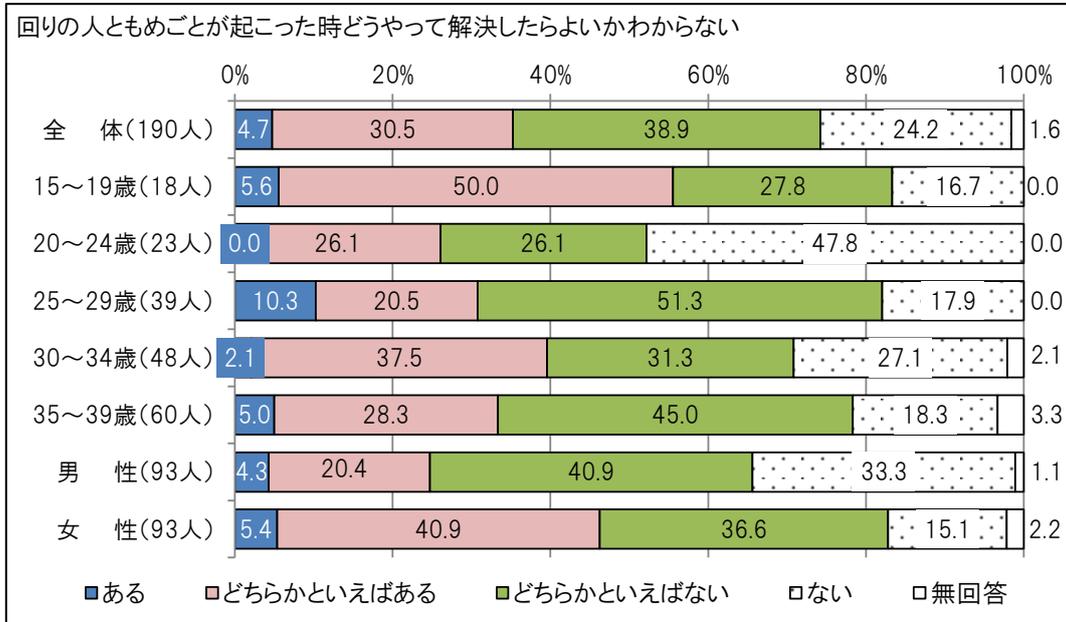
⑮ 自分自身（感情の表出）について

自分の感情を表に出すのが苦手（感情の表出）かについてたずねたところ、全体で、「どちらかといえばある」の割合が39.5%と最も高く、次いで「どちらかといえばない」32.6%、「ない」15.8%、「ある」10.5%となっています。年代別では20～24歳で、男女別では男性で「ない」が高くなっています。



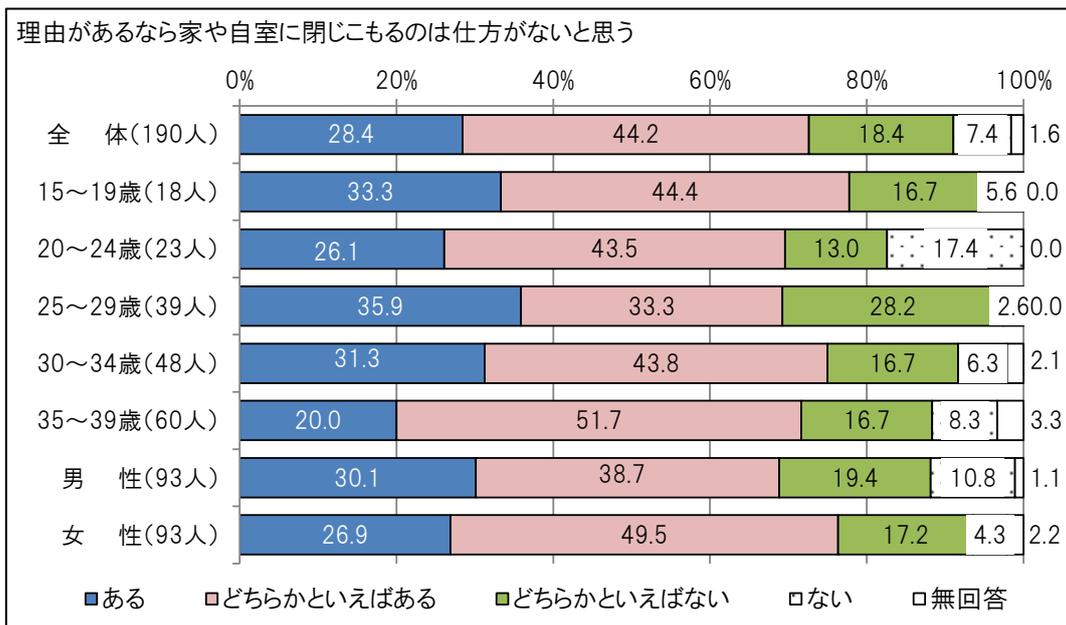
⑩ 周りの人ともめ事が起こった時の解決について

周りの人ともめごとが起こった時、どうやって解決したらいいかわからないかたずねたところ、全体で、「どちらかといえばない」の割合が38.9%と最も高く、次いで「どちらかといえばある」30.5%、「ある」24.2%、「ない」4.7%となっています。年代別では20～24歳で、男女別では男性で「ない」が高くなっています。



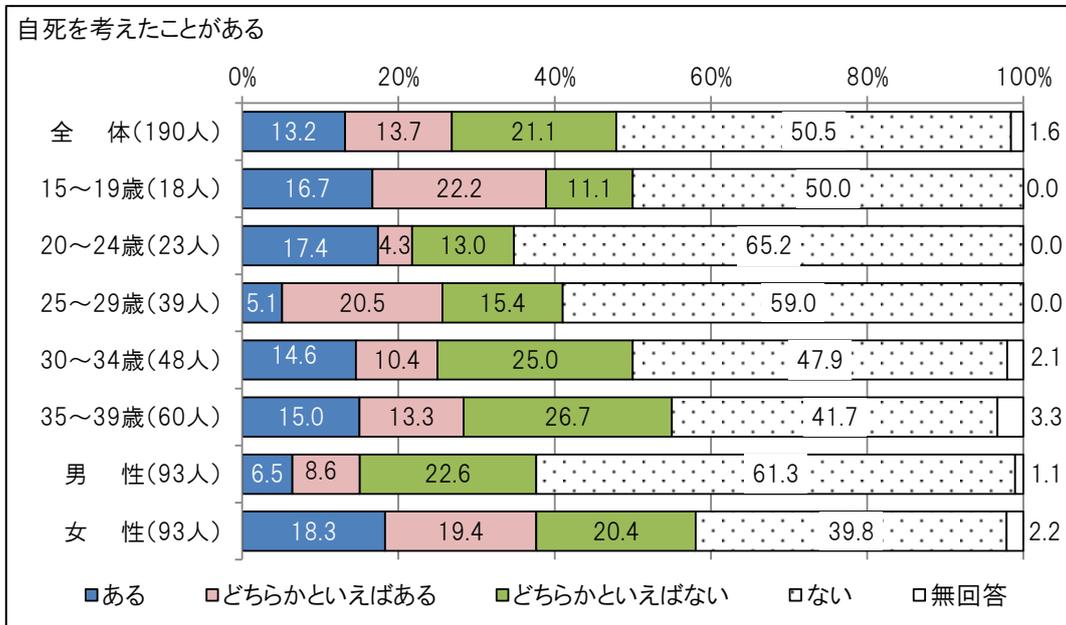
⑪ 閉じこもり（ひきこもり）について

理由があるなら家や自室に閉じこもるのは仕方がないと思うかたずねたところ、全体で、「どちらかといえばある」の割合が44.2%と最も高く、次いで「ある」28.4%、「どちらかといえばない」18.4%、「ない」7.4%となっています。年代別では25～29歳で、男女別では男性で「ある」が高くなっています。



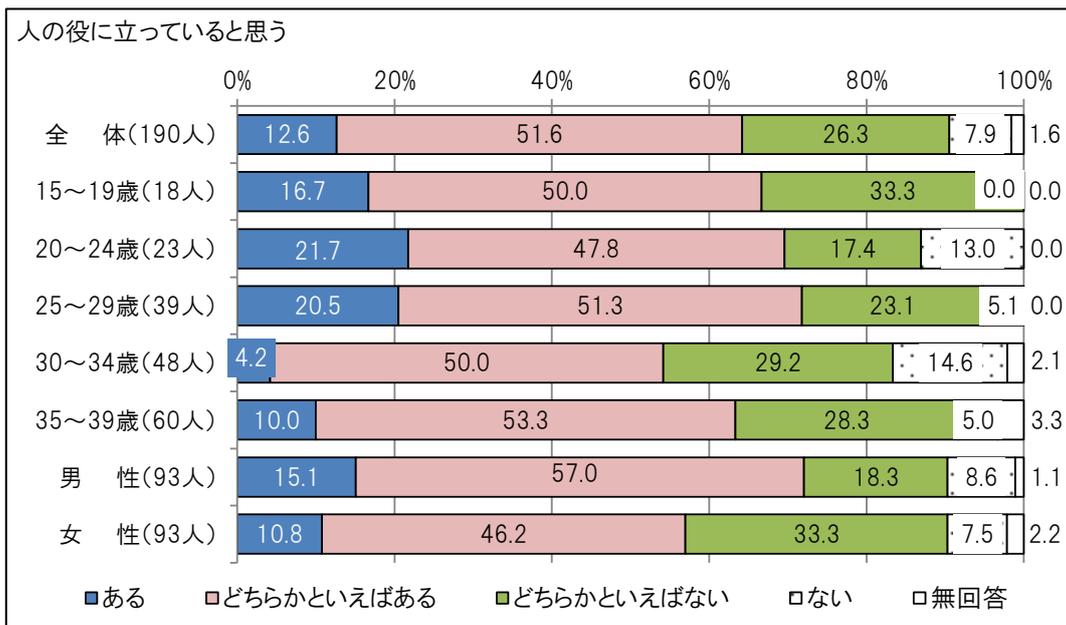
⑱ 自死（自殺）について

自死（自殺）を考えたことがあるかたずねたところ、全体で、「ない」の割合が50.5%と最も高く、次いで「どちらかといえばない」21.1%、「どちらかといえばある」13.7%、「ある」13.2%となっています。年代別では20～24歳で、男女別では女性で「ある」が高くなっています。



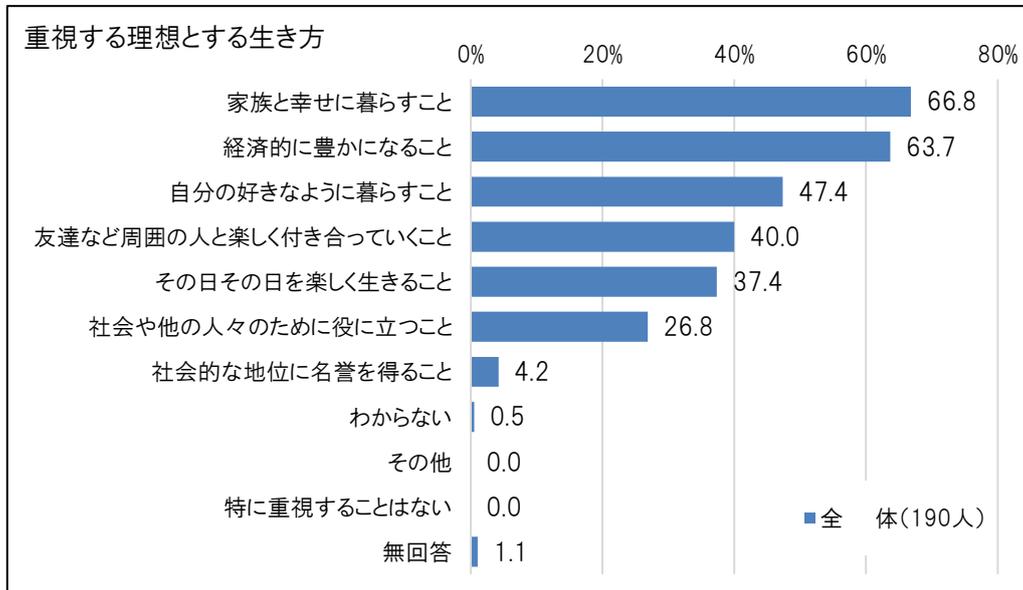
⑲ 人の役に立っているかについて

人の役に立っていると思うかたずねたところ、全体で、「どちらかといえばある」の割合が51.6%と最も高く、次いで「どちらかといえばない」26.3%、「ある」12.6%、「ない」7.9%となっています。年代別では20～24歳で、男女別では男性で「ある」が高くなっています。



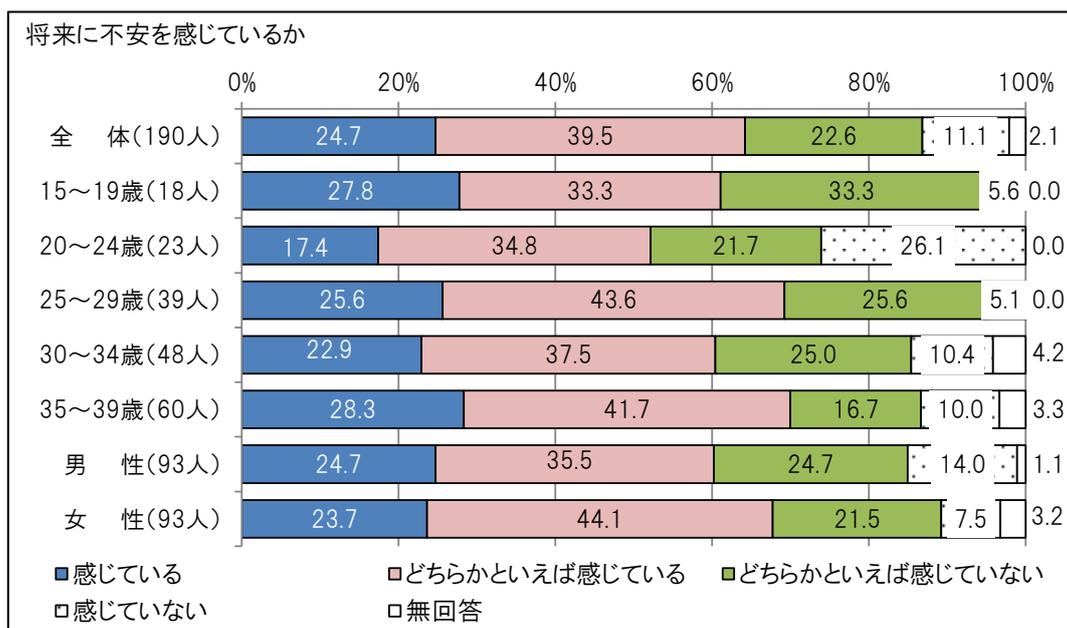
⑩ 理想とする生き方について

理想とする生き方について重視することをたずねたところ、全体で、「家族と幸せに暮らすこと」の割合が66.8%と最も高く、次いで「経済的に豊かになること」63.7%、「自分の好きなように暮らすこと」47.4%と他は以下のとおりとなっています。



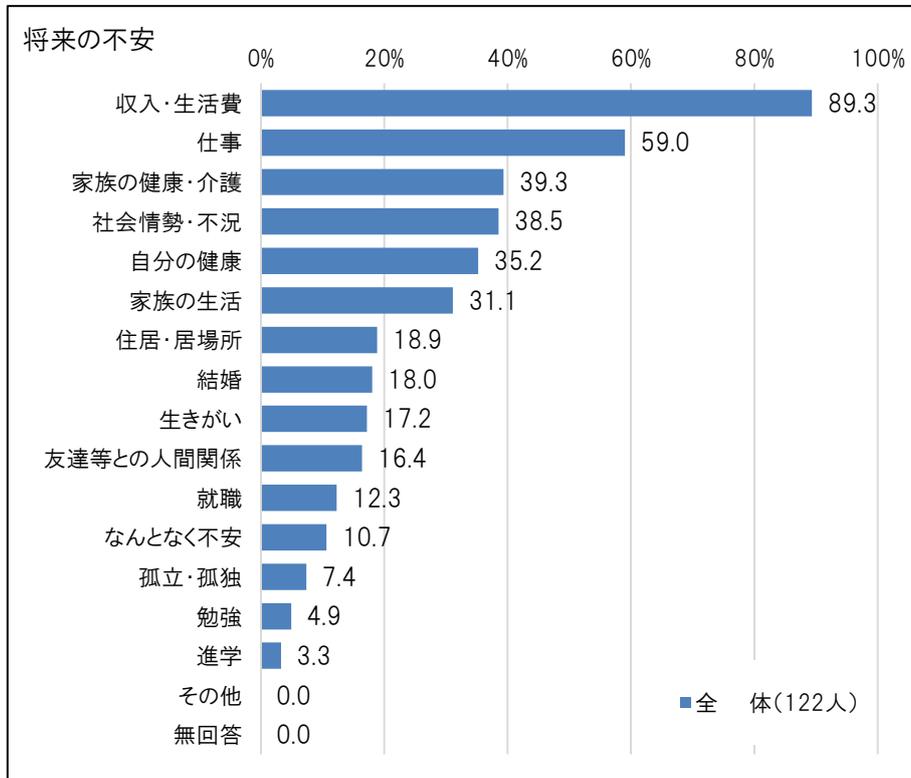
⑪ 将来に向けての不安について

将来に不安を感じているかたずねたところ、全体で、「どちらかといえば感じている」の割合が39.5%と最も高く、次いで「感じている」24.7%、「どちらかといえば感じていない」22.6%、「感じていない」11.1%、となっています。年代別では20～24歳で、男女別では男性で「感じていない」が高くなっています。



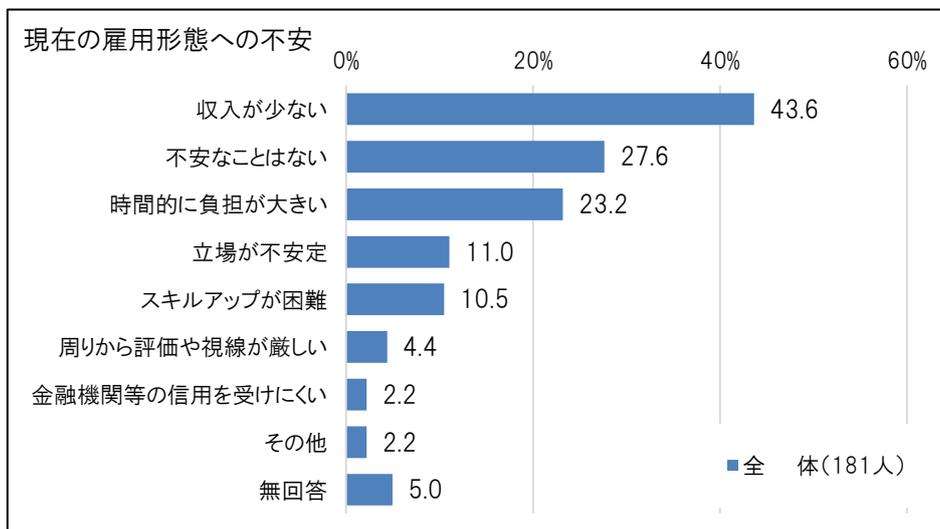
② 将来の不安について

①で「感じている」「どちらかと言えば感じている」と回答した方へ、その将来の不安は何かたずねたところ、全体で、「収入・生活費」の割合が89.3%と最も高く、次いで「仕事」59.0%、「家族の健康・介護」39.3%、「社会情勢・不況」38.5%と他は以下のとおりとなっています。



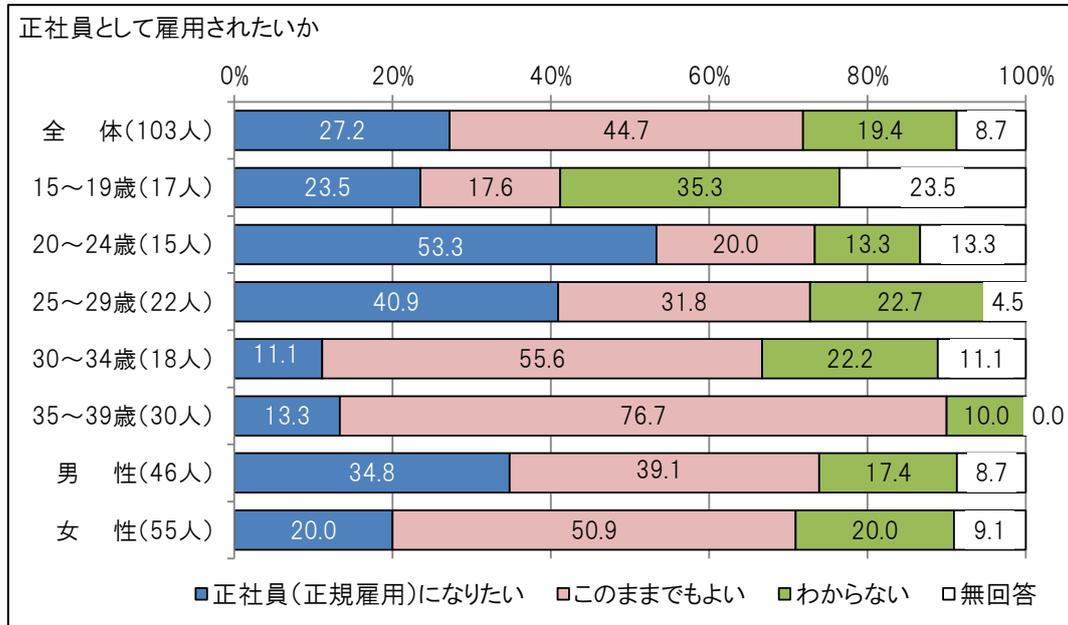
③ 仕事（仕事をしている方）について

現在の雇用形態（働き方）に不安があるか、それはどのような不安かたずねたところ、全体で、「収入が少ない」の割合が43.6%と最も高く、次いで「不安なことはない」27.6%、「時間的に負担が大きい」23.2%と他は以下のとおりとなっています。



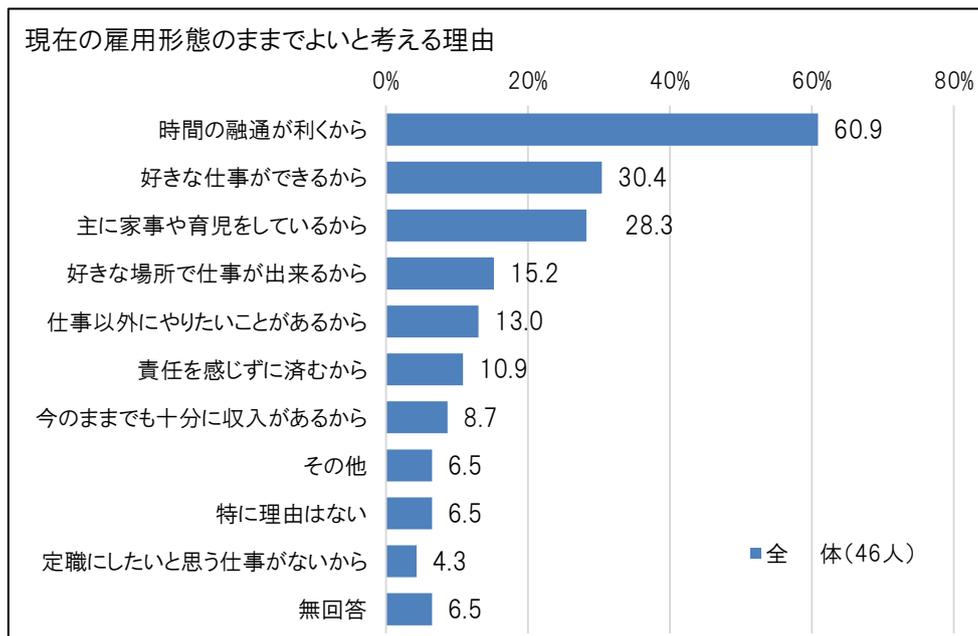
④ 正社員としての雇用について

雇用形態が「正社員」以外を選択した方へ、正社員として雇用されたいかたずねたところ、全体で、「このままでもよい」の割合が44.7%と最も高く、次いで「正社員（正規雇用）になりたい」27.2%、「わからない」19.4%となっています。年代別では、20～24歳で、男女別では男性で「正社員（正規雇用）になりたい」が高くなっています。



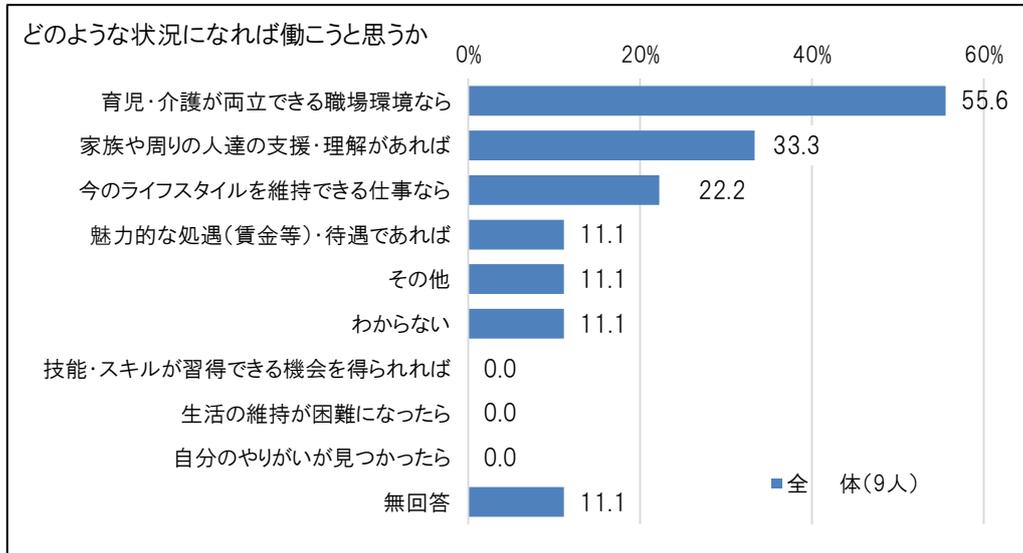
⑤ 今のままの雇用形態でよいと思う理由について

現在の正社員以外の雇用形態について「このままでもよい」と選択した方について、現在の雇用形態のままでよいと考えるに理由についてたずねたところ、全体で、「時間の融通が利くから」の割合が60.9%と最も高く、次いで「好きな仕事ができるから」30.4%、「主に家事や育児をしているから」28.3%と他は以下のとおりとなっています。



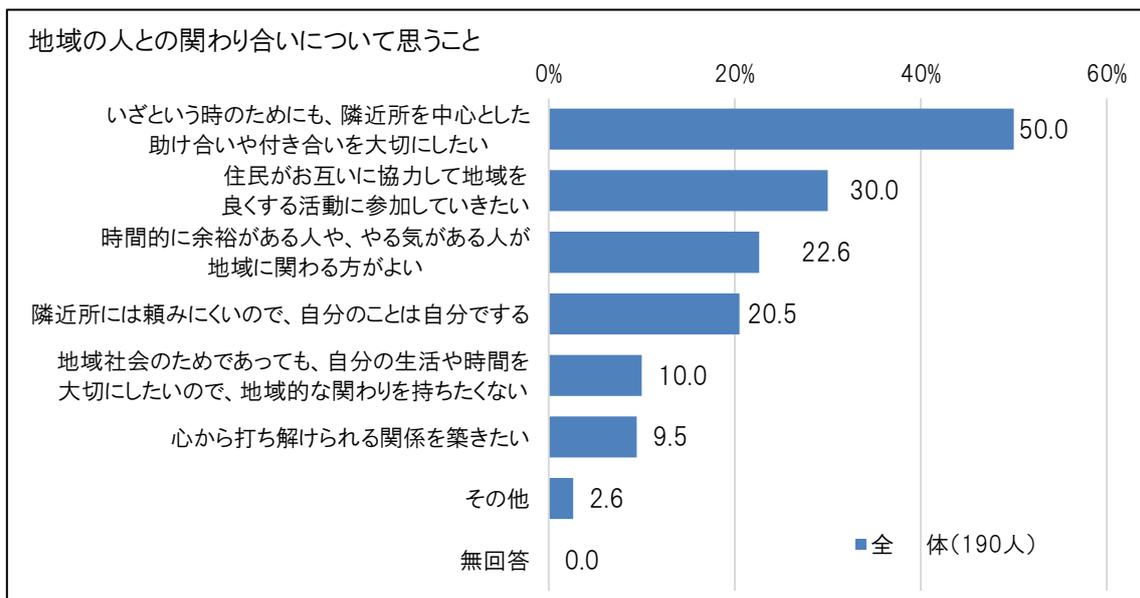
②⑥ どのような状況になれば働こうと思うか

「専業主婦・主夫または家事手伝い」「派遣会社等に登録しているが、現在は働いていない」「無職」を選択した方に、どのような状況になれば働こうと思うかたずねたところ、全体で、「育児・介護が両立できる職場環境なら」の割合が 55.6%と最も高くなっており他は以下のとおりとなっています。



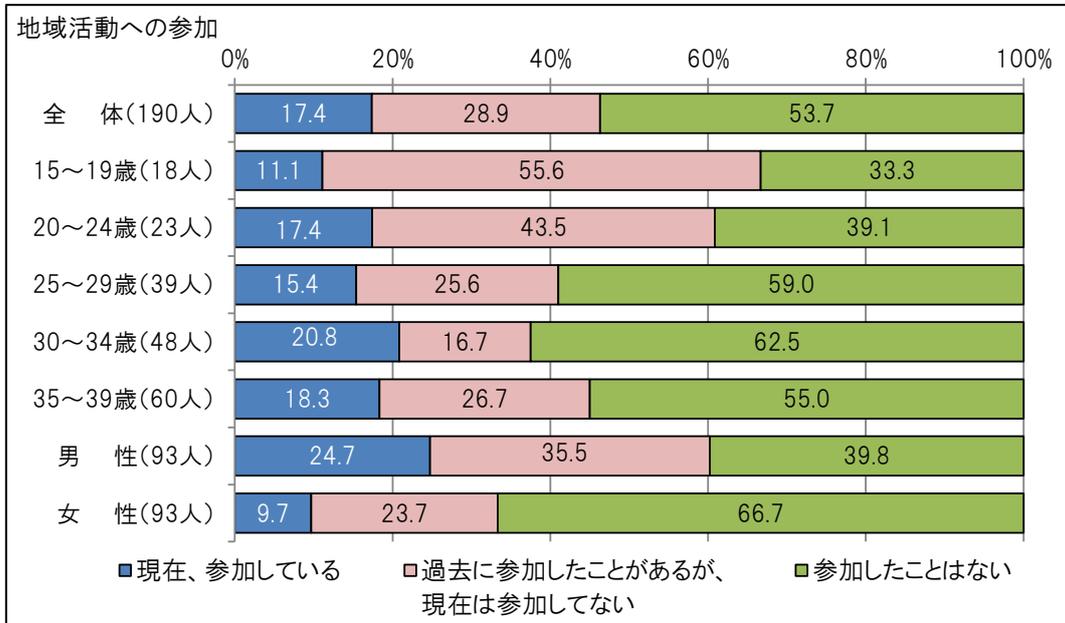
②⑦ 地域での人との関わり合いについて

地域での人と人との関わり合いについて思うことは何かたずねたところ、全体で、「いざという時のためにも、隣近所を中心とした助け合いや付き合いを大切にしたい」の割合が 50.0%と最も高く、次いで「住民がお互いに協力して地域を良くする活動に参加していきたい」30.0%、「時間的に余裕がある人や、やる気がある人が地域に関わる方がよい」22.6%と他は以下のとおりとなっています。



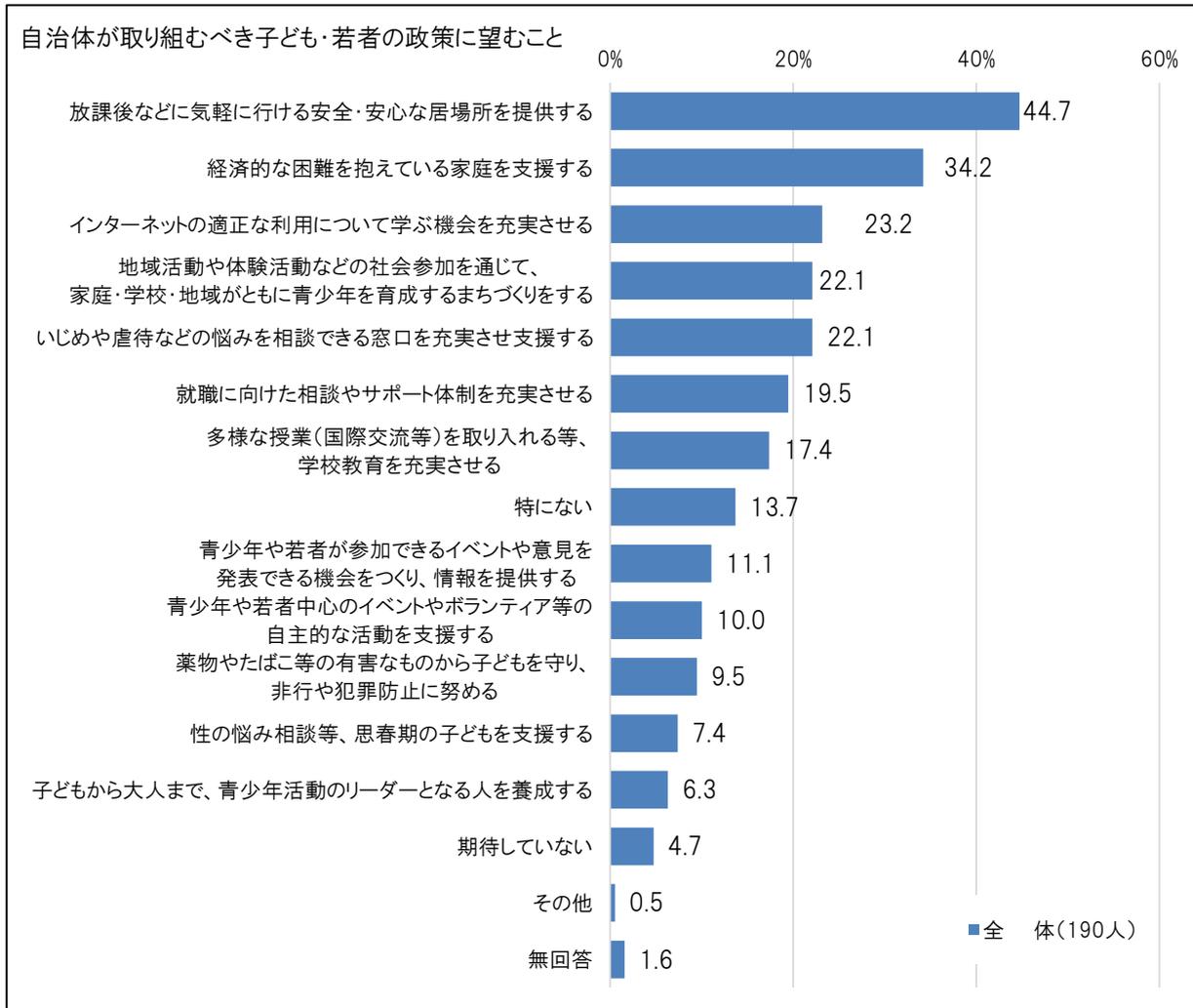
㊸ 地域活動（自治会活動、ボランティア活動等）への参加の有無

現在、地域活動（自治会活動、ボランティア活動等）へ参加しているかたずねたところ、全体で、「参加したことはない」の割合が53.7%、「過去に参加したことがあるが、現在は参加していない」28.9%、「現在、参加している」17.4%となっています。年代別では、30～34歳で、男女別では、女性で「参加したことはない」が高くなっています。



⑨ 自治体に取り組むべき子ども・若者への政策について

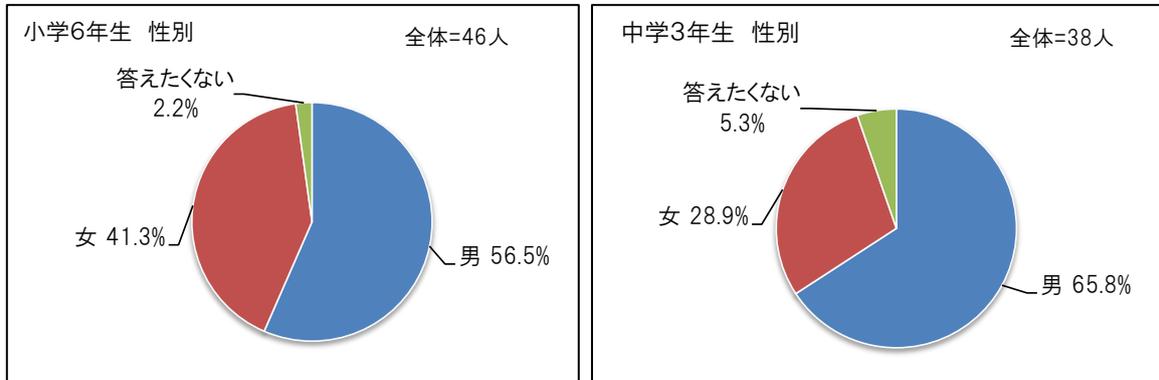
自治体に取り組むべき子ども・若者の政策に何を望むかたずねたところ、全体で、「放課後などに気軽に行ける安全・安心な居場所を提供する」の割合が44.7%と最も高く、次いで「経済的な困難を抱えている家庭を支援する」34.2%、「インターネットの適正な利用について学ぶ機会を充実させる」23.2%と他は以下のとおりとなっています。



### (3) 小学生・中学生調査

#### ① 回答者について

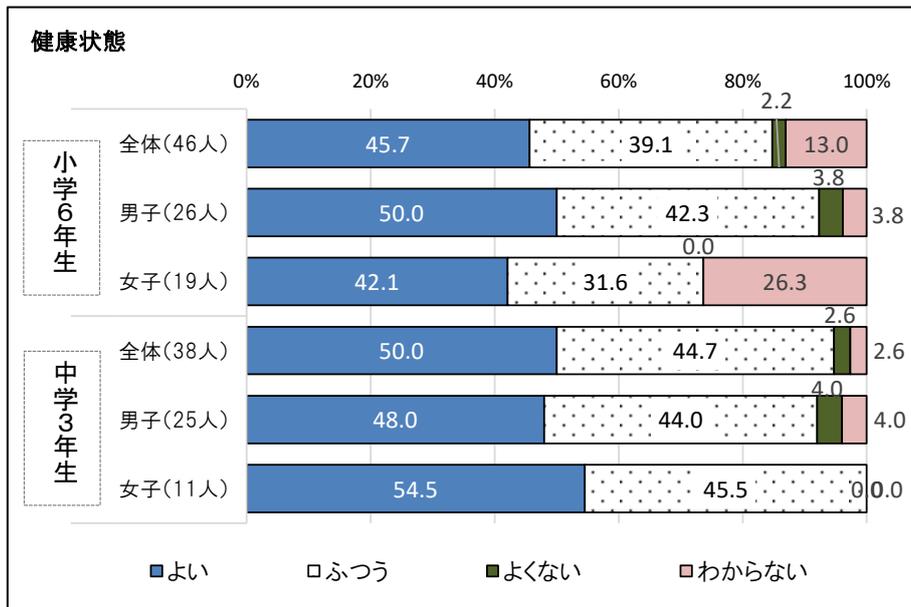
回答者の性別の割合は、以下の通りです。



#### ② 生活（起床時間）について

休日は、朝決まった時間に起きられるかたずねたところ、小学6年生では、全体で「毎日起きられる」の割合が41.3%、「1～2日は起きられる」26.1%、「3～4日は起きられる」17.4%、「起きられない」15.2%となっています。

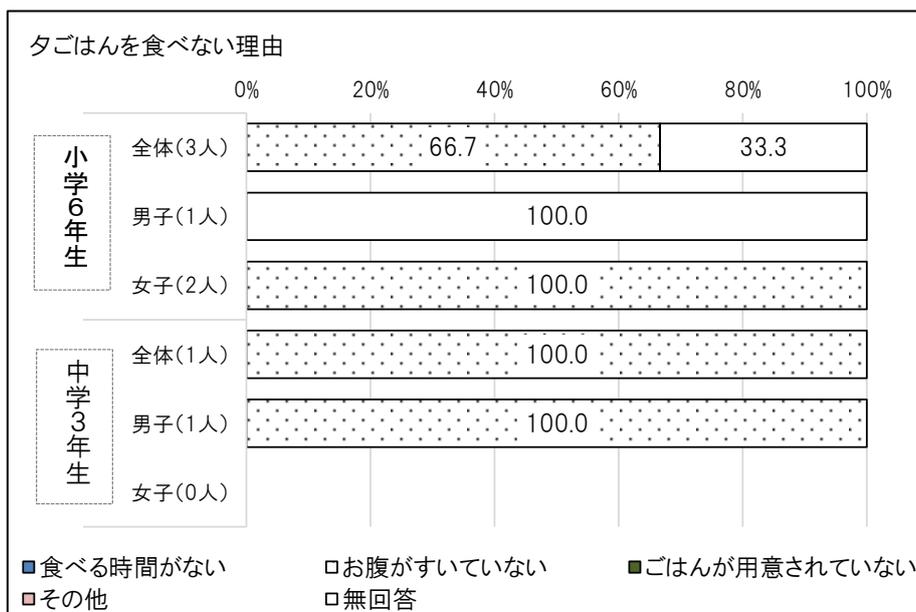
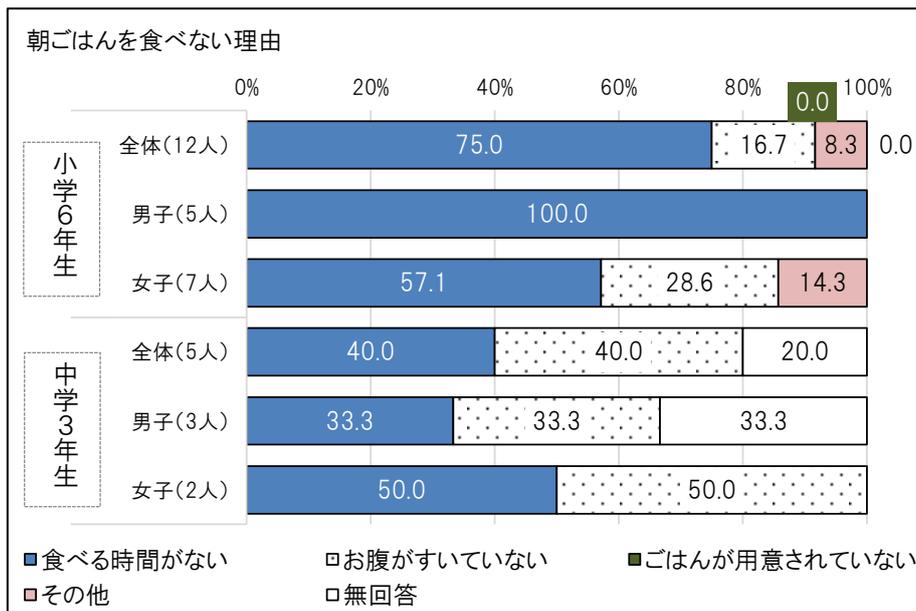
中学3年生では、全体で「毎日起きられる」の割合が55.3%、「3～4日は起きられる」21.1%、「起きられない」15.8%、「1～2日は起きられる」7.9%となっています。



③ 生活（食事）について

朝食・夕食を「食べないことが多い」「食べていない」と回答した方に、なぜ食事をしないのかたずねたところ、朝食について小学6年生では、全体で「食べる時間がない」の割合が75.0%、「お腹がすいていない」16.7%、「その他」8.3%、「ごはんが用意されていない」0.0%となっています。中学3年生では、全体で「食べる時間がない」と「お腹がすいていない」の割合が40.0%、「ごはんが用意されていない」と「その他」が0.0%となっています。

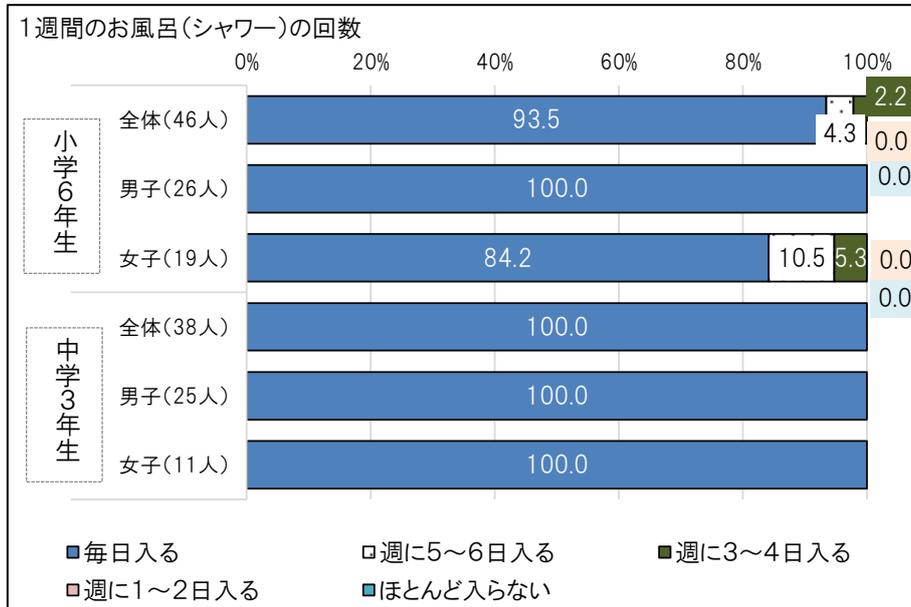
夕食については、小学6年生では、全体で「お腹がすいていない」の割合が66.7%となっています。中学3年生では、全体で「お腹がすいていない」の割合が100.0%となっています。



④ 生活（入浴）について

1週間にどのくらいお風呂（シャワー）に入るかたずねたところ、小学6年生では、全体で「毎日入る」の割合が93.5%、「週に5～6日入る」4.3%、「週に3～4日入る」2.2%、「週に1～2日入る」と「ほとんど入らない」は0.0%となっています。

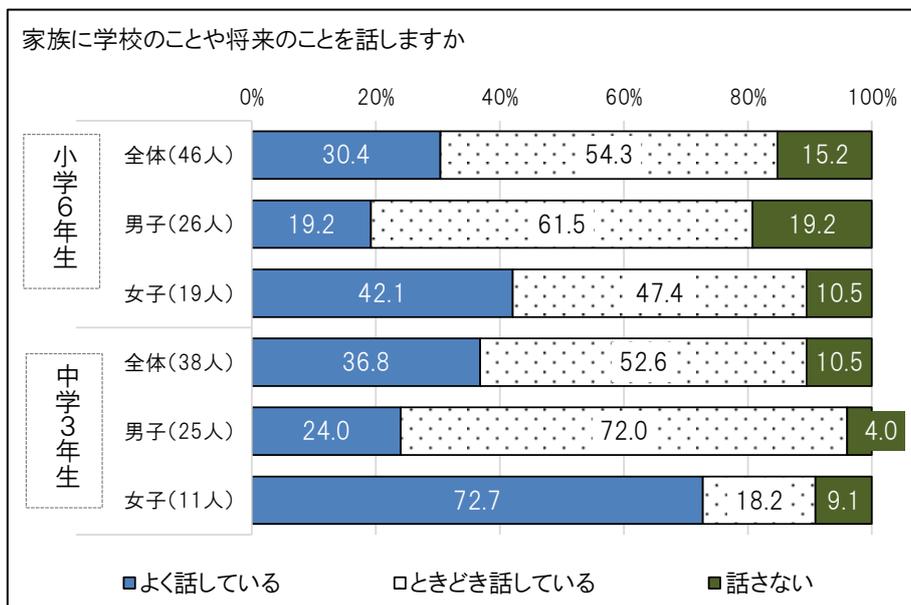
中学3年生では、「毎日入る」の割合が100.0%となっています。



⑤ 家族に学校のことや将来のことの話しをするか

家族に学校のことや将来のことを話すかたずねたところ、小学6年生では、全体で「ときどき話している」の割合が54.3%と最も高く、「よく話している」30.4%、「話さない」15.2%となっています。

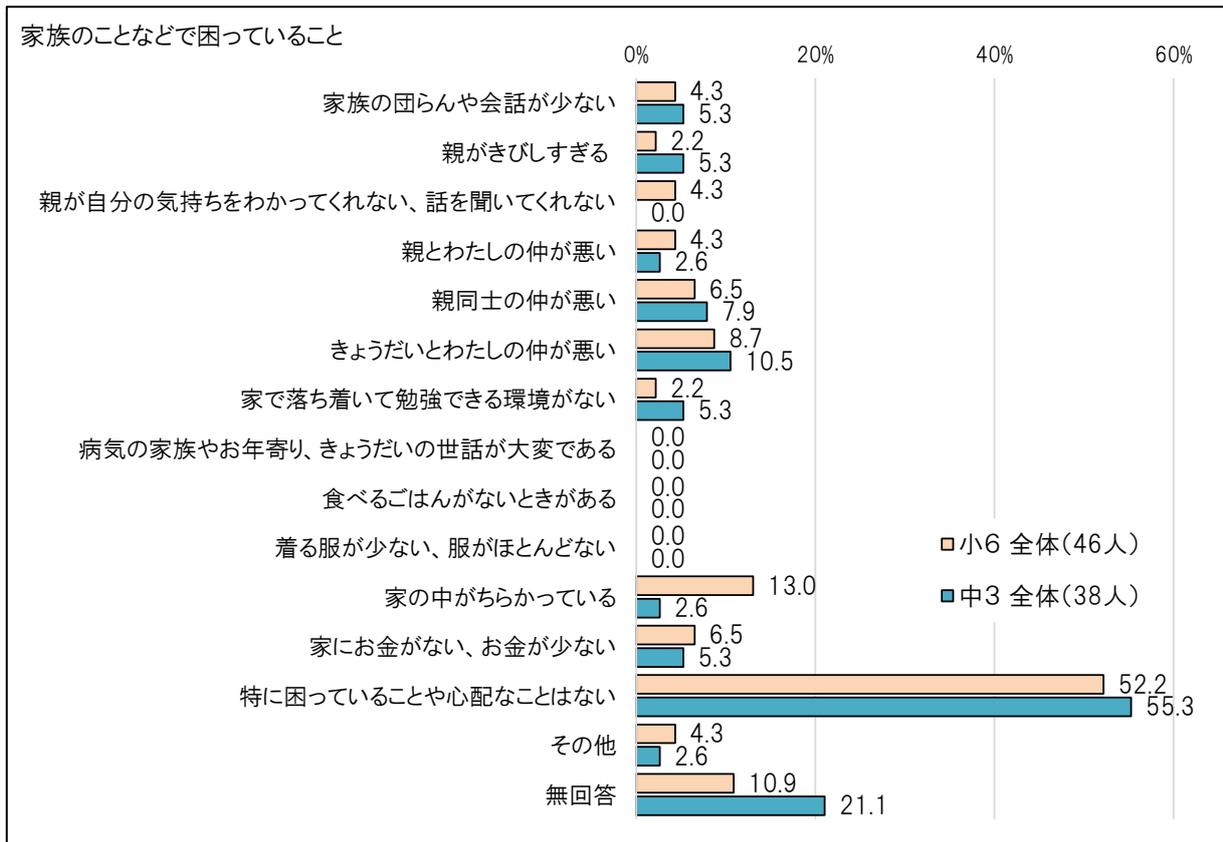
中学3年生では、全体で「ときどき話している」の割合が52.6%と最も高く、「よく話している」36.8%、「話さない」10.5%となっています。



⑥ 家族のことなどで困っていることや心配なこと

家族のことなどで、困っていることや心配なことはあるかたずねたところ、小学6年生では、全体で「特に困っていることや心配なことはない」の割合が52.2%と最も高く、次いで「家の中がちらかっている」13.0%と他は以下のとおりとなっています。

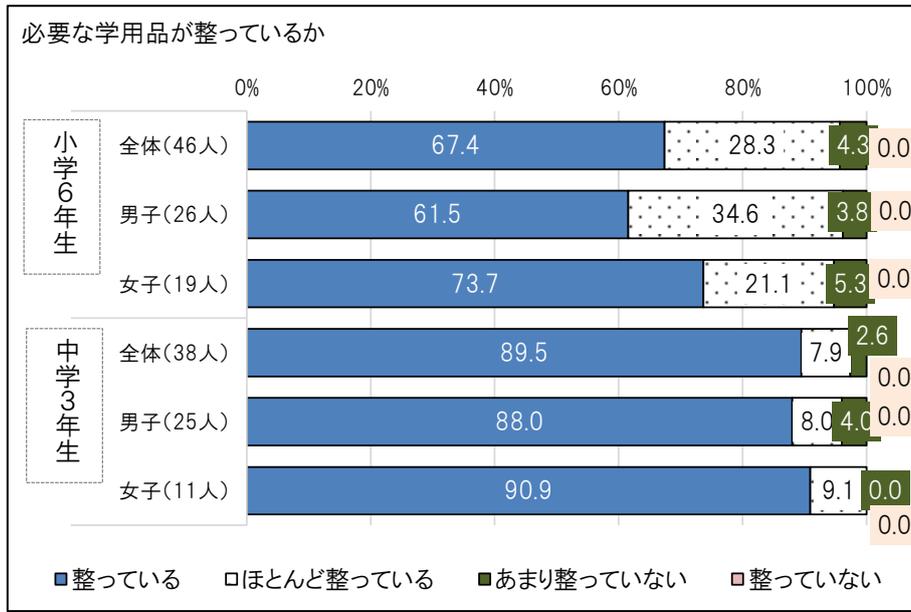
中学3年生では、全体で「特に困っていることや心配なことはない」の割合が55.3%と最も高く、次いで「きょうだいとわたしの仲が悪い」10.5%と他は以下のとおりとなっています。



⑦ 必要な学用品の確保について

必要な学用品が整っているかたずねたところ、小学6年生では、全体で「整っている」の割合が67.4%と最も高く、「ほとんど整っている」28.3%、「あまり整っていない」4.3%、「整っていない」0.0%となっています。

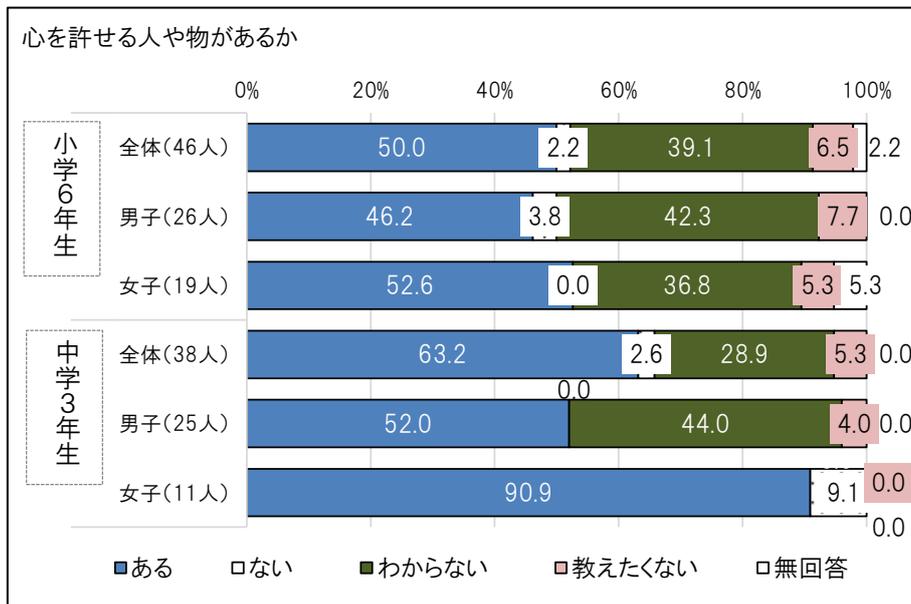
中学3年生では、全体で「整っている」の割合が89.5%と最も高く、「ほとんど整っている」7.9%、「あまり整っていない」2.6%、「整っていない」0.0%となっています。



⑧ 心許せる人や物ことについて

心を許せる人や物があるかたずねたところ、小学6年生では、全体で「ある」の割合が50.0%と最も高く、「わからない」39.1%、「教えたくない」6.5%、「ない」2.2%となっています。

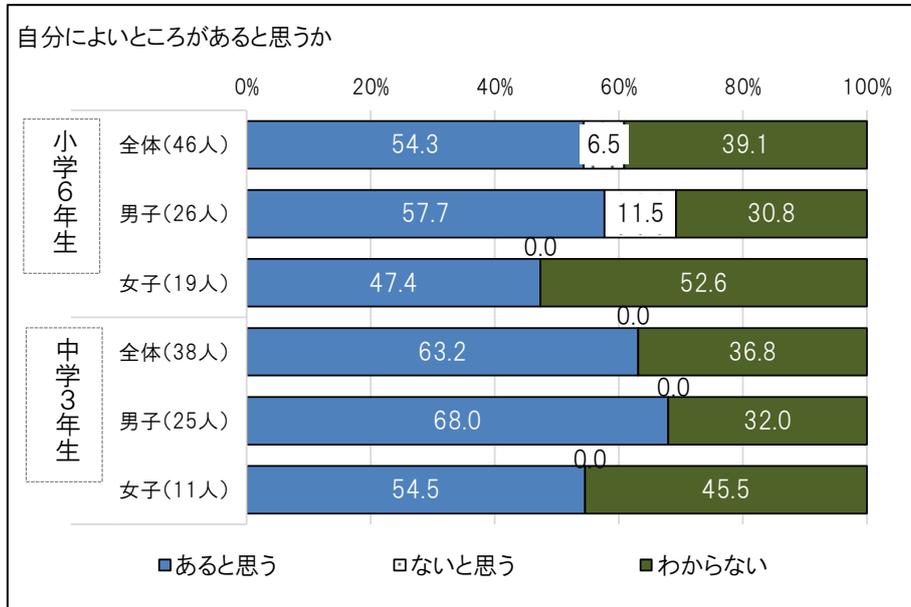
中学3年生では、全体で「ある」の割合が63.2%と最も高く、「わからない」28.9%、「教えたくない」5.3%、「ない」2.6%となっています。



⑨ 自分のよいところについて

自分によいところがあると思うかたずねたところ、小学6年生では、全体で「あると思う」の割合が54.3%と最も高く、「わからない」39.1%、「わからない」39.1%、「ないと思う」6.5%となっています。

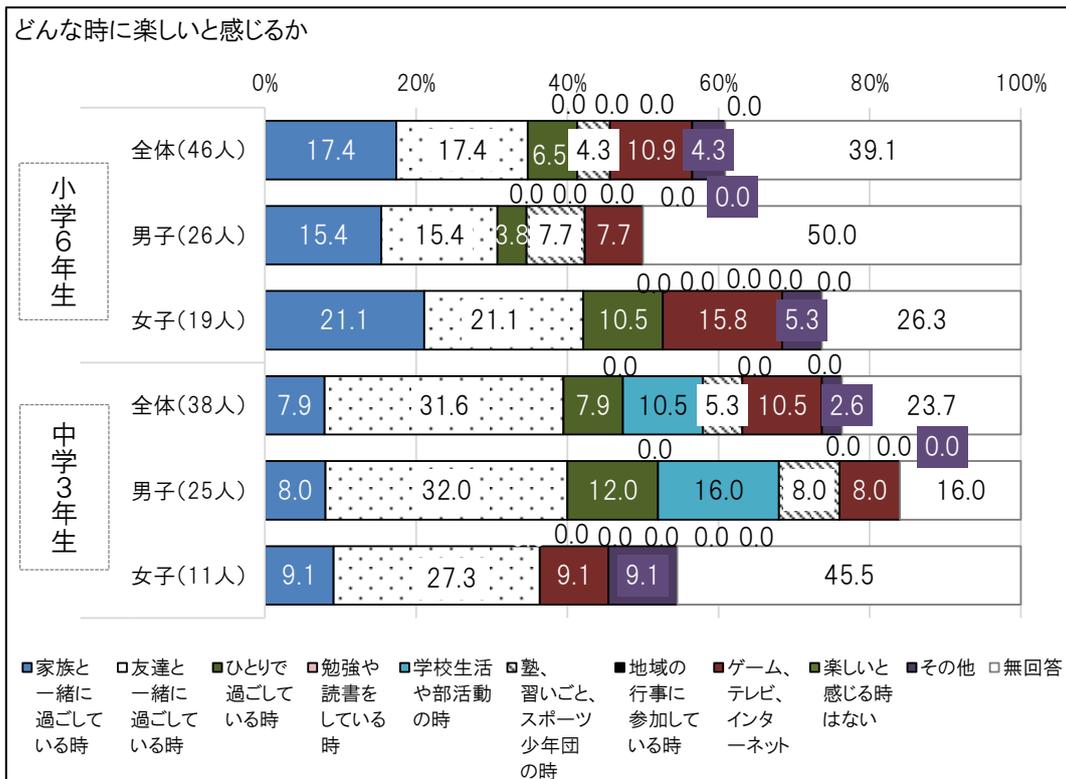
中学3年生では、全体で「あると思う」の割合が63.2%と最も高く、「わからない」36.8%、「わからない」36.8%、「ないと思う」0.0%となっています。



⑩ 楽しいと感じる時について

どんな時に楽しいと感じるかたずねたところ、小学6年生では、全体で「家族と一緒に過ごしている時」と「友達と一緒に過ごしている時」の割合が17.4%と最も高く、「ゲーム、テレビ、インターネット」10.9%、「ひとりで過ごしている時」6.5%「塾、習いごと、スポーツ少年団の時」と「その他」が4.3%となっています。

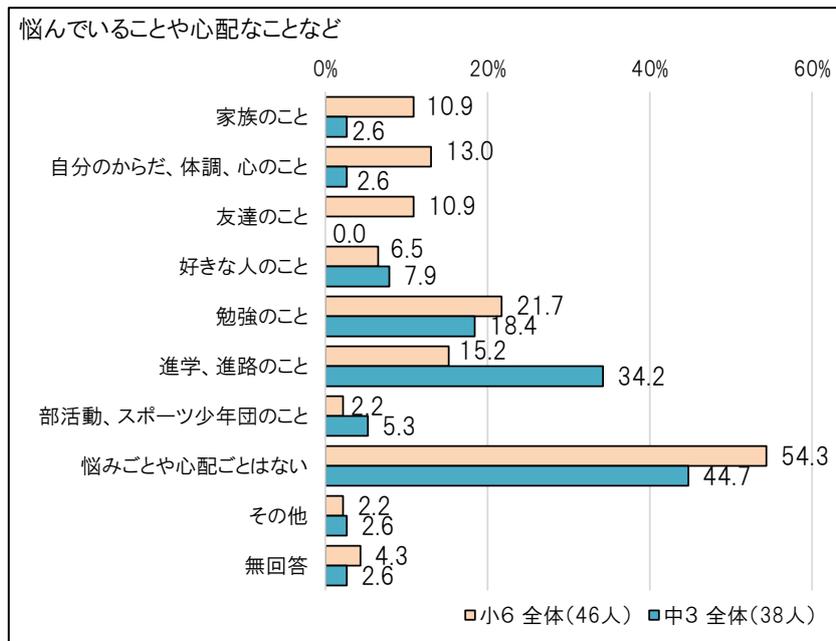
中学3年生では、全体で「友達と一緒に過ごしている時」の割合が31.6%と最も高く、「学校生活や部活動の時」と「ゲーム、テレビ、インターネット」が10.5%、「家族と一緒に過ごしている時」と「ひとりで過ごしている時」が7.9%、「塾、習いごと、スポーツ少年団の時」5.3%、「その他」2.6%となっています。



⑪ 悩んでいること、困っていること、相談したいと思っていることについて

今、悩んでいることや心配なこと、困っていること、相談したいと思っていることがあるかたずねたところ、小学6年生では、全体で「悩みごとや心配ごとはない」の割合が 54.3%と最も高く、次いで「勉強のこと」21.7%と他は以下のとおりとなっています。

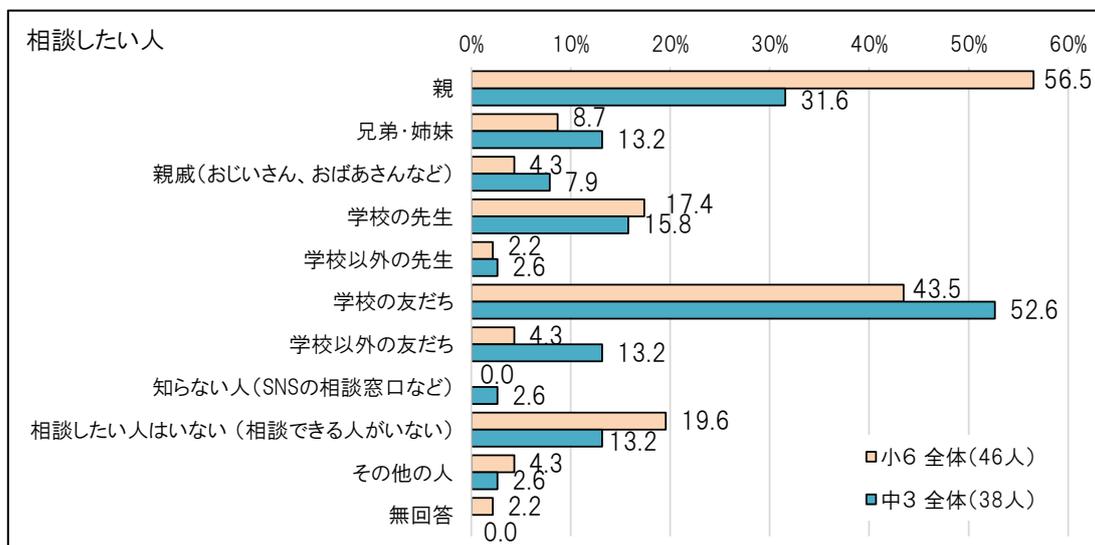
中学3年生では、全体で「悩みごとや心配ごとはない」の割合が 44.7%と最も高く、次いで「進学、進路のこと」34.2%と他は以下のとおりとなっています。



⑫ 悩みの相談相手について

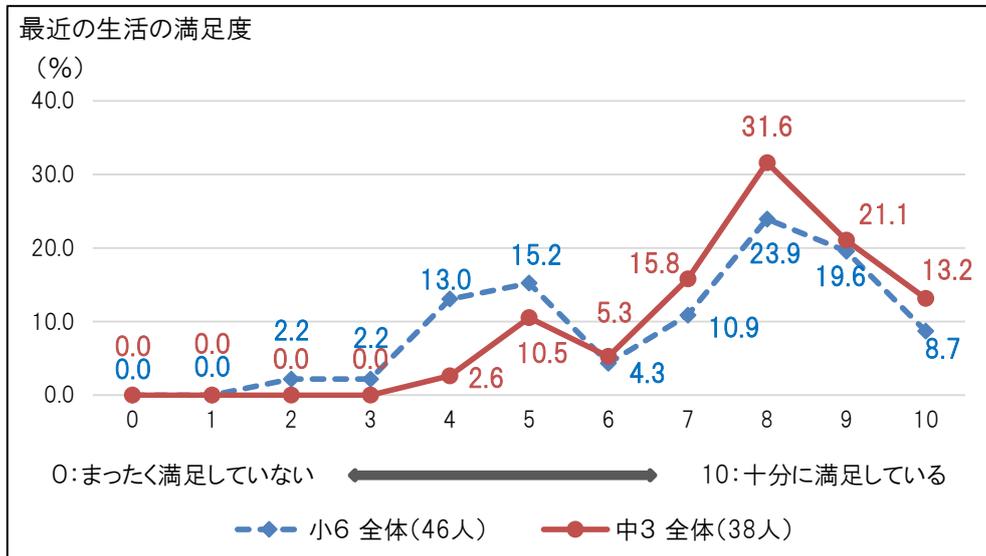
悩んでいる時に相談したい人は誰かたずねたところ、小学6年生では、全体で「親」の割合が 56.5%と最も高く、次いで「学校の友だち」43.5%と他は以下のとおりとなっています。

中学3年生では、全体で「学校の友だち」の割合が 52.6%と最も高く、次いで「親」31.6%と他は以下のとおりとなっています。



⑬ 今の生活への満足度について

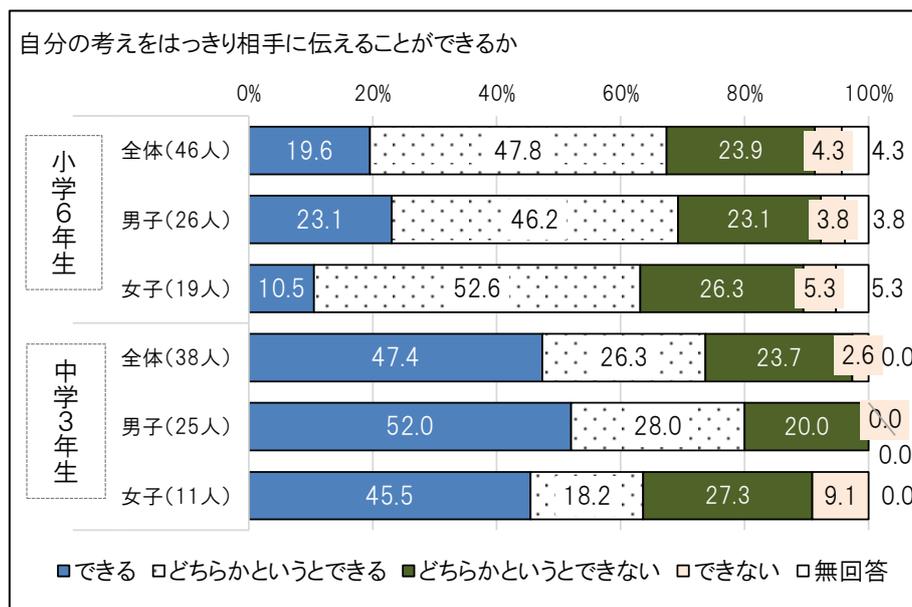
最近の生活にどのくらい満足しているかたずねたところ、小学6年生、中学3年生ともに、全体で「8」の割合が最も高くなっています。また「10」と答えた人の割合は、小学6年生で8.7%、中学3年生で13.2%となっています。



⑭ 自分の考えを相手に伝えられるか

自分の考えをはっきりと相手に伝えることができるかたずねたところ、小学6年生では、全体で「どちらかというとできる」の割合が47.8%、「どちらかというとできない」23.9%、「できる」19.6%、「できない」4.3%となっています。

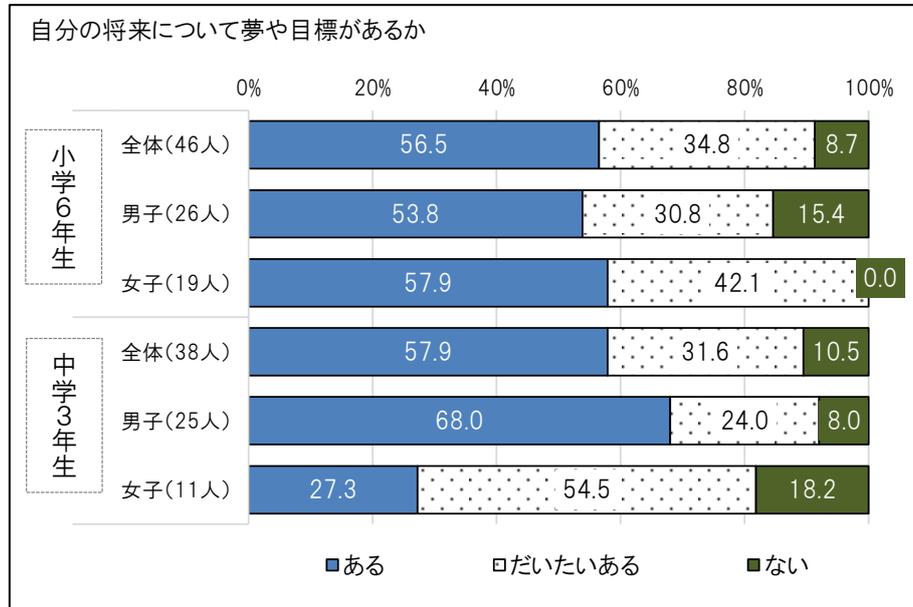
中学3年生では、全体で「できる」の割合が47.4%、「どちらかというとできる」26.3%、「どちらかというとできない」23.7%、「できない」2.6%となっています。



⑮ 将来についての夢や目標の有無

自分の将来についての夢や目標があるかたずねたところ、小学6年生では、全体で「ある」の割合が56.5%、「だいたいある」34.8%、「ない」8.7%となっています。

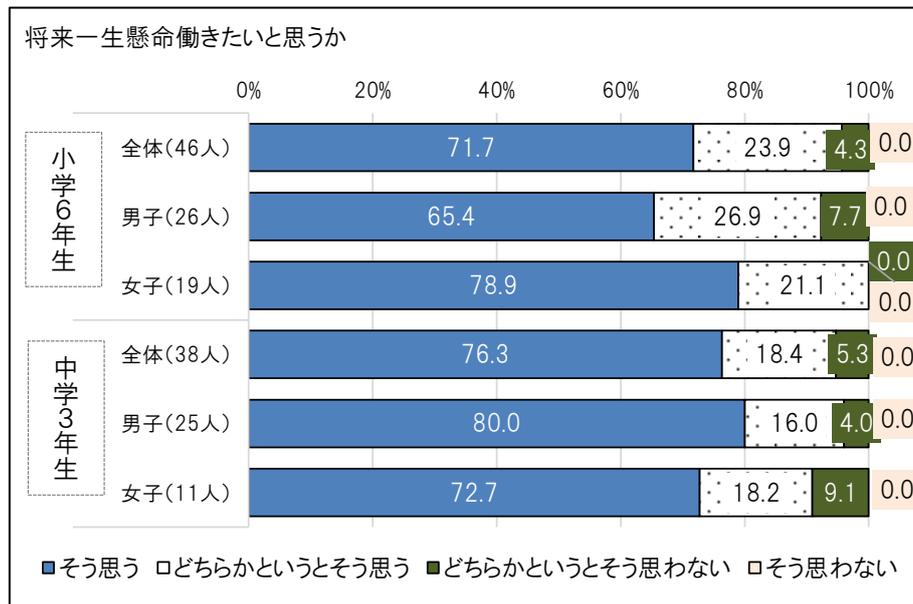
中学3年生では、全体で「ある」の割合が57.9%、「だいたいある」31.6%、「ない」10.5%となっています。



⑯ 将来、一生懸命働きたいと思うか

将来、一生懸命働きたいと思うかたずねたところ、小学6年生では、全体で「そう思う」の割合が71.7%、「どちらかというと思う」23.9%、「どちらかというと思わない」4.3%、「そう思わない」0.0%となっています。

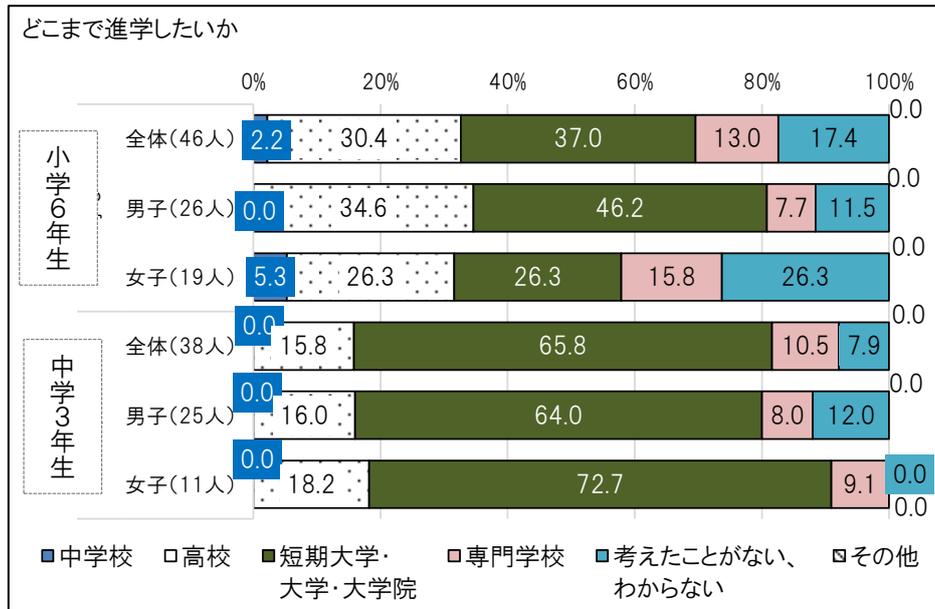
中学3年生では、全体で「そう思う」の割合が76.3%、「どちらかというと思う」18.4%、「どちらかというと思わない」5.3%、「そう思わない」0.0%となっています。



⑰ 将来の進学について

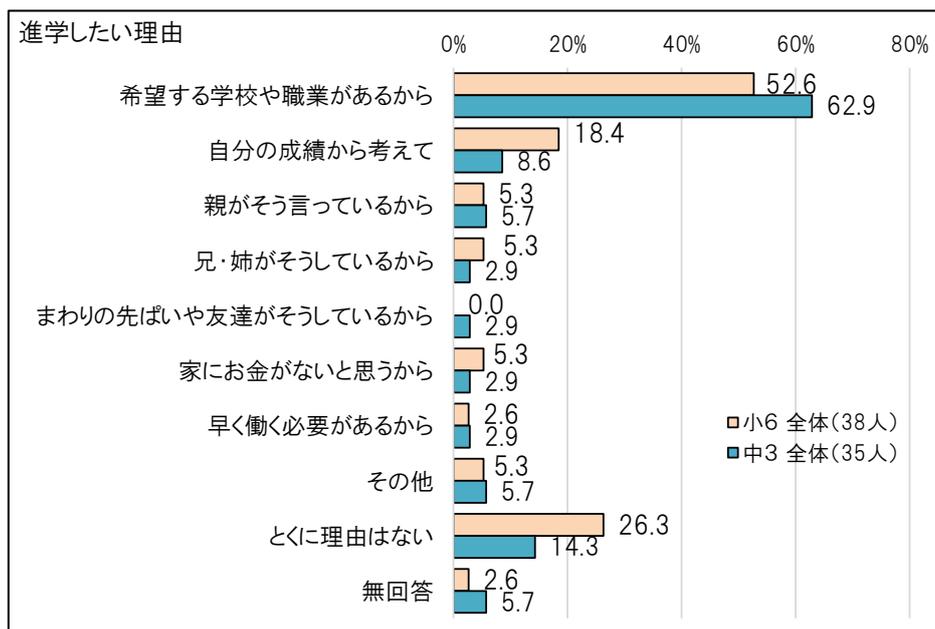
将来、どこまで進学したいかたずねたところ、小学6年生では、全体で「短期大学・大学・大学院」の割合が37.0%、「高校」30.4%、「考えたことがない、わからない」17.4%、「専門学校」13.0%、「中学校」2.2%となっています。

中学3年生では、全体で「短期大学・大学・大学院」の割合が65.8%、「高校」15.8%、「専門学校」10.5%、「考えたことがない、わからない」7.9%、「中学校」0.0%となっています。



また、進学したいその理由についてたずねたところ、小学6年生では、全体で「希望する学校や職業があるから」の割合が52.6%と最も高く、次いで「とくに理由はない」26.3%と他は以下のとおりとなっています。

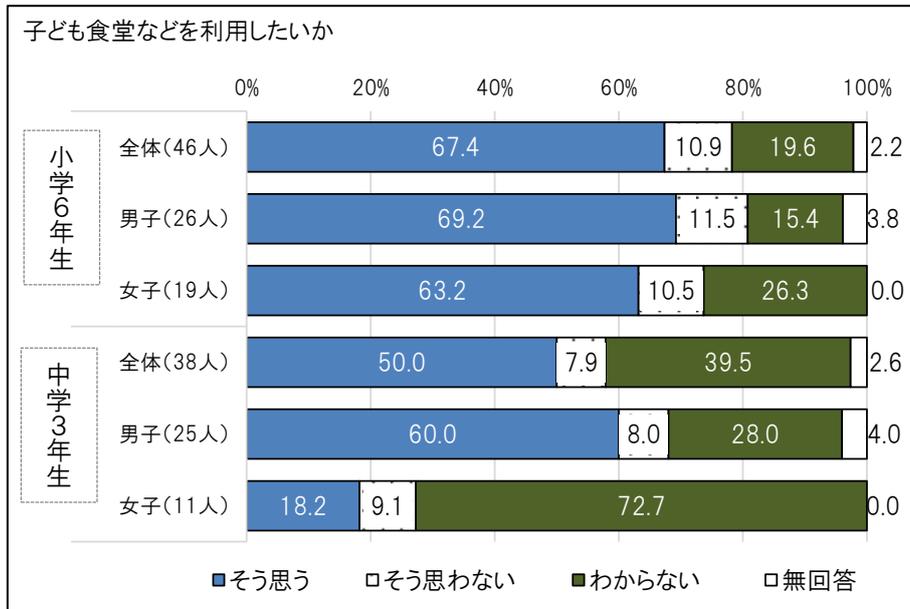
中学3年生では、全体で「希望する学校や職業があるから」の割合が62.9%と最も高く、次いで「とくに理由はない」14.3%と他は以下のとおりとなっています。



⑱ 子ども食堂等の利用意向

無料や100円くらいで食事ができる場所（子ども食堂など）が近くにあれば、利用したいと思うかたずねたところ、小学6年生では、全体で「そう思う」の割合が67.4%、「わからない」19.6%、「そう思わない」10.9%となっています。

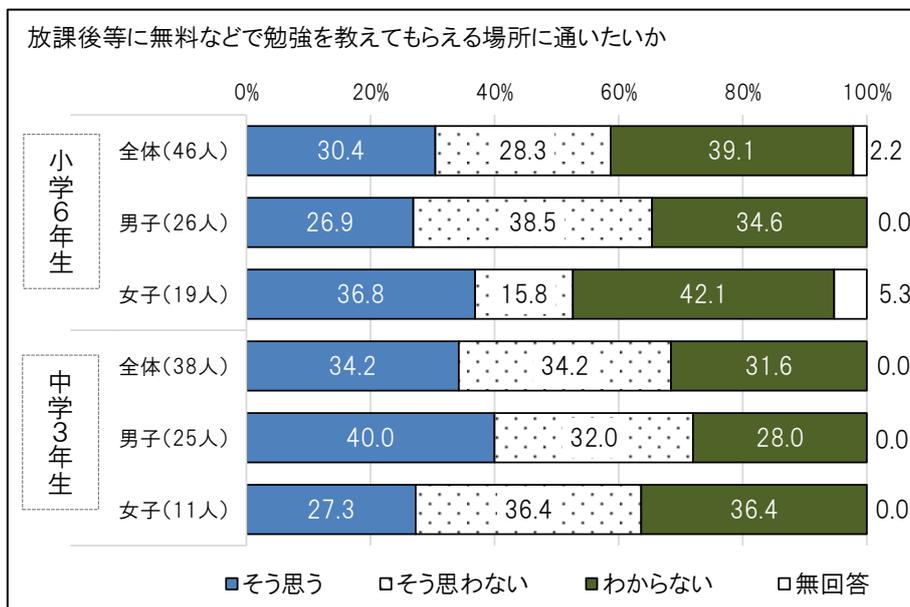
中学3年生では、全体で「そう思う」の割合が50.0%、「わからない」39.5%、「そう思わない」7.9%となっています。



⑲ 放課後の学習支援提供についての利用意向

放課後に無料や安い料金で勉強を教えてもらえる場所が、家の近くにあれば、通いたいかなどたずねたところ、小学6年生では、全体で「そう思う」の割合が30.4%、「わからない」39.1%、「そう思わない」28.3%となっています。

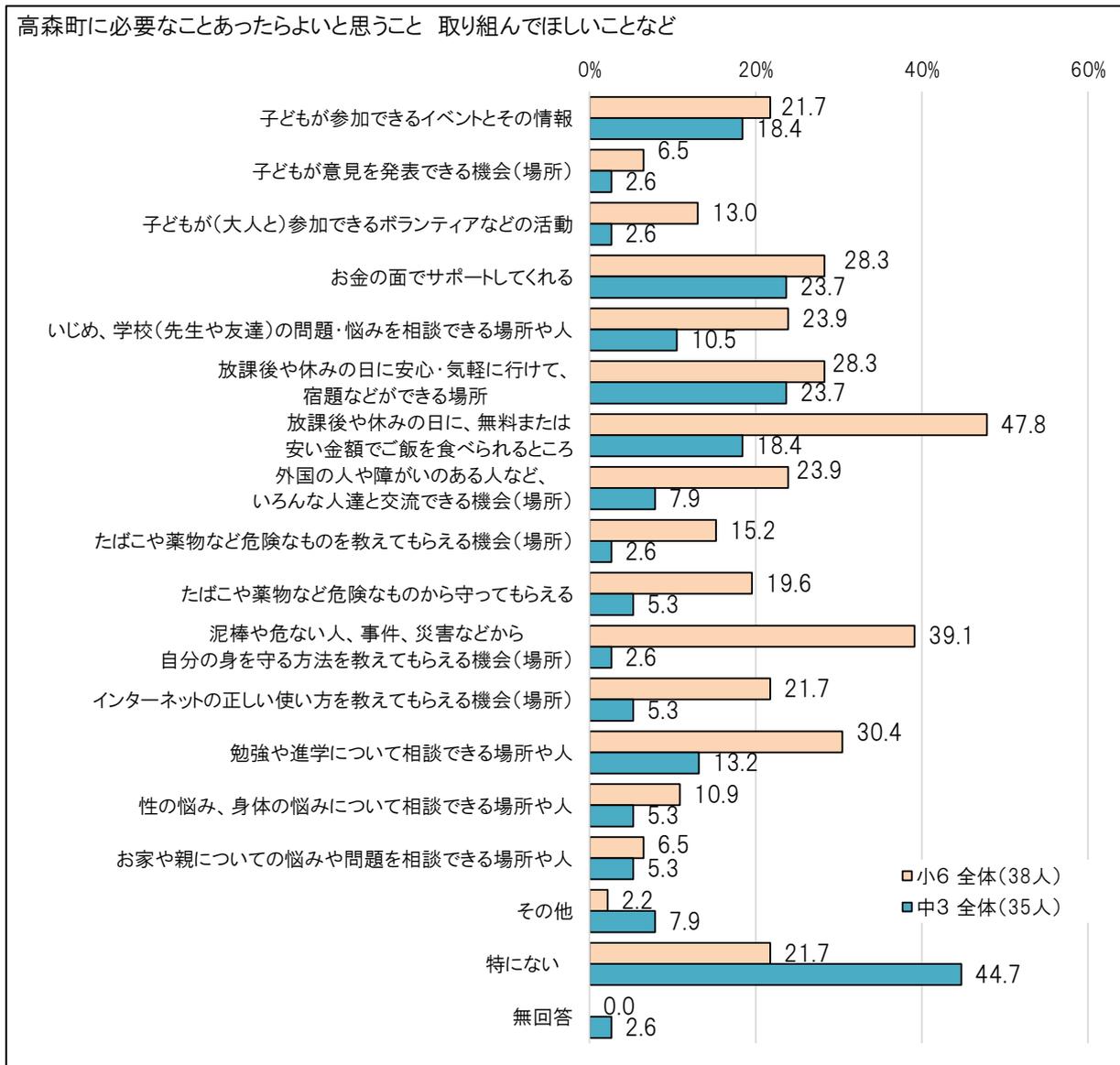
中学3年生では、全体で「そう思う」と「そう思わない」の割合が34.2%、「わからない」31.6%となっています。



⑳ 高森町に必要なこと、あったら良いと思うこと、取り組んでほしいことについて

高森町に必要なこと、あったら良いと思うこと、高森町に取り組んでほしいことは何かたずねたところ、小学6年生では、全体で「放課後や休みの日に、無料または安い金額でご飯を食べられるところ」の割合が47.8%と最も高く、次いで「泥棒や危ない人、事件、災害などから自分の身を守る方法を教えてもらえる機会(場所)」39.1%と他は以下のとおりとなっています。

中学3年生では、全体で「特にない」の割合が44.7%と最も高く、次いで「お金の面でサポートしてくれる」と「放課後や休みの日に安心・気軽に行けて、宿題などができる場所」が23.7%と他は以下のとおりとなっています。



### 3 本町の子ども・若者をめぐる課題

現状の整理や各種調査を踏まえて、高森町の子どもを取り巻く課題を以下のとおり整理しました。

#### (1) 仕事と子育ての両立（ワーク・ライフ・バランス）

本計画では、現在の就労状況だけでなく、潜在的なニーズも汲み取りながら、これまで以上の取り組みを進め、子育てしやすい環境の整備等の施策を進めることが重要です。

また、母親の就業率が高まる中、子育て家庭では依然として母親が子育てを主に行っている場合が多く、社会などの理解も十分に進んでいないことから、子育てに関して母親が孤立し、ストレスを感じている場合が少なくありません。

本計画においては、仕事と子育てが両立できるまちの実現に向け、質が確保された保育園等や放課後児童クラブなどの充実のほか、家庭、職場、教育・保育施設、地域など、子ども・子育て支援に関わる全ての方々の理解のもと、母親の負担感や孤立感を和らげられるような施策を進める必要があります。

#### (2) 気軽に利用できる支援サービスの検討

本計画を策定するにあたり実施された調査結果から、サービス支援に対する需要はあり、「気軽に利用できる支援」に向けた課題が挙げられます。その内容は多岐にわたり、支援サービスの存在や利用方法が十分に周知されていないことや、提供場所が限られているために特に地方や交通の便が悪い地域では利用が難しいこと、身近な地域で気軽に相談できる窓口の整備が不十分であること、子どもや若者の多様なニーズに対応するための支援サービスの充実が求められていること、支援サービスの利用に伴う経済的負担が大きいこと、保護者の就労形態に対応した保育ニーズの提供が求められていることなどがあります。

これらの課題を解決するためには、支援サービスの周知徹底やアクセスの改善、相談窓口の整備、多様なニーズに対応するサービスの充実、経済的負担の軽減などが必要です。

### (3) 複合的な課題を抱える家庭への支援

複合的な課題を抱える家庭は複数の支援が必要となることが多いため、各種支援サービスが連携して対応することが求められます。また、複合的な課題を抱える家庭が利用できる支援サービスについての情報が十分に提供されていないことが問題です。

さらに、複合的な課題を抱える家庭は経済的な負担が大きいいため、経済的支援の充実が必要です。例えば、生活費や医療費、教育費などの負担が重くのしかかることがあります。

加えて、複合的な課題を抱える家庭は心理的なストレスや不安を抱えることが多いため、心理的支援の充実が求められるため、カウンセリングやメンタルヘルスのサポートが不足していることが課題です。

最後に、複合的な課題を抱える家庭が地域社会と連携して支援を受けることが重要です。地域のコミュニティやボランティア団体との連携が不足していることが課題です。

これらの課題を解決するためには、多様なニーズに対応するための支援サービスの連携、情報提供の充実、経済的支援の強化、心理的支援の充実、地域社会との連携が必要です。

### (4) 特に支援を必要とする子どもやその家庭に向けた支援の確保

児童福祉法では、全ての子どもが適切に養育され、その生活が保障されながら心身の健やかな成長及び発達や自立が図られる権利を有しています。

本計画では、障がい、疾病、虐待、貧困等により子どもが健やかに成長できる環境を確保できない場合において、それぞれの状況に応じた支援を進める必要があります。

#### 【児童虐待防止対策に向けて】

子どもの心身の健やかな発達を妨げ、生命を脅かす児童虐待の発生は依然として増え、近年においても悲惨な事件が後を絶ちません。このような中、昭和 22 年の制定時から見直されてこなかった児童福祉法の理念規定が見直され、「子どもが権利の主体であること」、「子どもの最善の利益が優先されること」、「より家庭に近い環境での養育が優先されること」が明記されました。

本町においても、児童虐待防止対策は重要な課題であり、子どもたちが安全に成長できる環境を整えるための取り組みが進められています。

このことを受け、本計画では、関係機関等との連携を強化し、これまで以上に児童虐待の早期発見に努めるとともに、社会的養護が必要な子どもについても、できる限り家庭的な養育環境での支援を進めることが必要です。

また、児童虐待の発生そのものを予防できるような取り組みについても積極的に進める必要があります。

**【社会的養護体制の確保・充実に向けて】**

社会的養護とは、保護者のいない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を社会的に養育し「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」の理念で行われています。

また、児童福祉法では国・地方公共団体の責務として家庭と同様の環境における養育の推進等が明記され、施設の小規模化が進められています。

本計画では、社会的養護体制の確保・充実に向けた必要な支援をこれからも進める必要があります。

**【子どもの貧困対策に向けて】**

国が平成 28 年国民生活基礎調査をもとに発表した子どもの貧困率が 13.9%とされ、前回の平成 25 年の 16.3%に比べ改善したものの、依然として7人に1人の子どもが経済的に困窮していると言われています。この状況は子ども達に責任があるものではなく、経済的な困窮を理由に、子どもの教育機会が失われたり、健康が損なわれることはあってはなりません。

**【障がい児施策の推進】**

発達の遅れや障がいのある子ども、医療的なケアが必要な子どもが増えている中で、本計画では、障がいの有無に関わらず、子ども達が持つ能力や可能性を最大限に発揮しながら共に育ち合えるよう、社会全体で支える環境づくりを進める必要があります。

また、病気や障がい等の早期発見・早期治療・療育の取り組みを行い、子どものライフステージに沿って関係機関が連携した支援をすることが重要です。

**【ひとり親家庭の自立支援】**

ひとり親家庭では、母子家庭、父子家庭関係なく、経済面だけでなく生活の中に多くの不安を抱えながら子育てをしている場合が多く、子どもだけでなく保護者への支援も重要となります。

本計画では、ひとり親家庭が十分な子育てができるような支援を行うとともに、子育てをしながら自立できるような支援を進める必要があります。

【小児救急医療などの小児医療の充実】

小児救急医療の充実にはいくつかの課題があります。全国的にも小児科医の絶対数が不足しており、特に小児救急を担う医師が少ないことが問題です。また、小児救急医療の体制が十分に整っておらず、特に重篤な小児患者に対する救急医療体制の整備が求められています。

さらに、保護者が安心して子育てができるように、医療的ケア児への支援や子ども医療電話相談事業（#8000）の周知・充実が求められており、新興感染症の発生時に備えた小児医療体制の整備も重要な課題です。

これらの課題に対処するためには、医師の確保や医療体制の整備、地域医療機関の連携強化、保護者への支援体制の充実が必要です。

## （5）子どもや若者の不安解消と健全な成長の見守り

子どもの成長に応じて、特に青少年の場合には青少年自身が多感な時期であり、生活範囲が広くなることから、自身の勉強や将来、クラブ活動、友達等特有の悩みを抱えています。

また、様々な危険から身を守る力が十分でないため、外部要因の影響を受けやすい危うさがある一方で、青少年期における経験は、人格の形成に大きな影響を及ぼし、年齢や境遇を異にする人との交流は、自らの視野を広げ、豊かな成長につながり、さらに地域での見守りや適切な相談者の存在は、身近に潜む危険から子どもを守り、不安の解消と健全な成長を支えることになります。

本計画では、子どもや若者が将来に希望を持ち、自身でたくましく健やかに育つ力を持てるような環境づくりを家庭、地域、事業者、行政等が一体となって積極的に進める必要があります。

## 第3章

# 「第2期たかもり 新 風まるプラン」の 評価方法の検討と実施



## 第3章「第2期たかもり 新 風まるプラン」の評価方法 の検討と実施

### 1 事業評価判定の考え方

#### (1) 基本的な考え方

厚生労働省は、「子ども・子育てに関する計画の推進状況を点検・評価するため、個別事業に加え、個別事業を束ねた施策レベル、計画全体の評価も実施することが望ましい」と述べています。これは、利用者の視点に立った指標を設定し、点検・評価を行い、施策の改善に繋いでいくことをめざし、これまでの PDCA サイクルの実効性をさらに高めることを目的としているためです。こうした指針を基に、今回本町では、今年度の高森町こども計画策定及び令和7年度～令和11年度におけるこども施策推進に当たり、第2期たかもり 新 風まるプランのこの5年間の最終評価（行政関係部署による個別事業の成果確認）の把握に努め、総合評価として、個別事業を束ねた施策レベル、さらに計画全体の評価を実施しました。

これらから導き出された利用の状況を分析・評価し、その結果を、利用者の拡大策の推進に向けた検討や今後の事業の方向性の再検討等に活用します。

#### (2) 評価方法

##### ① 「内部評価」

施策毎に関係のある部署を担当とし、選定された関係部署が評価基準による指標において達成度や施策を構成する事務事業の実施状況等を基に施策の分析を行いました。

特に、内部評価では「利用度」の理解が難しいため、「利用度、利用状況把握度」の視点での評価としました。その根拠は下記のとおりです。

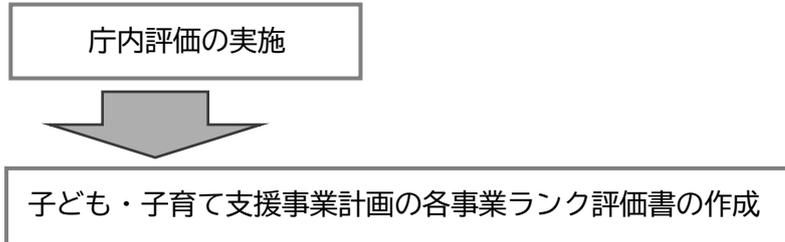
- ・利用者に関する情報や、利用状況に関する情報等を定量的に把握、分析できること。
- ・庁内で事業内容の利用状況が確認されることで、PDCA に基づいた事業推進がなされていると評価でき、事業の成果評価基準の確保のためには、「推進度」、「達成度」に加え「利用状況把握度」を把握する必要があること。

##### ② 「総合評価」

「内部評価」と「外部評価」から導き出された「推進度」「達成度」「利用度」「満足度」「重要度」を相対的に判定し、評価基準に基づき総合的に分析・評価。

### (3) 評価の枠組み

「第2期 たかもり 新 風まるプラン」の事業進捗状況を点検・評価するため、個別事業評価を実施しました。



#### ① 内部評価（進行管理調査項目について）

内部評価実施に際し、進行管理チェック項目は以下のとおりです。

- ① 「推進度」
- ② 「達成度」
- ③ 「利用度」

#### ② 内部評価（分析の種類（施策の推進度）について）

内部評価の施策推進度についての類型は、「A～E判定」とします。内容は以下のとおりです。

- A：十分に推進されている
- B：概ね推進されている
- C：あまり推進されていない
- D：推進していない
- E：事業完了もしくは中止もしくは廃止  
(事業中止もしくは廃止の場合は、その理由を記載。)

#### ③ 内部評価（分析の種類（施策の達成度）について）

内部評価の施策達成度についての類型は、「A～E判定」とします。内容は以下のとおりです。

- A：十分に達成されている
- B：概ね達成されている
- C：あまり達成されていない
- D：推進もしくは実施されているが、現在達成されていない
- E：完了・事業中止もしくは廃止  
(中止もしくは廃止の場合は、その理由を記載。)

④ 内部評価（分析の種類（施策の利用度）について）

内部評価の施策利用度についての類型は、「A～E判定」とします。内容は以下のとおりです。

- A：十分に利用状況が把握、正確にその内容が確認されている
- B：概ね利用状況の把握ができているが、その内容は整理されていない
- C：あまり利用状況の把握はなされていない
- D：利用状況の確認ができない、もしくは利用はされているが把握していない
- E：完了・事業中止もしくは廃止

（中止もしくは廃止の場合は、その理由を記載。）

（4）事業推進過程評価の判定方法について（内部評価の全体評価）

内部評価における事業推進過程評価の類型については以下の通り、「A～E判定」とし、判定方法は次のとおりです。

- A：・「推進」「達成」「利用」の全てにおいてA判定である。  
・事業が完了している
- B：・「推進」「達成」「利用」のうち、2つ以上がA判定である。  
・「推進」「達成」「利用」のうち、1つがA判定であり、かつ残り2つはB判定である。  
・全てにおいてB判定である。
- C：・「推進」「達成」「利用」のうち、2つ以上がB判定以上である。  
・「推進」「達成」「利用」のうち、1つがA判定もしくはB判定であり、かつ残り2つはC判定である。  
・全てにおいてC判定である。
- D：・「推進」「達成」「利用」のうち、2つ以上がC判定以上である。
- E：・事業中止もしくは事業廃止されている。

## 2 内部最終評価理由一覧

「第2期 たかもり 新 風まるプラン」の内部最終評価理由は以下のとおりです。

### 【基本目標1】地域における子育ての支援

【基本目標1】地域における子育ての支援					
項目	個別事業	担当課	令和6年度最終評価	評価理由	令和6年度の改善すべき点や令和7年度からの方針
① 地域における子育て支援サービスの充実					
ア 子育て支援事業					
	(1) 乳幼児健康支援 一時預かり事業 (病後児保育<派遣型>)	住民福祉課	E	事業実績なし。	現在町では実施していないため、ニーズに応じて、実施に向けた検討を行う。
	(2) 放課後児童健全育成事業 (学童保育)	住民福祉課	A	町内の認定こども園で実施しており、待機児童0人。	継続して実施していく。
	(3) 子育て短期支援事業 (ショートステイ)	住民福祉課	D	事業実績なし。	現在町では実施していないため、ニーズに応じて、実施に向けた検討を行う。
	(4) 子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	住民福祉課	E	事業実績なし。	現在町では実施していないため、ニーズに応じて、実施に向けた検討を行う。
	(5) 乳幼児健康支援 一時預かり事業 (病後児保育 <施設型>)	住民福祉課	C	熊本市と契約しているが利用者は0人。令和6年度に町内に病児・病後児保育施設を開設予定。	熊本市と契約しているが利用しにくいという現状があるため、令和7年度に町内に病児・病後児保育施設を開設し、町内での活用を推進していく。
	(6) 一時保育事業	住民福祉課	A	認定こども園で実施している。	継続していく。
	(7) 特定保育事業	住民福祉課	E	事業実績なし。	現在町では実施していないため、ニーズに応じて、実施に向けた検討を行う。
	(8) 幼稚園預かり保育事業	住民福祉課	A	認定こども園で実施している。	継続していく。
	(9) ファミリー・サポート・センター事業	住民福祉課	E	事業実績なし。	子育て支援センター拡充に伴い、子育て支援センター内でのファミリー・サポート・センター事業の実施について検討を行う。
	(10) つどいの広場事業	住民福祉課	E	令和2年度から新型コロナウイルスの影響等による利用者数減少により、令和5年度以降未実施。	今後、参加希望者が増加すれば、実施に向けて検討していく。
	(11) 地域子育て支援拠点事業	住民福祉課	A	町内1箇所で開催している。	継続して実施していく。
イ 保育事業					
	(1) 通常保育事業	住民福祉課	A	町内保育園3箇所・認定こども園1箇所で開催しており、待機児童0人。	継続して実施していく。
	(2) 延長保育事業	住民福祉課	A	町内の保育園2箇所で開催している。	継続していく。
	(3) 休日保育事業	住民福祉課	D	事業実績なし。	現在町では実施していないため、ニーズに応じて、実施に向けた検討を行う。
	(4) 夜間保育事業	住民福祉課	E	事業実績なし。	現在町では実施していないため、ニーズに応じて、実施に向けた検討を行う。
	(5) 幼稚園開放による子育て相談の推進	住民福祉課	B	月に3回未満就園児、保護者が参加できる「どんぐりクラブ」を実施している。	新型コロナウイルスや感染症の流行、就園前の子どもの減少などにより、開催の回数が減少しているのが現状。該当家庭への周知が必要と考える。
	(6) 統合保育所の建設	住民福祉課	A	平成27年度に認定こども園設立。	現状維持
	(7) 幼稚園・保育所の機能を備えた統合施設	住民福祉課	A	平成27年度に認定こども園設立。	現状維持
	(8) 質の高い子育てを担保する施設の運営	住民福祉課	B	施設整備に係る補助を活用して、質の高い子育てを運営できるように環境整備を実施している。	現状維持
ウ 子どもの健全育成事業					
	(1) 健全育成の拠点としての青少年教育施設活動の充実	教育委員会	B	施設的环境整備に努め、総合型スポーツクラブを中心に、子供たちや町民の社会教育活動を促進し、施設の利用促進に努めている。	引き続き、総合型スポーツクラブを活用することや多様な体験活動を実施することによって、心身共に健全な青少年の育成を目指す。
	(2) 地域子ども教室への取組	教育委員会	A	わくわく土曜教室の実施による社会教育活動を実施している。多様な体験をしている。	継続して実施していく。
	(3) 少年非行等の問題を抱える児童及び保護者へ地域ぐるみの支援ネットワークの整備	教育委員会	B	学校を通じ、地域の子供たちの様子を見守りながら、問題行動が見られた場合は、町の福祉部局及び学校と協働し、ケース会議を通じて懸案事項の解消に努めている。	青少年育成町民会議等の関係機関との連携をさらに強め、地域ぐるみの取組を継続する。また学校や児童相談所等と情報を共有し対策を講じる。
	(4) 公共施設等の効果的な活用	教育委員会	B	社会教育施設を開放し、社会体育等の活動に励んでいる。	社会体育、地域防災活動の拠点として有効活用していく。

### 第3章 「第2期たかもり 新 風まるプラン」の評価方法の検討と実施

【基本目標 1】地域における子育ての支援					
項目	個別事業	担当課	令和6年度 最終評価	評価理由	令和6年度の改善すべき点や令和7年度からの方針
Ⅰ 新・放課後子ども総合プランに基づく事業計画					
	(1) 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量	教育委員会	A	放課後子ども教室を以下開催している。珠算検定合格に向けて適切に実施している。	継続していく。
	(2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の2023年度に達成されるべき目標事業量	教育委員会	A	週2回(月8回)を目標に実施していく。	継続して実施していく。
	(3) 放課後子ども教室 2023年度までの実施計画	教育委員会	A	放課後子ども教室運営委員会を中心に各学校の実態に応じた計画を作成している。	継続して実施していく。
	(4) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的又は連携による実施に関する具体的な方策	教育委員会	A	各学校の運営委員で連携を行い、よりよい活動を行えるよう努めている。研修会を通し、互いの実践について情報交流をおこなった。	継続して実施していく。
	(5) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策	教育委員会	A	各学校の担当者との連携を行い向上に努めている。学校や教育委員会と連携して、教室の環境作りにも努めている。	継続して実施していく。
	(6) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	教育委員会	B	各学校の担当者との連携を行い向上に努めている。	福祉部局との連携により、保護者の感想や意見を把握したい。
	(7) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	教育委員会	A	福祉部局の担当者と連携を行い向上に努めている。	保護者・学校・関係機関と連携を図り、情報共有し、より細やかな対応を目指す。
	(8) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組等	教育委員会	A	運営協議会で協議を行い、よりよい環境で活動できるよう努めている。地域の実情等を調査・研究しながら、関係機関と協議し事業最適化を図っている。	継続していく。
	(9) 各放課後児童クラブが、放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策	教育委員会	A	課題を明らかにして解決している。更なる資質向上に向け、連携を強化し、支援員が各関係機関と情報交換する機会を増やし、より効果的な活動をおこなっている。	継続していく。
	(10) 上記放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策等	教育委員会	B	地域住民への周知が十分ではない。月報、HP等を通じ周知に努める必要があるため。	学校や地域との連携を継続しながら、本町の情報発信ツールを活用して地域住民への周知を徹底する。

### 第3章 「第2期たかもり 新 風まるプラン」の評価方法の検討と実施

#### 【基本目標2】母性並びに乳児等の健康の確保及び増進

【基本目標2】母性並びに乳児等の健康の確保及び増進					
項目	個別事業	担当課	令和6年度最終評価	評価理由	令和6年度の改善すべき点や令和7年度からの方針
① 子どもや母親の健康の確保					
(1)	母子健康手帳・妊婦健診受診券発行	住民福祉課	A	申請により随時発行している。令和6年7月から母子健康手帳アプリでの事前申請・予約システムを導入。	令和6年度から母子健康手帳アプリでの事前申請・予約システムを導入したため、利用者拡大に向け、周知を行っている。
(2)	妊婦訪問	住民福祉課	B	必要に応じて実施している。	今後も個別フォロー等で継続的に対応していく。
(3)	ブレマ料理教室	住民福祉課	E	事業実績なし。	今後、参加希望者が増加すれば、実施に向けて検討していく。
(4)	子ども医療	住民福祉課	A	令和4年10月より、県内医療機関にて現物給付を実施している。	継続して実施していく。
(5)	2か月児全戸訪問	住民福祉課	A	保健師が全戸訪問実施している。	継続して実施していく。
(6)	3ヶ月児訪問	住民福祉課	E	2ヶ月時に行っているため、実施なし。	継続して実施していく。
(7)	4か月児健診	住民福祉課	A	個別で医療機関で実施している。	継続して実施していく。
(8)	5～6か月相談	住民福祉課	A	年6回、集団にて実施している。	継続して実施していく。
(9)	9～10か月健康相談	住民福祉課	A	年6回、集団にて実施している。	継続して実施していく。
(10)	1歳児相談 歯科健診	住民福祉課	B	年4回、1歳児相談時に歯科健診とフッ素塗布を実施している。	継続して実施していく。
(11)	1歳6か月児健診	住民福祉課	B	年3回、集団にて実施している。	継続して実施していく。
(12)	3歳児健診	住民福祉課	B	年3回、集団にて実施している。	継続して実施していく。
(13)	フッ素塗布	住民福祉課	B	1歳児健康相談、1歳6か月児健診、3歳児健診で実施している。	継続して実施していく。
(14)	フッ素洗口	健康推進課	B	保育園・幼稚園・小学校・中学校全てで実施。	継続して実施していく。
(15)	各種予防接種	住民福祉課	B	個別通知やTPC、広報等で周知している。	継続して実施していく。
(16)	母子保健推進員 会議・学習会	住民福祉課	B	年1回程度開催している。	継続して実施していく。
② 「食育」の推進					
(1)	「朝ごはんを食べよう」キャンペーン	教育委員会	B	町の教職員を中心とした健康教育部会において、保護者や子供向けに、健康な生活を送るためのパンフレットを作成し、朝食摂取の促進をしている。	給食時に食の指導の充実を図り、学校給食共同調理場からの食育だより等においても呼びかけを行う。また、町の健康教育部会において食に関する動画を作成しTPCで放送予定。
(2)	親子料理教室	健康推進課	E	食生活改善推進員の選択事業の一環で取り入れていたが近年選択していない。またコロナの影響により料理を中止している。	今後、参加希望者が増加すれば、実施に向けて検討していく。
(3)	食・自然の活用	健康推進課	B	健康推進事業・母子保健事業で活用で取り組んでいる。	ライフステージに合わせた食の活用を伝えていく。
		教育委員会	B	食育だけを目的にしたことではなく健康増進事業・母子保健事業で実施。	学校給食において、「高森町和牛給食事業」等を実施し、引き続き地産地消に努め地元食材を使った学校給食を推進する。また、栽培や農業体験による食の体験を実施する。
③ 思春期保健対策の充実					
(1)	性に対する正しい知識の普及	教育委員会	B	学校を通じて、性教育指導に取り組んでいる。	年間指導計画を見直しながら、性教育指導に取り組んでいく。
(2)	喫煙や薬物に関する教育	教育委員会	B	学校での健康教育を通じ、子供たちへの正しい知識の普及に努めている。	学校での教育を通じ、正しい知識の啓発に取り組んでいく。
(3)	自己肯定感についての学習会	教育委員会	B	学校において、定期的なアンケート等を実施し、自己肯定感の把握に努めながら、教育活動の中で、児童の自己肯定感の向上に努めている。	道徳教育や人権教育を通じて、自己肯定感の向上に取り組んでいく。

【基本目標3】子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境等の整備

【基本目標3】子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境等の整備					
項目	個別事業	担当課	令和6年度最終評価	評価理由	令和6年度の改善すべき点や令和7年度からの方針
① 次代の親の育成					
	(1) 中学生の乳幼児ふれあい体験	教育委員会	B	町内幼稚園、保育園の協力のもと、中学生の職場体験を通じて、乳幼児期の子どもふれあいを行っている。	町内幼稚園、保育園の協力のもと、家庭科の授業を通して園児との接し方や安全な遊び方及び遊び道具の工夫をすることで、乳幼児期の子ども理解につなげ、次代の親育成につなげる。
② 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備					
ア 確かな学力の向上					
	(1) 子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな指導の充実	教育委員会	B	自立した学習者の育成を目指し、一人一台端末とWi-Fi環境のもと、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図っている。	タブレット端末の環境はすでに整い、家庭学習のための持ち帰りも進んでいることから、一人一人が家庭学習に一人で取組める内容へと充実させていく。
	(2) ゲストティーチャー等を招いての学校教育の活性化	教育委員会	B	連携協定を結んでいる外部専門機関を中心に、年間を通じて計画的にゲストティーチャーを招聘し、学びの充実に努めている。	ふるさと高森を知り、発信していくためのゲストティーチャーは今後も依頼していく。児童生徒が自ら疑問を抱き質問が出来るように時間を確保して進めていく。
イ 豊かな心の育成					
	(1) 道徳教育の充実	教育委員会	B	高森町の題材を教材とした、町の道徳教育副読本「高森の心」を各学校での道徳教育で活用し、道徳教育の充実を図っている。	年間計画に位置付け、道徳教育副読本「高森の心」を使用している。その他、「熊本の心」、「つなぐ」などの教材を使って道徳教育の更なる充実を図る。
	(2) 地域との連携による多様な体験活動の推進	教育委員会	B	総合的な学習の時間である「高森ふるさと学」等の学校活動において、地域のゲストティーチャーを活用し郷土料理教室などの体験学習を進めている。	年間計画で、ゲストティーチャーの協力依頼を位置付け、地域学校協働活動推進員と学校とで協力して円滑な体験活動の運営を行う。
	(3) 専門家による相談体制の強化	教育委員会	A	町に教育支援センターを開設するとともに、学校に特別支援教育相談員として、特別支援教育指導員及び心の教室相談員を配置し、児童生徒及び保護者への相談体制を整備している。	学校に対してスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーへの協力依頼に加えて、町の教育支援センターの活用を促し、相談体制の一層の整備を進める。
	(4) 子どもたちの豊かな心を育むネットワークづくり挨拶運動の展開	教育委員会	B	PTAやコミュニティ・スクールの協力のもと、子供たちの登校時に挨拶運動を実施している。	あいさつ運動をはじめ、縦割り班活動による相互理解、ボランティア活動等により、地域との交流を進める。
ウ 健やかな体の育成					
	(1) 健康教育の推進 学校保健委員会の設置	教育委員会	A	町の養護教諭を中心に、学校医や町の保健師等関係者を交えたすこやか委員会を年に数回開催し、町の子どもの健康情報の共有を図っている。	学校の養護教諭等及び高森町教育研究会のすこやか部会を中心に、児童生徒の健康・体力の状況から課題を改善するための手立てを保護者の理解と協力を得ながら講じる。
エ 信頼される学校づくり					
	(1) 教員に対する適正な評価の実施	教育委員会	B	町の教育委員会に審議員を配置し、教員への指導体制を形成するとともに、学校長を中心とした、教職員の資質向上に努めている。	町校長会議で校長に対して適正な評価の実施について指導するとともに、学校教育の進捗状況を把握し、教職員の資質向上に努める。
	(2) 安全で豊かな学校施設の整備	教育委員会	A	耐震補強事業については実施済みである。老朽化の進んでいる学校もあり、緊急を要する修繕については、早急な対応を図っている。	学校施設の整備については、老朽化への対応を今後も早急な対応を図っていく。
	(3) 児童生徒の安全管理	教育委員会	B	通学点検を各学校ごとに実施し、登下校の安全管理を努めている。	児童生徒の通学路での危険箇所の把握を行う。校内の安全点検は、毎月実施し、必要な改善を早急に行っている。
	(4) 学校評議員制度の活用	教育委員会	E	学校評議員制度については、コミュニティ・スクールの導入に伴い廃止しているが、学校運営協議会において同等の役割を果たしている。	学校評議員制度は現在廃止している。
	(5) 地域に根ざした特色ある学校づくり	教育委員会	A	コミュニティ・スクールを設置し、地域とともにある学校づくりを推進している。	各学校とも地域の人材を活かした取組を行っていく。また、コミュニティ・スクールと運動して地域学校協働活動が活性化するように見直しに努める。
オ 幼児教育の充実					
	(1) 幼児教育についての情報提供	住民福祉課	B	町内の幼稚園、保育園において、各園での保護者向けの講演会を実施し、幼児教育の重要性や幼児教育の実践内容について理解を深めている。	就学前教育と学校教育と連携し、情報共有を図っていく。
	(2) 親と子の育ちの場の推進 ・幼児教育の連携を推進するための組織づくり	教育委員会	A	町内の幼稚園、保育園と連携のもと、高森町就学前部会を形成し、町内の幼児教育の実践を行っている。なお、「親の学び」プログラム講座を実施している。	継続していく。

### 第3章 「第2期たかもり 新 風まるプラン」の評価方法の検討と実施

【基本目標3】子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境等の整備					
項目	個別事業	担当課	令和6年度最終評価	評価理由	令和6年度の改善すべき点や令和7年度からの方針
③ 家庭や地域の教育力の向上					
	(1) 地域における子どもの多様な体験活動の充実・史跡・文化財の保存と有効活用(まちづくりや学校での活用)	教育委員会	A	学校の総合的な学習時間である「高森ふるさと学」において、地域の文化財を題材にした教材を活用した教育活動を実施しており、地域の祭りなどに子どもたちの積極的な参加が見られている。	草部郷土資料館が所有する文化財を活用し、農具・民具等を使った体験型の学習を行っていく。
	(2) 広域スポーツセンターの整備、スポーツ指導者の育成・競技スポーツの普及強化(高森町スポーツ推進計画「平成31年3月」)	教育委員会	B	地域型スポーツクラブ(高SPO)の活動を通じて、スポーツ指導者の育成を図っている。また、中学校の部活動地域移行の準備を進めている。	令和7年度中に、中学校の休日部活動を学校から地域への移行を進める。また、地域指導者を確保し、生徒がスポーツ活動等に参加できる環境整備に努める。
	(3) 総合型スポーツの振興(高森町スポーツ推進計画「平成31年3月」)	教育委員会	A	高森町総合型スポーツクラブ(高SPO)を中心に、子どもから大人まで参加できる町民のスポーツ環境を提供している。	高SPOが、広報たかもりやTPCで広報を行ってきたが、令和7年度はさらに広報活動に努める。利用者の意見を集約し、反映することも検討し、スポーツ振興を進めていく。
	(4) 子ども読書活動の推進・家庭、地域、学校、幼稚園、保育園における読書に親しむ機会の提供	教育委員会	A	町内の公民館で絵本や読み聞かせを実施している。また、学校においても読書の時間の確保や絵本の読み聞かせを実施し、子供たちが読書に親しむ機会を提供している。	町内の公民館を活用した絵本の読み聞かせを今以上に充実させる。家庭でもタブレット図書館を活用した親子読書を推進していく。
	(5) 子どもの読書活動を推進するための諸条件の整備・充実	教育委員会	B	学校図書購入費を例年、各学校に予算化し、図書環境の充実を図っている。	学校図書購入費を例年各学校に予算化しており、読書環境の整備向上を継続していく。
	(6) 県立図書館、学校、民間団体等とのパートナーシップによる取組の推進	教育委員会	B	県立図書館のe-booksを活用している。町民向けタブレット図書館を開設しており、町民へ利用方法講座などを行っている。	利用者が少ないため、令和7年度もTPCや公民館などを活用し周知していくことが必要。
	(7) 地域子育てで世代間交流の推進	教育委員会	B	高森町PTA連絡協議会を設置し、保護者同士の交流や連携に努めている。	高森町PTA連絡協議会を設置し、連絡協議会と教育委員会が連携しながら保護者同士の交流や連携を図っていく。

### 【基本目標4】子育てを支援する生活環境の整備

【基本目標4】子育てを支援する生活環境の整備					
項目	個別事業	担当課	令和6年度最終評価	評価理由	令和6年度の改善すべき点や令和7年度からの方針
① 子育て支援センターの充実					
	(1) 子育て支援センターの充実	住民福祉課	A	町内で1箇所子育て支援センターを開設しており、職員(センター長)を配置している。	子育て支援センターの老朽化が激しく、施設内も手狭な状態であるため、子育て支援センターを移転し、施設の拡充を行う。
② 安心して外出できる環境の整備(遊び場の整備)					
	(1) 遊び場の整備・確保子育て支援センターの充実	総務課	B	防災公園1箇所・横町公園1箇所・町内で1箇所子育て支援センターを開設している。	子育て支援センターの老朽化が激しく、施設内も手狭な状態であるため、子育て支援センターを移転し、施設の拡充を行う。
		住民福祉課	A	防災公園1箇所・横町公園1箇所・町内で1箇所子育て支援センターを開設している。	

### 【基本目標5】職業生活と家庭生活の両立の推進

【基本目標5】職業生活と家庭生活の両立の推進					
項目	個別事業	担当課	令和6年度最終評価	評価理由	令和6年度の改善すべき点や令和7年度からの方針
① 仕事と子育ての両立のための活動の推進					
	(1) 多様な働き方を目指した意識改革推進のための広報・啓発・研修・情報提供	住民福祉課	B	ポスターの掲示や関連あるチラシの設置を行った。	継続して実施していく。
	(2) 仕事と子育ての両立の推進	住民福祉課	B	令和6年度に病児・病後児保育施設を町内に整備し、仕事と子育ての両立を図った。	継続して実施していく。
	(3) 仕事と子育ての両立支援のためセミナー、会議の開催等	住民福祉課	B	町では実施していない。	必要に応じて実施していく。

### 第3章 「第2期たかもり 新 風まるプラン」の評価方法の検討と実施

#### 【基本目標6】子ども等の安全の確保

【基本目標6】子ども等の安全の確保					
項目	個別事業	担当課	令和6年度最終評価	評価理由	令和6年度の改善すべき点や令和7年度からの方針
① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進					
	(1) 交通安全教育の実施	教育委員会	A	各学校で年度はじめに交通安全教室を実施するとともに、長期休業前等に指導や啓発を行い、交通安全意識の向上に努めている。	継続していく。
	(2) 交通安全教育指導者の育成	総務課	B	老人クラブに交通指導員を委嘱し、各地区の老人クラブへの指導者として研修を実施。	継続していく。
	(3) チャイルドシートの正しい使用の徹底	総務課	D	交通安全運動での呼びかけや阿蘇南部地区交通安全協会でのチャイルドシート貸出時に指導を実施している。	継続していく。
② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進					
	(1) 「こどもひなの家」等の防犯ボランティア活動の支援	教育委員会	B	登下校時の見守りボランティアに対し、子ども見守り支援事業による補助を行っている。	継続していく。

#### 【基本目標7】要保護児童等への対応などきめ細やかな取組の推進

【基本目標7】要保護児童等への対応などきめ細やかな取組の推進					
項目	個別事業	担当課	令和6年度最終評価	評価理由	令和6年度の改善すべき点や令和7年度からの方針
① 児童虐待防止対策の充実					
	(1) 虐待防止ネットワークの設置	住民福祉課	B	不登校児・ネグレクト家庭に家庭訪問を月1回程度行っている。また、ケースに合わせて学校・福祉・教育委員会で会議を行っている。	継続して実施していく。
	(2) 子ども家庭総合支援拠点の整備	住民福祉課	B	令和4年7月1日に高森町役場住民福祉課内に設置している。	令和6年4月1日からこども家庭センターを設立し、妊娠期から子育て期まで一体的な支援を実施している。 ※こども家庭センター設立に伴い、子ども家庭総合支援拠点は廃止。
② ひとり親家庭等の自立支援の推進					
	(1) 福祉サービス等利用に際しての配慮	住民福祉課	A	児童扶養手当・ひとり親家庭医療費助成事業を実施している。	継続して実施していく。
	(2) 相談体制の充実や情報提供	住民福祉課	A	「ひとり親の家庭のみなさんへ」という冊子・HPや広報等を通じて情報提供を行っている。	継続して実施していく。
③ 障がい児施策の充実					
	(1) 健康診査や学校における健康診断等の推進	住民福祉課	B	乳幼児健診から精密相談を実施。	令和6年度から3歳児、5歳児を対象に発達障害アセスメント調査を実施している。また、発達障害等を早期に発見し、安心して就学につなげることを目的として5歳児健診の実施を目指す。
	(2) 障がい児への支援体制の整備	教育委員会	A	各学校に特別支援教育指導員等を配置し、授業や日常生活に対する相談や支援を行っている。また、障がい児に必要な器具を整備し、教育環境の整備に努めている。	継続して実施していく。
	(2) 障がい児への支援体制の整備	住民福祉課	A	町内の各園には阿蘇地域療育支援センターによる、巡回支援を行い、サポートが必要な障がい児に対して支援を行っている。	必要に応じて今後も巡回支援を実施していく。



## 第4章 第3期 事業量推計



## 第4章 第3期 事業量推計

### 1 対象事業

それぞれの家庭類型に関する対象事業及び対象児童年齢は下記のとおりです。

対象事業	対象家庭類型	対象児童年齢
認定こども園 及び幼稚園	<専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭> ■タイプC'：フルタイム×パートタイム （月下限時間未満+月下限時間～120時間の一部） ■タイプD：専業主婦（夫） ■タイプE'：パートタイム×パートタイム （いずれかが月下限時間未満+月下限時間～120時間の一部） ■タイプF：無業×無業	3～5歳
幼稚園	<共働き家庭 幼稚園利用のみ> ※ただし、現在幼稚園利用	3～5歳
認定こども園 及び保育所	■タイプA：ひとり親家庭 ■タイプB：フルタイム×フルタイム ■タイプC：フルタイム×パートタイム （月120時間以上+月下限時間～120時間の一部） ■タイプE：パートタイム×パートタイム （双方が月120時間以上+月下限時間～120時間の一部）	3～5歳
認定こども園 及び保育所+ 地域型保育		0歳、1・2歳
時間外保育事業		0～5歳
放課後児童健全育成事業		1～6年生
子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト別）		0～18歳
地域子育て支援拠点事業		0～2歳
一時預かり事業・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり・その他		0～5歳
病児保育事業		0～5歳、1～6年生
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		0～5歳、1～6年生
利用者支援事業		0～5歳、1～6年生
子育て世帯訪問支援事業（新）※令和4年度児童福祉法改正		0～18歳
児童育成支援拠点事業（新）※令和4年度児童福祉法改正		学齢期6歳～15歳
親子関係形成支援事業（新）※令和4年度児童福祉法改正		18歳未満
妊婦等包括的相談支援事業（新）※令和6年度児童福祉法改正		0～2歳
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新）※令和6年度児童福祉法改正		3歳未満
産後ケア事業（新）※令和6年度児童福祉法改正		産後1年以内

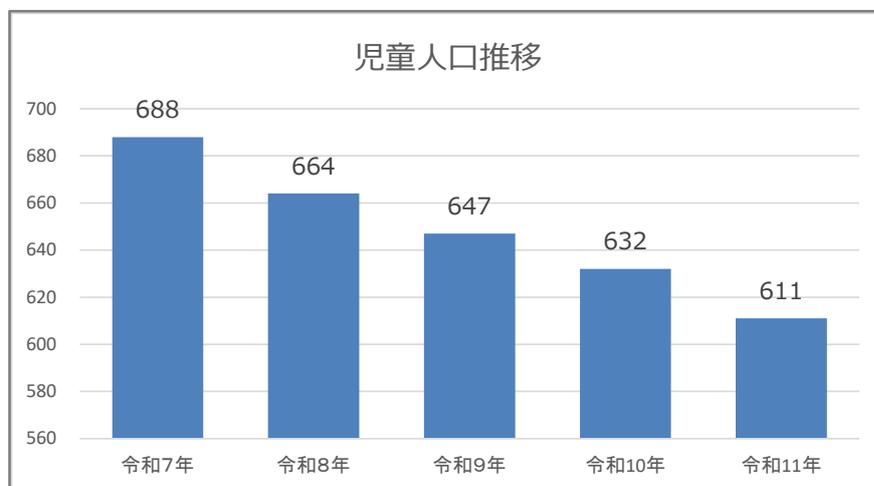
## 2 令和6年度の本町の児童人口推計

下記の推計は、令和6年度において、令和7年度から令和11年度までの児童人口推計を行ったものです。

【年齢別 児童人口推計】

児童人口推計	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳児	23	20	20	20	20
1歳児	25	30	26	26	26
2歳児	27	25	30	26	26
3歳児	45	31	28	35	30
4歳児	22	44	30	27	34
5歳児	32	22	44	30	27
6歳児（小1）	27	30	21	43	29
7歳児（小2）	35	27	30	21	43
8歳児（小3）	32	34	26	29	21
9歳児（小4）	40	29	31	23	25
10歳児（小5）	37	37	26	28	21
11歳児（小6）	49	38	38	27	29
12歳	40	50	39	39	28
13歳	63	47	58	47	47
14歳	54	63	47	58	47
15歳	39	43	49	38	48
16歳	44	50	54	61	49
17歳	54	44	50	54	61
計	688	664	647	632	611

【児童人口推計の推移】



### 3 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、「量の見込み」や「確保方策」を算出する区域の単位として「教育・保育等の提供区域」を設定する必要があるとしています。

本町の第3期計画では、地形的要件、中心部の位置的要件、面積的要件、動線的要件、人口、地域性等の要件から勘案して、高森町全体を1区域として設定しています。

教育・保育提供区域	一区域
地域子ども・子育て支援事業提供区域	全区域

### 4 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定め、本町に居住する子どもについては、「現在の幼稚園、保育所（園）、認定こども園等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定しています。

#### 【認定区分】

設定区分	内容	利用先
1号認定	教育標準時間認定 満3歳以上の子どもで、教育を希望する場合	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上保育認定 満3歳以上の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所・認定こども園
3号認定	満3歳未満保育認定 満3歳未満の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所・認定こども園

## 5 特定教育・保育の量の見込みと確保方策

最終評価にあたり、令和6年度の実績を踏まえ、計画終了年度の令和11年度までの特定教育・保育の量の見込みと提供する確保方策の内容等は以下のとおりです。

なお、① - ②や③ - ④など、差し引き後に0、またはマイナス値になると充足されていることを表しています。

### (1) 1号、2号認定

#### 【第3期計画の目標値】

年度	1号認定				2号認定			
	量の見込 (需要量) ①	確保方策 (供給量) 目標値②	うち企業主導型 保育施設の 地域枠等	①-②	量の見込 (需要量) ③	確保方策 (供給量) 目標値④	うち企業主導型 保育施設の 地域枠等	③-④
R7	9	10	0	-1	83	98	0	-15
R8	9	10	0	-1	81	98	0	-17
R9	9	10	0	-1	85	98	0	-13
R10	8	10	0	-2	77	98	0	-21
R11	8	10	0	-2	76	98	0	-22

### (2) 3号認定

#### 【第3期計画の目標値】

年度	3号認定(0歳児)			
	量の見込 (需要量) ①	確保方策 (供給量) 目標値②	うち企業主導型 保育施設の 地域枠等	①-②
R7	16	15	0	1
R8	14	15	0	-1
R9	14	15	0	-1
R10	14	15	0	-1
R11	14	15	0	-1

年度	3号認定(1歳児)				年度	3号認定(2歳児)			
	量の見込 (需要量) ③	確保方策 (供給量) 目標値④	うち企業主導型 保育施設の 地域枠等	③-④		量の見込 (需要量) ③	確保方策 (供給量) 目標値④	うち企業主導型 保育施設の 地域枠等	③-④
R7	22	28	0	-6	R7	23	29	0	-6
R8	26	28	0	-2	R8	22	29	0	-7
R9	23	28	0	-5	R9	26	29	0	-3
R10	23	28	0	-5	R10	23	29	0	-6
R11	23	28	0	-5	R11	23	29	0	-6

## 【確保方策の内容】

令和7年度以降の今後5年間の児童人口を見ると、減少していく推計となっていますが、ニーズの拡大と実績を勘案し、令和7年度以降、1号、2号、3号共に供給量は確保されています。今後は、ファミリー・サポート・センター事業や乳児等通園支援事業など、園の保育以外の保育サポート支援を検討していきます。

## 6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

### (1) 時間外保育事業

特定教育・保育施設または特定地域型保育事業の延長保育に係る費用について、その全部又は一部を助成することにより、必要な保育を確保する事業で、保育所においては11時間の開所時間を超えて保育を行う事業です。

## 【第3期計画の目標値】

年度	時間外保育事業			
	量の見込(人)	確保方策(人)	確保方策(箇所)	①-②
	(需要量) ①	(供給量) 目標値②	(供給量) 目標値	
R7	45	45	2	0
R8	44	44	2	0
R9	46	46	2	0
R10	42	42	2	0
R11	42	42	2	0

## 【確保方策の内容】

時間外保育の令和5年度の利用人数(月平均)は9人であり、令和4年度の利用人数12人より減少しておりますが、保護者の就労時間の長時間化や通勤範囲の広がりによる通勤時間が長くなっていること、保育短時間認定児童の増加などから、依然として高いニーズが見込まれます。令和7年度以降も対応可能な保育所、受け入れ数は確保できます。

今後も必要とする利用者への啓発活動を継続し、事業の充実を図ります。

## (2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

両親が共働きなどの事情により、昼間保護者が家庭にいない小学生児童に対し、放課後や長期休業中、生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

### 【第3期計画の目標値】

#### ●低学年

年度	放課後児童健全育成事業（学童保育）低学年						
	量の見込（人） （需要量） ①	内訳			確保方策（人） （供給量） 目標値②	確保方策（箇所） （供給量） 目標値	①－②
		1年生	2年生	3年生			
R7	32	9	12	11	32	1	0
R8	32	11	9	12	32	1	0
R9	27	7	11	9	27	1	0
R10	32	15	7	10	32	1	0
R11	32	10	15	7	32	1	0

#### ●高学年

年度	放課後児童健全育成事業（学童保育）高学年						
	量の見込（人） （需要量） ①	内訳			確保方策（人） （供給量） 目標値②	確保方策（箇所） （供給量） 目標値	①－②
		4年生	5年生	6年生			
R7	28	9	8	11	8	1	20
R8	22	6	8	8	8	1	14
R9	20	7	5	8	13	1	7
R10	17	5	6	6	8	1	9
R11	15	5	4	6	8	1	7

### 【確保方策の内容】

対応可能人数は40名程度であり、令和6年度現在40名の利用があります。

保護者の就労時間の長時間化や通勤範囲の広がりにより、今後も対応可能人数より希望者が多くなる見込みです。令和7年度以降に向けて、今後も事業を継続しながら、子どもデイサービス事業（社会福祉協議会実施）や東学園見守り事業、児童育成支援拠点事業（子どもの居場所支援）等を活用し、必要量の確保を行います。

### (3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が疾病・疲労など身体上、精神上、環境上の理由により児童の養育が困難となった場合、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育、保護を行う事業（原則7日以内）です。

#### 【第3期計画の目標値】

年度	子育て短期支援事業（ショートステイ）		
	量の見込（人） （需要量） ①	確保方策（人） （供給量） 目標値②	①－②
	<b>R7</b>	<b>21</b>	<b>0</b>
<b>R8</b>	<b>21</b>	<b>21</b>	<b>0</b>
<b>R9</b>	<b>21</b>	<b>21</b>	<b>0</b>
<b>R10</b>	<b>20</b>	<b>20</b>	<b>0</b>
<b>R11</b>	<b>19</b>	<b>19</b>	<b>0</b>

#### 【確保方策の内容】

令和6年度現在、町では未実施ですが、ショートステイは必要な施策として、利用者希望者の把握を行い、町内の既存施設の活用や児童養護施設との委託契約での対応など実施に向けて検討を行います。

### (4) 地域子育て支援拠点事業

乳児または幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所として、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

#### 【第3期計画の目標値】

年度	地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）			
	量の見込（人） （需要量） ①	確保方策（人） （供給量） 目標値②	確保方策（箇所） （供給量） 目標値	①－②
	<b>R7</b>	<b>124</b>	<b>150</b>	<b>1</b>
<b>R8</b>	<b>124</b>	<b>150</b>	<b>1</b>	<b>-26</b>
<b>R9</b>	<b>126</b>	<b>150</b>	<b>1</b>	<b>-24</b>
<b>R10</b>	<b>119</b>	<b>150</b>	<b>1</b>	<b>-31</b>
<b>R11</b>	<b>119</b>	<b>150</b>	<b>1</b>	<b>-31</b>

## 【確保方策の内容】

子育て支援センターは、3歳未満児に限らず幅広い子どもたち及び保護者が利用しており、令和5年度に開始した町独自事業である在宅育児支援手当の申請窓口にもなっているため、今後も利用者が増えることが想定されます。

現施設において見込み数の受け入れは可能ではありますが、施設の老朽化に加え、子育て講座や新たな支援事業を実施するにはスペースが手狭な状況であるため、施設の建て替えや移転などにより、子育て支援センターの更なる充実を図っていきます。

## (5) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児・幼児について、主として昼間に幼稚園において在園児を対象として、一時的に預かる事業です。

## 【第3期計画の目標値】

年度	一時預かり事業（幼稚園型）				
	量の見込（人） （需要量） ①	内訳		確保方策（人） （供給量） 目標値②	①－②
		1号認定による 利用	2号認定による 利用		
R7	931	582	349	931	0
R8	912	570	342	912	0
R9	959	599	360	959	0
R10	864	540	324	864	0
R11	854	534	320	854	0

## 【確保方策の内容】

1号認定による利用については、令和5年度の年間延べ利用者数は379人で、令和7年度以降も供給量は確保されています。

2号認定による利用について令和5年度の実績はありませんが、今後、保育短時間認定児童の増加に伴うニーズの高まりも想定されることから、供給量を確保していきます。

## (6) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児・幼児について、主として昼間に、保育所その他の場所において一時的に預かる事業です。

### 【第3期計画の目標値】

年度	保育所その他の場所での一時預かり事業					
	量の見込（人） （需要量） ①	確保方策（人） （供給量） 目標値②	内訳			①－②
			一時預かり事業 （在園児対応型 以外）（人）	子育て援助活動支援事業 （ファミ・サポ・センター事業） （就学前）（人）	子育て短期支援 事業（トワイライ トステイ）（人）	
R7	105	0	0	0	0	105
R8	104	0	0	0	0	104
R9	108	108	0	108	0	0
R10	100	100	0	100	0	0
R11	99	99	0	99	0	0

### 【確保方策の内容】

今後子育て支援センターでの実施を検討しているファミリー・サポート・センター事業等でニーズの確保を図ります。

## (7) 病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)

地域の児童が発熱などの急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業です。また、保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

### 【第3期計画の目標値】

年度	病児・病後児保育事業				
	量の見込(人) (需要量) ①	確保方策(人) (供給量) 目標値②	内訳		①-②
			病児・病後児保育 事業(人)	子育て援助活動支援 事業(病児・緊急対応 強化事業)(人)	
R7	278	480	480	0	-202
R8	275	480	480	0	-205
R9	285	480	480	0	-195
R10	262	480	480	0	-218
R11	261	480	480	0	-219

### 【確保方策の内容】

平成28年4月、熊本市と高森町で相互利用にかかる負担金に関する協定書を締結し、熊本市内の施設が利用できるようになっていますが、令和5年度の利用実績は0人となっています。利用希望者の利便性向上のため、令和7年度に町内に病児・病後児保育施設を開設し、必要量の確保を図ります。

## (8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） （就学後）

児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者の相互援助活動に関する連絡、調整を実施する事業です（相互援助活動の例：子どもの預かり、送迎など）。

また、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどを行います。

### 【第3期計画の目標値】

年度	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学後、低学年・高学年）		
	量の見込（人） （需要量） ①	確保方策（人） （供給量） 目標値②	①－②
R7	216	0	216
R8	192	0	192
R9	192	192	0
R10	185	185	0
R11	193	193	0

### 【確保方策の内容】

子育て支援センターの施設移転後に、子育て支援センターでの実施を検討しています。

### (9) 利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報集約と提供を行うと共に、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供、助言をし、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

#### 【第3期計画の目標値】

年度	利用者支援事業						①-②
	量の見込(箇所) (需要量)①			確保方策(箇所) (供給量)目標値②			
	基本型	特定型	こども家庭 センター型	基本型	特定型	こども家庭 センター型	
R6	0	0	1	0	0	1	0
R7	0	0	1	0	0	1	0
R8	0	0	1	0	0	1	0
R9	0	0	1	0	0	1	0
R10	0	0	1	0	0	1	0
R11	0	0	1	0	0	1	0

#### 【確保方策の内容】

令和6年度に住民福祉課にこども家庭センターを設置し、母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、包括的な支援を切れ目なく提供する体制を構築しています。

教育・保育・保健その他の子育て支援に係る情報提供などを関係機関と連絡調整をしながら、専門的な立場から必要な助言や支援を行います。

### (10) 子育て世帯訪問支援事業(新) ◆令和4年度児童福祉法改正

18歳未満の子どもを育てる家庭に対して、家事・育児等に不安や負担を抱える子育て世帯や、妊産婦・ヤングケアラー家庭を対象に支援員が訪問し家事・育児の代行をする事業です。

#### 【第3期計画の目標値】

年度	子育て世帯訪問支援事業		
	量の見込(人日/年) (需要量) ①	確保方策(人日/年) (供給量) 目標値②	①-②
	R7	48	48
R8	48	48	0
R9	48	48	0
R10	48	48	0
R11	48	48	0

※要保護児童及び要支援児童等の数値把握による量の見込み算出

(11) 児童育成支援拠点事業（新） ◆令和4年度児童福祉法改正

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

【第3期計画の目標値】

年度	児童育成支援拠点事業		
	量の見込（人） （需要量）	確保方策（人） （供給量）	①－②
	①	目標値②	
R7	6	20	-14
R8	6	20	-14
R9	5	20	-15
R10	5	20	-15
R11	5	20	-15

※こども第三の居場所

※要保護児童及び要支援児童等の数値把握による量の見込み算出

(12) 親子関係形成支援事業（新） ◆令和4年度児童福祉法改正

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

【第3期計画の目標値】

年度	親子関係形成支援事業		
	量の見込（人） （需要量）	確保方策（人） （供給量）	①－②
	①	目標値②	
R7	4	0	4
R8	4	4	0
R9	4	4	0
R10	4	4	0
R11	4	4	0

※乳幼児健診、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、学校等からの情報提供により自治体で支援を必要と認める児童及びその保護者

※要保護児童及び要支援児童等の数値把握による量の見込み算出

## (13) 妊婦等包括的相談支援事業（新） ◆令和6年度児童福祉法改正

妊産婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

## 【第3期計画の目標値】

年度	妊婦等包括的相談支援事業		
	量の見込（回） 妊娠届け出数 ①	確保方策（回） （供給量） 目標値②	①－②
	R7	63	63
R8	60	60	0
R9	60	60	0
R10	63	63	0
R11	63	63	0

※令和4年度より出産・子育て応援交付金の伴走型相談支援としての事業の制度化

※妊娠届け出数×3回を量の見込みとする

(14) 乳児等通園支援事業 ※こども誰でも通園制度（新）

◆令和6年度児童福祉法改正

「こども誰でも通園制度」とは、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育園を利用できる制度です。

【第3期計画の目標値】

年度	年齢	乳児等通園支援事業 延べ人数		
		量の見込 (必要定員数) 単位：人日 ①	確保方策 (必要定員数) 単位：人日 ②	(必要定員数) ①-②
R7	0歳児	1	0	1
	1歳児	1	0	1
	2歳児	1	0	1
R8	0歳児	1	1	0
	1歳児	1	1	0
	2歳児	1	1	0
R9	0歳児	1	1	0
	1歳児	1	1	0
	2歳児	1	1	0
R10	0歳児	1	1	0
	1歳児	1	1	0
	2歳児	1	1	0
R11	0歳児	1	1	0
	1歳児	1	1	0
	2歳児	1	1	0

※必要受け入れ時間数の見込みとする ◆0～2歳の無園児×月一定時間(10時間)

※必要定員数の見込みとする

◆必要受け入れ時間数÷定員一人当たりの受け入れ可能時間数(月176時間(8時間×22日))

## (15) 産後ケア事業（新） ◆令和6年度児童福祉法改正

出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

## 【第3期計画の目標値】

年度	産後ケア事業 延べ人数		
	量の見込（人日）	確保方策（人日）	①－②
	推計産婦数①	目標値②	
R7	28	28	0
R8	27	27	0
R9	27	27	0
R10	28	28	0
R11	28	28	0

※妊娠届出数や出生数を推計する【利用の見込み（人日/年）】

※A 推計産婦数(人)×(C 利用見込み産婦数 / B 全産婦数)×平均利用日数

## (16) 妊産婦健康診査事業

妊産婦に対して妊娠初期から分娩までの間、必要に応じて健康診査を行う事業です。

## 【第3期計画の目標値】

年度	妊産婦健康診査事業		
	量の見込（人）	確保方策（人）	①－②
	(需要量) ①	(供給量) 目標値②	
R7	21	21	0
R8	20	20	0
R9	20	20	0
R10	21	21	0
R11	21	21	0

## 【確保方策の内容】

母子健康手帳取得時に妊婦健診14回分の無料受診券を配布し、県内の産婦人科で対応可能です。県外医療機関・助産院については、限度額内で助成します。

## (17) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

## 【第3期計画の目標値】

年度	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）			
	量の見込（人） （需要量） ①	確保方策（人） （供給量） 目標値②	確保方策（箇所） （供給量） 目標値	①－②
	R7	21	21	1
R8	20	20	1	0
R9	20	20	1	0
R10	21	21	1	0
R11	21	21	1	0

## 【確保方策の内容】

本町の出生数に合わせて保健師が全戸訪問を実施します。

## (18) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児・家事など、養育能力を向上させるための支援を行う事業です。（相談支援、育児・家事援助など）

## 【第3期計画の目標値】

年度	養育支援訪問事業			
	量の見込（人） （需要量） ①	確保方策（人） （供給量） 目標値②	確保方策（箇所） （供給量） 目標値	①－②
	R7	1	1	1
R8	1	1	1	0
R9	1	1	1	0
R10	1	1	1	0
R11	1	1	1	0

## 【確保方策の内容】

令和5年度の実績は1人でしたが、乳児家庭全戸訪問事業のなかで適宜、適切に対応が必要な保護者へ支援を行います。

## (19) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

### 【確保方策の内容】

本町における要保護児童対策地域協議会では、実務者会議や必要に応じて個別ケース検討会を開催し、要保護児童等に対する支援を実施しています。また、令和6年度からは児童相談管理システムを導入し、関係機関へのスムーズな情報共有を図っています。

## (20) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

### 【確保方策の内容】

現在本町では実施しておりませんが、必要に応じて実施を検討します。

## (21) 様々な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

### 【確保方策の内容】

現在本町では実施しておりませんが、必要に応じて実施を検討します。

## 第5章 計画の基本的な考え方



## 第5章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

本町では、令和元年度に「第2期 たかもり 新 風まるプラン」を策定し、「家庭と地域でともに支え合い 心豊かな子どもを育むまちづくり」を基本理念として掲げ、今日までその実現に向けて推進してまいりました。

この度、令和5年4月1日「こども基本法」が施行され、同年12月には、こども家庭庁より「こどもまんなか社会」の実現を目指したこども大綱が示されました。これは、子ども・若者が権利の主体であることは言うまでもなく、それぞれの持つ考え方や意見が最大限に尊重されることを皆で共有していくことが求められています。

このようなことから本計画では、子育て家庭への支援をさらに充実させると同時に、町に関わる全ての人が子ども・若者に寄り添い、その思いを共有することにより、こどもまんなか社会の実現に向けて、基本理念・基本方針を下記のとおり定めます。

#### 基本理念

将来の子どもたちに誇れる町づくり  
全国に誇れる『高森町』へ

## 2 基本方針

### (1) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重する

こども・若者は、心身の発達の過程にあっても、乳幼児期から生まれながらに権利の主体です。そのため、こども・若者を多様な人格を持った個として尊重し、その権利は保障されます。

また、こども・若者が自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや社会に参画することが自己肯定感や自己有用感、地域社会の一員としての主体性を高めることにつながるため、大人は、こども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重することが大切です。

声を上げにくい状況にあるこども・若者に特に留意しつつ、「子どもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しします。そのため、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行います。

### (2) ライフステージに応じて切れ目なく支援する

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長し、若者として社会生活を送るようになります。大人として自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの子どもの成長の過程は、その置かれた環境にも大きく依存し、こどもによって様々であり、かつ乳幼児期からの連続性を持つものです。そのため、こどもが若者となり自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの一連の過程において、様々な分野の関係機関・団体が有機的に連携し、教育・保育、保健、医療、療育、福祉を切れ目なく提供していきます。

### (3) 良好な成育環境を確保し、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

貧困と格差は、こどもやその家族の幸せな状態を損ね、人生における選択可能性を制約し、ひいては社会の安定と持続性の低下にもつながります。貧困と格差の解消を図ることは、良好な成育環境を確保し、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにするための前提であり、全てのこども施策の基盤となります。

そのため、乳幼児期からの安定した愛着の形成を保障するとともに、愛着を土台として、こども・若者の良好な成育環境を保障し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるよう取り組みます。

### 3 基本目標

本町では、基本理念を実現するため、以下の4つの基本目標のもとに本計画を推進します。

#### (1) ライフステージを通じて切れ目なく一人ひとりを大切にする支援

複合的な福祉的課題を抱える家庭が増加していることから、個人及び家族への支援を切れ目なく行うために、どこの相談窓口からでも必要な支援につながるような重層的支援体制を充実させるとともに、支援機関同士が連携して支援する包括的支援体制の推進を図るものです。

また、安全で快適な妊娠、出産環境を確保するとともに出産後の家庭への育児支援や社会情勢の変化の中で増加した共働き・共育てへの支援の推進を図ります。

さらに、子育て当事者の気持ちを受け止め、伴走型支援として寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うことにより、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていきます。

#### (2) 子どもの健やかな育ちへの支援

少子化が進む一方で多様な保育・教育の需要があり、それらのニーズに対応できるように民間活力の導入も含め、質・量両面を考慮した保育・教育の場の整備を進めます。

外国にルーツがある方には、外国語併記、翻訳資料、自動翻訳機の導入・活用などの取り組みを促していきます。

また、子どもたちが「ふるさと高森」に誇りを持ち、地域や家庭環境に左右されず、質の高い教育環境を享受できるよう、ICTを活用した情報教育や「たかもり型」と選ばれる教育行政を推進していきます。

さらに、子ども・若者の居場所づくりの充実を図っていきます。

#### (3) 子育て・子育てを支えるまちづくり

こども・若者や子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成し、地域による子育て支援活動の充実を図るため、人材育成や活動団体への支援、ネットワークづくりを推進し、家庭・地域・行政で連携して子どもを育てる環境づくりを整備します。

また、子育て支援センターの拡充、仕事と子育て両立のための環境づくりに取り組み、子育て世帯にとって、安全・安心な環境の整備に努めます。

さらに、DX推進により子育て世帯の手続き等の負担軽減を図ります。

## (4) 子ども・若者の成長と自立への支援

優先して支援の必要な子ども・若者及び家庭を支援するための取り組みを推進していきます。

また、子ども・若者は生まれながらに権利の主体であることを社会全体に周知啓発することで、子ども・若者が自己決定権を持ち、自己肯定感が高まる環境づくりに取り組みます。

さらに、子ども・若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成にも取り組みます。

## 3 計画の体系

基本目標	施策項目
<p><b>基本目標 1</b> ライフステージを通じて切れ目なく一人ひとりを大切にす支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 結婚を希望する人への支援</li> <li>(2) 妊娠を希望する人や妊娠中の人への支援</li> <li>(3) 子育てに係る経済的負担の軽減</li> <li>(4) 関係機関が連携した包括的支援体制の整備</li> </ul>
<p><b>基本目標 2</b> 子どもの健やかな育ちへの支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 子どもや母親の健康の確保</li> <li>(2) 幼児教育・保育の充実</li> <li>(3) 「たかもり型」教育・人材育成の推進</li> <li>(4) 命と人権を大切にする教育の推進</li> <li>(5) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進</li> <li>(6) 多様な学びや体験、活躍ができる機会づくり</li> <li>(7) 子どもの居場所・遊び場づくり</li> </ul>
<p><b>基本目標 3</b> 子育て・子育てを支えるまちづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域主体の子ども・子育て支援の推進</li> <li>(2) 子育て支援センターの充実</li> <li>(3) 仕事と子育ての両立のための活動の推進</li> <li>(4) こども政策DXの推進</li> <li>(5) 子どもと子育て家庭の相談体制の構築</li> </ul>
<p><b>基本目標 4</b> 子ども・若者の成長と自立への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 児童虐待防止対策に向けた取り組みの推進</li> <li>(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進</li> <li>(3) 障がいのある子への支援</li> <li>(4) 様々な困難を抱える家庭への支援</li> <li>(5) 子どもの人権が尊重される体制の整備</li> </ul>

## 第6章 施策の展開



## 第6章 施策の展開

### 基本目標1 ライフステージを通じて切れ目なく一人ひとりを大切にす支援

<b>(1)</b>	<b>結婚を希望する人への支援</b>
①	熊本県連携中枢都市圏結婚支援相談センター事業
②	まちのよかボス結婚相談事業
③	婚活イベントの開催
④	結婚新生活支援事業
<b>(2)</b>	<b>妊娠を希望する人や妊娠中の人への支援</b>
①	こうのとりのり支援事業（不妊・不育治療助成）
②	妊婦健康診査
③	妊婦のための支援給付金
④	産前・産後ママ応援食生活向上サポート事業
⑤	パパママ定期歯科健診
<b>(3)</b>	<b>子育てに係る経済的負担の軽減</b>
①	出産祝金
②	妊婦のための支援給付金【再掲】
③	子ども医療費助成制度
④	養育医療給付事業
⑤	児童手当
⑥	おたふくかぜ予防接種の助成
⑦	パパママ応援子育てスタート用品レンタル事業
⑧	パパママ応援在宅育児支援事業
⑨	パパママ応援入園祝い金支給事業
⑩	パパママ応援0歳からの保育料等完全無償化事業
⑪	パパママ応援進学費用助成事業
⑫	パパママ応援修学旅行費助成事業
⑬	学校給食費負担軽減支援事業
⑭	次世代定住促進奨学金資金貸付事業
<b>(4)</b>	<b>関係機関が連携した包括的支援体制の整備</b>
①	重層的支援体制整備事業の検討

## 基本目標2 子どもの健やかな育ちへの支援

<b>(1)</b>	<b>子どもや母親の健康の確保</b>
①	産後ケア事業
②	産婦健康診査費用助成事業
③	1か月児健康診査
④	こんにちは赤ちゃん訪問
⑤	4か月児健診
⑥	5-6か月児健康相談
⑦	9-10か月児健康相談
⑧	1歳児健康相談
⑨	1歳6か月児健康診査
⑩	3歳6か月児健康診査
⑪	5歳児健康診査
⑫	乳幼児歯科健診
⑬	フッ化物洗口事業
⑭	予防接種事業
<b>(2)</b>	<b>幼児教育・保育の充実</b>
①	幼児教育・通常保育事業
②	時間外（延長）保育事業
③	一時預かり事業
④	こども誰でも通園制度
⑤	町立保育所第三者委員の設置
<b>(3)</b>	<b>「たかもり型」教育・人材育成の推進</b>
①	高森中央学園義務教育学校構想の推進
②	幼・保・小・中・義務・高連携教育
③	小中一貫教育
④	教育DXの推進
⑤	高森ふるさと学を基盤としたキャリア教育の実施
⑥	英語教育関連事業（英語検定及び英検 Jr 受検料の全額補助、CLIL オンライン英語プログラムの実施）
⑦	県立高森高校就学支援事業
⑧	マンガ学科関連事業
⑨	たかもり時空和ベースの運営（臨床心理士を配置）

<b>(4)</b>	<b>命と人権を大切にする教育の推進</b>
①	安全教育、防災教育、人権教育事業
②	学校関連 SNS 窓口設置の検討
③	防災教育の推進（ジュニア防災検定受検料全額補助）
<b>(5)</b>	<b>子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進</b>
①	地域住民、関係機関との連携強化
②	学校等との情報共有体制の充実
③	継続的な啓発活動の実施
④	相談をしやすい仕組みの検討
⑤	薬物乱用防止教室等の開催
<b>(6)</b>	<b>多様な学びや体験、活躍ができる機会づくり</b>
①	ブックスタート事業
②	わくわく土曜教室
③	放課後そろばん教室
④	総合型地域スポーツクラブ事業
⑤	プロクラブと連携した事業（ロアツソ熊本・熊本ヴォルターズ他）
⑥	高森町タブレット図書館事業
⑦	高森町和牛給食事業
⑧	高森高校生有償インターンシップ事業
<b>(7)</b>	<b>子どもの居場所・遊び場づくり</b>
①	放課後児童クラブ事業
②	東学園見守り事業
③	子どもデイサービス事業
④	教育支援センターの運営
⑤	子ども第三の居場所（みんなの第三の居場所『フレデリック』）
⑥	民間団体が実施する子どもの居場所・遊び場づくりに対する支援の推進 （子ども食堂運営支援補助事業等）

### 基本目標3 子育て・子育てを支えるまちづくり

<b>(1)</b>	<b>地域主体の子ども・子育て支援の推進</b>
①	ファミリー・サポート・センター事業の検討
②	民間団体が実施する子どもの居場所・遊び場づくりに対する支援の推進【再掲】
③	町内子ども食堂の活動内容の周知・広報の実施
<b>(2)</b>	<b>子育て支援センターの充実</b>
①	子育て支援センターの運営
②	子育て支援センターの移転及び機能強化 (食事スペース、授乳室及び親子トイレの整備など)
③	すくすくデーの開催(身長・体重の計測、保健師への子育て相談)
④	子育て講座等の実施
⑤	ファミリー・サポート・センター事業の検討【再掲】
<b>(3)</b>	<b>仕事と子育て両立のための活動・推進</b>
①	病児・病後児保育事業
②	放課後児童クラブ【再掲】
③	東学園見守り事業【再掲】
④	子どもデイサービス事業【再掲】
⑤	意識改革推進のための広報・啓発・情報提供の実施
<b>(4)</b>	<b>こども政策 DX の推進</b>
①	母子健康手帳アプリの活用
②	母子健康手帳アプリによる電子申請及び予約サービスの推進
③	たかもり子育て応援デジタル化事業(町立保育園のICT化)
④	児童相談管理システムによる児童相談業務の一元管理
⑤	高森町子育て支援サイトの開設
<b>(5)</b>	<b>子どもと子育て家庭の相談体制の構築</b>
①	こども家庭センターの設置
②	パパママ応援子育て安心医療相談事業 (産婦人科・小児科オンラインサービスの活用)
③	子育て・子育て相談事業 (母子保健・子育て支援センター専用 SNS・相談窓口の構築)
④	学校関連 SNS 窓口設置の検討【再掲】

## 基本目標4 子ども・若者の成長と自立への支援

<b>(1)</b>	<b>児童虐待予防対策に向けた取り組みの推進</b>
①	要保護児童対策地域協議会の設置
②	児童相談管理システムを活用した情報共有の推進
③	子育て世帯訪問支援事業
<b>(2)</b>	<b>ひとり親家庭等の自立支援の推進</b>
①	ひとり親家庭等医療費助成制度
②	児童扶養手当
③	関係機関のパンフレット等による支援制度の周知
<b>(3)</b>	<b>障がいのある子への支援</b>
①	障害児福祉サービス事業
②	ペアレントプログラム事業
③	障害児福祉手当
④	特別児童扶養手当
⑤	3歳児、5歳児を対象とした発達障害アセスメント調査の実施
⑥	保育所等巡回支援
⑦	早期療育支援体制の整備
⑧	保育所等における受入れ体制の整備及び促進
⑨	特別支援教育指導員の配置
<b>(4)</b>	<b>様々な困難を抱える家庭への支援</b>
①	ヤングケアラー実態調査の実施
②	ヤングケアラー・コーディネーターの配置
③	子育て世帯訪問支援事業 【再掲】
④	就学援助制度
⑤	教育支援センターの運営 【再掲】
⑥	スクールソーシャルワーカーとの連携強化
<b>(5)</b>	<b>子どもの人権が尊重される体制の整備</b>
①	子ども議会、高校生議会の開催
②	高森町子どもの権利委員会の設置検討
③	こども・若者の意見聴取や意見表明の仕組みづくりの検討



## 第7章 計画の推進



## 第7章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

#### (1) 推進体制の整備

本計画に基づき適切に事業を実施することで、子ども政策を総合的に推進していきます。

さらに庁内の組織体制を強化し、より一層組織横断的に取組を進めます。

また、職員一人ひとりが子どもの権利についての理解を深め、子どもの声を聴いて施策を進める意識を高めることができるよう、様々な職種や職層を対象とした子どもの権利に関する研修を実施するなど、町全体で子どもの権利を基盤にした取り組みを推進します。

#### (2) 子ども・若者の町政参加の促進

計画の推進にあたって、本町では「子ども議会」をはじめ、幅広く多様な背景を持つ子ども・若者から意見を聴き、その意見が施策に反映されるよう努めます。

また、各事業の実施にあたり、可能な限り子ども・若者が参加する機会を設け、町政運営への子ども・若者の参加促進を図ります。

#### (3) 地域や関係機関等との連携・協働

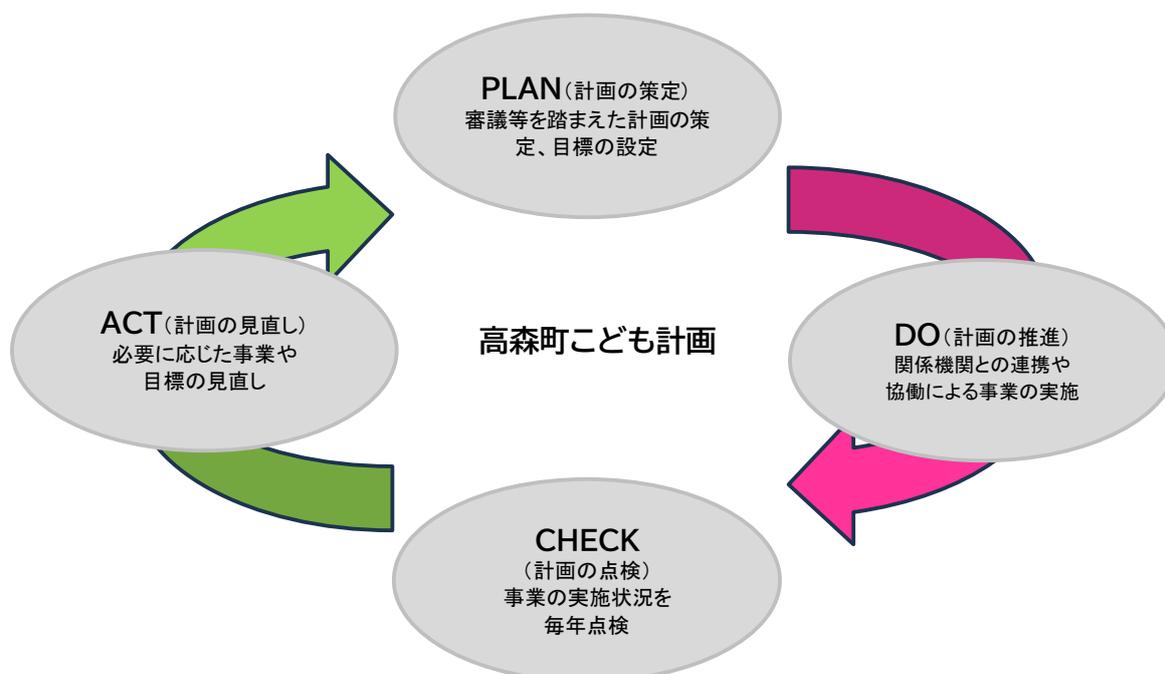
子どもの育ちを地域全体で支え、子どもの権利を保障するまちにしていくためには、行政の力だけではなく地域や関係機関等との連携・協働が不可欠です。地域の子育て支援団体、NPO 法人、企業などと協力し、またその活動を支援するとともに、連携を深めるためネットワークを構築していきます。

また、町に関わる全ての人に対し、子どもの権利に関するための理解促進を図るとともに、計画の理念や考え方を地域全体で共有し、地域が一体となって子どもの権利保障の視点から計画を推進していきます。

## 2 計画の進捗管理

### (1) 計画の点検・評価

本計画は、PDCA サイクルに基づき進捗管理・評価を行うとともに、本計画の主体となる子ども・若者の声を聴きながら、必要に応じて計画や施策の見直しを行います。



### (2) 子どもの権利の視点に基づいた点検・評価

(1)における点検・評価に加え、各事業の取り組み内容について、令和7年度以降「高森町子どもの権利委員会」の設置を検討し、子どもの権利の視点に基づいた検証を行います。検証にあたっては、成果指標などの数値目標の達成状況だけでなく、子どもに関わる取り組みについて、子ども自身がどのように感じているかヒアリング形式などの定性的な評価を行います。

本町では、これらの結果を踏まえ、事業の推進や改善を図ります。

# 資料編



## 資料編

### 1 高森町子ども・子育て会議条例

平成25年9月20日

条例第23号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、高森町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 子育て会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子育て会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 子育て会議の庶務は、住民福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 高森町子ども・子育て会議委員名簿

番号	関係機関等	氏名	備考
1	議会	白石 豊和	産業厚生常任委員会副委員長
2	教育委員会	工藤 寿恵	教育委員
3	民生委員	岩下 美智	主任児童委員
4	高森寮	手島 清士	高森寮長
5	保育園長	山村 咲子	高森保育園長
6	幼稚園長	檜木野 晃滋	認定こども園高森幼稚園長
7	高森校区代表	吉良 嘉文	高森中央小学校PTA会長
8	東校区代表	梅田 幸博	高森東学園義務教育学校長
9	社会福祉協議会	岩下 茂巳	副会長
10	健康推進課	津留 大輔	健康推進課長
11	教育委員会	後藤 廣	教育委員会事務局

### 事務局

1	事務局	石田 昌司	住民福祉課長
2		楠田 優香	住民福祉課 係長
3		東山 紀子	子育て支援センター長



---

---

## 高森町こども計画

発行日 令和7年3月

発行 熊本県 高森町

〒869-1602

住所：熊本県阿蘇郡高森町大字高森2168番地

電話：0967-62-1111 Fax：0967-62-1174

---

---